

## 学会創設20周年大会

# 命の安全と尊厳ある社会づくり

— 予防安全の原点からのアプローチ —



[shimin-anzen-gakkai.org](http://shimin-anzen-gakkai.org)



特集 1

円卓会議ハッカーから「脳とこころ」を守り抜く

特集 2

名誉シニアフェロー 第4期 記念講演・大討論会

# 日本市民安全学会

Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences



# 目次

## 1. 巻頭言

命の安全と尊厳ある社会づくり ～予防安全の原点からのアプローチ

日本市民安全学会会長 石附 弘…………… 1

## 2. 特集

・特集1 円卓会議「ハッカーから脳とところを守る」

第1部 ハッカーに『脳とところ』を奪われた事例…………… 5

若者対象の闇バイト・闇サイトについて

龍谷大学 矯正・保健総合センター嘱託研究員 廣末 登…………… 6

高齢者と特殊詐欺について

シニアライフデザイン代表 堀内裕子…………… 8

ネット社会の消費者と市民安全について

弁護士 齋藤雅弘……………10

第2部 グループ討論「何故、ハッカーされたのか？」

プロモータ 鈴木英夫……………12

第3部 『脳とところ』を守る知恵と実践

超人的知性の例「日経・私の履歴書（宝石箱）」から

加藤弘次……………14

第4部 総括

脆弱性（属性・状況）と強靱的知力

石附 弘……………16

・特集2 名誉シニアフェロー第4期……………17

選考経緯と記念碑贈呈

名誉シニアフェロー選考部会長 西田佳史……………17

受賞者記念講演

・堺市東区自治連合協議会会長 池崎 守

・神戸市須磨区北須磨団地自治会長 西内勝太郎

・大阪教育大学教授 藤田大輔

## 3. 論壇

COVID-19が私たちの暮らしに与えた影響

労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター 高橋正也……………30

日本市民安全学会で芽生えた異分野の交流と新たなサービス共創

横浜市立大学医学部教授 山田典子……………37

## 4. 特別寄稿

再犯・再非行を防止し、安全・安心な社会を築く処方箋

特定非営利活動法人両全トウネサーレ理事 鷺野 薫……………40

被災地における犯罪予防と生活安全

日本防犯設備協会特別講師 富田俊彦……………45

## 5. 市民安全の灯火

緑が丘中学校避難所の手引き 相模原市光が丘自治会連合独立防災隊連絡協議会会長 堀口 眞……………52

## 6. 日本市民安全学会・セーフティプロモーション学会合同学術大会（池田市）

大会概要 日本市民安全学会大会長 浦中千佳央……………61

### 基調講演

次元のデザイン —生活の場の科学とコレクティブアプローチによる高次元傷害予防—

東京工業大学教授 西田佳史……………62

発表者・要旨 ……………69

## 7. ホームページ刷新のこれまで

編集委員会委員長 濱田宏彰……………73

## 8. メールマガジン発行状況

編集委員会委員長 濱田宏彰……………74

・ビジョナリー

・風

## 9. お知らせコーナー

総務局長 山下弘忠……………82

## 10. 編集後記

### 資 料

・会則

・新体制について



創設20周年記念誌「市民安全の葉」第4号の発刊に寄せて

## 命の安全と尊厳ある社会づくり ～予防安全の原点からのアプローチ

日本市民安全学会会長 石 附 弘

本日、日本市民安全学会創設20周年記念大会を、皆様とこうして元気に迎えることができたことを大変嬉しく思います。

まずもって、本記念大会の設営にご尽力いただいた日本大学法学部の西山智之先生（常任理事）、本機関誌「市民安全の葉」4号の編集の労をお取りいただいた濱田宏彰編集委員会委員長、葉の素晴らしい表紙をお作りいただいた櫻田秀美理事、玉稿をご執筆頂いた先生方、また、創設20周年の寄稿文集をお作りいただいた鈴木英夫理事など、さらに、藤岡一郎最高顧問や山下弘忠総務局長など本記念事業に様々なご支援ご協力を頂いた皆様方に対して、衷心より厚く厚く御礼を申し上げます。皆様方のお力添えなくしては本記念事業を行うことができませんでした。

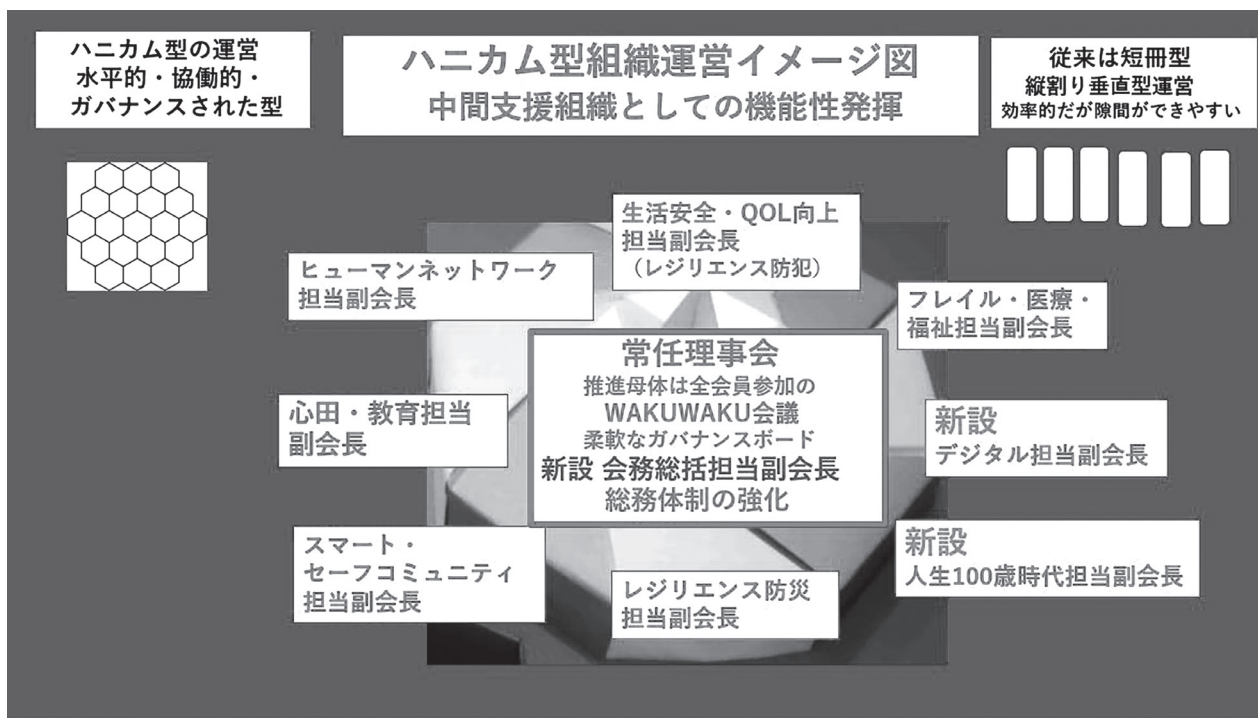
ここに改めて、深甚なる謝意を表したいと思えます。誠にありがとうございました。

20周年という節目の時にあたり、折角の機会なので私からは3点、お話してみたいと思えます。

ご承知のとおり、市民生活の安全をめぐる情勢が大きく変化し、犯罪形態も災害環境もこれまで経験したことがない現象が起きています。また、サイバー空間およびリアル・デジタル融合という時代環境のなかで市民安全侵害事案が急増しています。

このような新たな情勢に適応するため、私たちは、2020年に会則2.0を制定し学会活動第2期をスタートさせました。皆様のご協力の下、その基盤も逐次整備され定着しつつありますが、複雑不透明な、かつ、スピードが脅威となった時代にあって、「NEXT市民安全の構築」は容易なことではないと考えています。

- 1 私たちは20周年を期に、組織運営の考え方を短冊型から「ハニカム」型（蜂の巣：強靱で柔軟な構造）に改変し、会員間の絆を一層強化することとしました。



市民安全学構築のためには、まず、推進体制を整える必要があるからです。すなわち、当学会の社会的性格は、市民生活の安全安心を推進する非営利の中間支援組織であり、その特長は、会員相互の強い信頼関係と強いネットワーク機能にあります。そこで、学会運営の考え方をこれまでの縦割り短冊型運営から「ハニカム（蜂の巣）型（水平的・協働的、かつガバナンス）」の運営に改変し、会則2.0の活動を推進していきたいと思ひます。

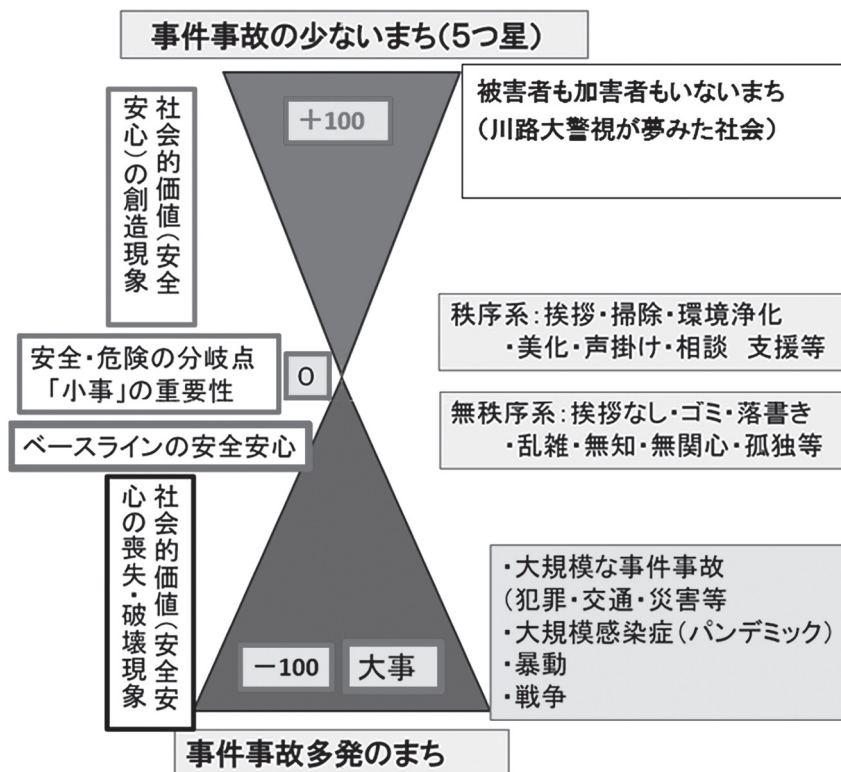
また、時代のニーズに適応した体制整備を、つぎのとおり行いたいと思ひます。

- ・会務総括担当副会長を新設し会務全体の調整を図っていきます。
- ・「デジタル担当副会長」を新設し社会のデジタル化による市民安全への影響を担当して頂きます。
- ・「人生100年時代担当副会長」を新設し生まれてから100歳までのライフサイクルにおける安全安心の全体像を考えていきたいと思ひます。
- ・学会運営のアイディ推進母体として「WAKUWAKU会議」を新設し、「みんなで創る市民安全」の中核を担って頂きたいと思ひます。
- ・編集総局長を新設し補佐役としてデザインと動画等の専門家を配置します。  
これはホームページや機関誌の充実強化を図るためのものです。

## 2 次に、創設20周年記念大会のテーマについてですが、「命の安全と尊厳ある社会づくり～予防安全の原点からのアプローチ」としました。

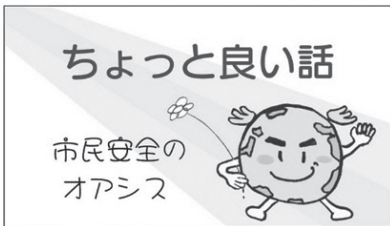
当学会は、創設以来、「予防安全」の調査・研究・啓発をメインテーマにしてきましたが、今回は、予防安全の原点である「安全と危険の分岐点：「小事」対応の重要性について考えてみたいと思ひます。「命」とか「尊厳」が問題となる現場では、常に、「小事」の扱ひ方が問題になります。つぎの表（石附作成）にあるとおり、現在より安全安心な状態にするためには、「秩序系の社会的安全価値」を創造していかなければなりません。他方、「無秩序系の因子」が増えてくると生活安全侵害が発生します。加害者や被害者が生まれやすくなります。

日本警察の創始者川路大警視は、「加害者も被害者も生まない地域社会」でした。予防安全の原点は、日々の生活の中の「小事」への対応が重要となると思ひます。



かつ、大事と小事の取り扱ひについて、「『大事は理』、『小事は情』をもって処す」という含蓄のある言葉についても、調べてみたいと思ひます。

3 学会の情報基盤としてのHPについてです。2023.1の新HP公開後も刷新事業を進めてきましたが、創設20周年を機に、HPの第一画面のイメージチェンジを図ります。是非、HPを皆様の居場所として楽しく役立つものに育てていきたいと思っております。ご協力ご支援をお願いいたします。



中でも、伝承館はわが学会の最大の知財であり、その管理運営・活用に最善を尽くしていきたいと思っております。また、新企画の「仲間のページ」は、会員の活動や学会のネットワークを通じて得られたお役立ち情報の紹介などを検討中ですが、皆様と一緒にHP作りをしてみたいと思っております。

### 【コラム】 学会創設時の「市民安全への思い」

顧みれば、平成14年に犯罪が急増し日本の治安は危機的状況となりました。日々の市民の安全が犯罪の脅威に晒され、平成15年、政府は初の犯罪対策閣僚会議を開催、新方針が打ち出されました。

しかし当時の地域安全活動は、官民ともに縦割り・タコ壺型が大半で、全国の「ピカー」の活動を繋ぐ「ネットワークや組織横断的学びの場」もありませんでした。何かできることは無いかと有志10余名が集い、「市民安全を共に学び共に考える場」をつくらうということになりました。

組織イメージとしては、次のようなものでした。

- ①「焼鳥の串」型組織横断的な組織構成にしたい
- ②「市民の目線」を基軸としつつ、市民安全をめぐる全体像を捉えていきたい
- ③全国の防犯活動について、「官民を問わずピカー」の「叡智を学び合う場」としたい
- ④自助・共助・公助、また、世代を繋ぐ安全安心の知見を探求したい
- ⑤得られた知見や社会実践の好事例を、社会に情報発信していきたい

\*

\*

\*

さて、皆さん、今の時代には、どのようなイメージの学会とすべきでしょうか？

## 参考資料

### 【わが学会の歩み】

- ・ 1期 学会創設 会則1.0 犯罪多発と地域安全 子どもの安全 災害 高齢者  
研修会の実施 各地で大会開催 大会誌発刊（1-20号）  
活動小史 ・セーフコミュニティ推進自治体との連携大会
  - ・ 2期 会則2.0制定 サイバー空間・リアル・デジタル融合時代の市民安全とは？  
副会長制開始 シニアフェロー記念碑（1期-3期：今回4期）
- 2021年 「市民安全の葉」発刊（1-3号 国会図書館登録 JST協力図書）  
2022.1 HPの抜本的刷新（AI・スマホ時代への対応）  
2024.6 組織運営の考え方（組織図表：短冊型からハニカム型へ）改変

### 【周年事業での主な事業】

- 10周年 ロゴマーク制定  
15周年 寄稿文集作成 学会の紹介動画作成  
20周年 寄稿文集作成 シニアフェロー4期

## Profile

石附 弘（いしづき ひろし）

1969年、一橋大学法学部卒業、警察庁入庁。石川・福岡・兵庫の各県警課長、在韓日本大使館書記官、内閣官房長官（後藤田・小淵両長官）秘書官、警察庁捜査二課長、暴力団対策第一課長、長崎県警察本部長、防衛庁審議官等を経て、現在、日本市民安全学会会長、警察政策学会市民生活と地域の創造研究会会長、(財)国際交通安全学会顧問、厚木市セーフコミュニティアドバイザー、日本セーフティプロモーション学会理事、マンション防災協会副理事長。

監修書 WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全 警察政策学会資料第133号

・座右の銘 一日生涯



## 特集 1 円卓会議「ハッカーから『脳とところ』を守り抜くために」 ～事例研究と予防安全のヒント～

日本市民安全学会会長 石 附 弘  
心田・教育担当副会長 鈴木 英 夫

### 【円卓会議の企画趣旨】

犯罪加害者も犯罪被害者も騙され電話1本で反社会勢力の意のままに踊らされていることに着目し、「人の自由意思を支配する」人格権侵害事案（知能暴力・詐欺事犯など）について考えてみたいと思います。この種の事件・事案に巻き込まれた背景やプロセスを検証する（Go Backアプローチ）ことにより、予防安全の手がかり（どこで、ボタンをかけ間違ったのか？）に迫ります。

### 【円卓会議に先立って】

年初の大災害：能登の地震・津波被害による被害者や被災地のこと、  
同 大事故：羽田の航空機事故—乗客乗員の無事脱出（危機管理モデル）  
に思いを致しつつ、能登地震被災者への黙祷を捧げました。

### 【円卓会議の背景】

- ◎最近の犯罪の特徴 電話1本の指示で、加害者と被害者になっている
- ・闇サイト・闇バイトの若者の凶悪犯罪が社会を震撼させている  
20歳未満の少年は477人、高校生と中学生が合わせて3割超（2022年警察庁）
  - ・特殊詐欺の被害者の約88%が高齢者 その内8割は自宅への電話（警察庁2022）
- ◎『騙し』による「脳とところ」のハッキングが現代の新たな社会病理として肥大化
- 具体的には、
- ・「騙し」をめぐる環境変化
    - 時空を越えたサイバー空間が犯罪の新天地になり、市民安全が「騙し」のリスクに曝されている。
    - 人類の脳新皮質の進化により「騙し」と「見破り」の共進化（軍拡競争）が起きており不可

逆的变化である（東大 長谷川教授）。

- ・国家安全保障分野でも「認知戦争」（相手国世論の分裂戦略等）が国際的な主戦場の1つに浮上した（NATO公式文書、米国報告書、中国）。
- ・研究領域においても、「騙し」についての国際学会が開催された（2011英国）
- ・国家レベルでも市民生活のレベルでも「脳とところ」の「騙し」に備える必要がある。

### 【プログラム】

第1部 ハッカーに『脳とところ』を奪われた事例（騙され支配されていく実態）

- （1）若者対象の闇バイト・闇サイトについて（騙されて犯罪者へ） 廣末 登 先生
- （2）高齢者対象の特殊詐欺について（騙されて被害者に） 堀内裕子 先生
- （3）ネット社会の消費者と市民安全について 齋藤雅弘 弁護士

第2部 グループ討論「何故、ハッカーされたのか？」  
プロモータ 鈴木英夫

- （1）『グループ討論という手法』の意義
- （2）各先生を囲みグループ討論と記録係から発表  
～Go Backアプローチ分析と危険回避のチャンスの検討

第3部 『脳とところ』を守る知恵と実践  
プロモータ 石附 弘・鈴木英夫  
超人的知性の例「私の履歴書（宝石箱）」からの教訓  
加藤弘次 先生

第4部 総括  
脆弱性（属性・状況）と強靱的知力  
～「騙し」事案・事件に巻き込まれないために  
石附 弘

## 第1部 ハッカーに『脳とこころ』を奪われた事例

### 第1部①



### 若者対象の闇バイト・闇サイトについて (騙されて犯罪者へ)

龍谷大学 矯正・保健総合センター嘱託研究員 廣末 登

#### 1. 反社会的集団の現状

脅しから騙しへと変わってきているということが言えます。特殊詐欺の認知件数の推移としては暴力団が動きをとれなくなって以降も認知件数は右肩上がりに上がっており、コロナでは少し減りましたが、令和4年の認知件数は17,520件となっており、非常に由々しき問題であると考えています。「半グレに加えて、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察ではこうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けている。」というのが令和2年ぐらいの話であり、昨年からは半グレと準暴力団を全てまとめて「匿名・流動型犯罪グループ」、通称「トクリュウ」というふうになってきているわけであり、機動的に警察も動いて、対策を強化しているのです。

トクリュウと言っても様々なグループがあります。年齢も所属もバラバラであり、5つのカテゴリーに整理しました。①関東連合等に代表されるような草分け的な半グレ、いわゆる準暴力団という人たち。②特殊詐欺の実行犯のような使い捨ての人たちであり、闇バイトに応募する人たち。③正業を持っているような人で、地下闘技場の選手やIT企業をやっているような人たち。④暴力団から離脱した人でこれは偽装離脱や社会復帰に失敗した人で「元暴アウトロー」と呼ばれる人でこの人たちはネットワークとスキルを持っているので、非常に危険です。⑤外国人半グレ、違法入国者や元技能実習生それに短期滞在者でこの人たちはもともと同国人同士で悪いことをしていたが今は日本人を対象にしてきている。これらが複雑になってきているのが現状としてあります。

#### 2. 反社会的集団に加入する若者の傾向

犯行当時の年齢はバラバラで上は42歳、下は16歳で20代30代もいるのです。そこで共通項を探してみると家庭環境を見るとお母さんと義理のお父さんという家庭が非常に目立ち、学歴も中卒が多い、受刑入院歴を見ても過去に受刑入院があるということが指摘できると考えま

す。反社会的集団に加入するルートは大きく分けて3つあると思います。

まずは地縁交友に基づく勧誘・形成、暴走族や愚連隊の先輩が勧誘、あるいは同輩付合いの延長。それからSNSで繋がる勧誘、児童養護施設出身で行き場のない子ども、無職で暇している若者、借金があり困窮している者がSNSで繋がっていく。いわゆるアクセシビリティが顕著で近づきやすいという。それから前科者が社会的に排除され加入する。銀行口座が持てない、デジタルタトゥーで就職できないという人たちが入っていく。

次に、半グレ等の犯罪集団に加わる若者の抱える問題は大きく分けて2つあります。1つは社会的居場所がない、家族社会の貧困や孤立、養父による虐待などがあり、自己治療を選択するという仮説があります。もう1つは働きたくないが、他人が発信するキラキラした世界に憧れてしまう。これは学校におけるキャリア教育の質が十分ではない、リテラシー教育がされていないということが指摘されています。少年院の在院者に薬物の使用頻度を聞いたグラフで47人中87%が乱用歴ありと答えました。この中で売り子になった経験のある人は55%います。彼らの家庭を見てみると7割が被虐待歴ありと答えています。令和5年の法務総合研究所による調査では、家庭における被虐待歴、身体的暴力は男子60%、女子73%、精神的虐待は男子40%、女子78%という結果が出ているので、決して先ほどの少年院だけではないということです。自己治療仮説の提唱者である中野先生は「薬物や非行は『生きるための自己治療』なのではないか」と言っています。家庭に居場所のない少年が居場所を求めて不良仲間と戯れるようになり、そこから薬物やアルコール、夜の世界へと足を踏み入れ、悪の世界に染まっていくという自己治療ではないかというもので非常に説得力があると思います。もう一つはワンチャンゲットして楽をしてお金を稼ぎたいという傾向があります。これも法務総合研究所が調査を行っています。20代のうち50.3%が楽をしてお金を稼ぎたい、年少少年が46.3%、中間少年が49.6%、年長少年が46.2%、30代も49.5%と非常に高い割合で楽をしてお金を稼ぎたいと回答してい

るのです。少年の特殊詐欺の検挙された受け子の5人に1人が少年であるという事実があります。特殊詐欺全体としても減っておらず、2015年からだいたい毎年200人以上が検挙されており、由々しき問題です。闇バイト経験者曰く、全て電話での指示であり、楽だと言うので、はっきり言って人間が道具となっており、「脳と心」をハックされている状況で犯行に及んでいると言うことです。

### 3. ワンストライクで排除される日本社会

現役観察官の話では「学童期に苦しかった子が18歳になって事件を起こすケースが多い。」18歳なので、逆送優先になってしまっています。弁護士の話では、『『自首しろ』と言うが、自分が逮捕、刑務所に行くのに自首するのは難しい。量刑傾向は考え直してほしい。』ということだそうです。検察官の話では、厳罰化することは一般予防で、犯罪の減少につながり、また、受け子・出し子・掛け子は末端で利用される存在とはいえ、彼らがい

るから犯罪が敢行されるので厳罰の必要性は末端でも変わらないとおっしゃっています。ところが、私は初犯者や自首して厳罰化してしまった場合に仕事をクビになる、銀行口座を開設できないとなると再犯することになり、負の回転ドアを回し続けることとなり、新たな被害者を生み出す可能性を否定できないので、是非とも皆さんに考えていただきたいと思うところでございます。文化的な目標の達成が念頭にありますが、これは合法的機会構造でも非合法的機会構造でも一緒であると思います。ただ、非合法的機会構造に落ちてしまった人間がラベリングされて合法的機会構造に戻ってこれなくなるのと非合法的機会構造の住人がどんどん増えてしまって社会にとって良くないと思うので是非とも皆さんに考えていただきたいと思います。どうすれば、非合法的機会構造に落ちないのか、どうすれば彼らは更生して合法的機会構造に戻ってこれるのかを議論していただきたい次第であります。

#### Profile

1970年、福岡市生まれ。社会学者、博士（学術）。専門は犯罪社会学。龍谷大学矯正・保健総合センター嘱託研究員、法務省・保護司。

2001年北九州市立大学法学部卒業、08年同大学大学院社会システム研究科博士後期課程修了。国会議員政策担当秘書、熊本大学イノベーション推進機構助教、福岡県更生保護就労支援事業所長等を経て現職。著書に『ヤクザになる理由』、『だからヤクザを辞められない』（ともに新潮新書）、『テキヤの掟』（角川新書）、『闇バイト』（祥伝社新書）等がある。

第1部②



## 高齢者と特殊詐欺について

シニアライフデザイン代表 堀内 裕子

### 1. 数字で見る高齢者社会

総人口は減少している中、75歳以上は令和37年まで増え続けると推計されています。

振り込め詐欺やオレオレ詐欺のポイントの一つに家族構成があります。1980年代で一番多かったのは三世帯同居で約半数を占めていました。現在その数は1割を切り、その代わりに高齢者のみの世帯が6割となっています。よって子どもや孫と同居していないため、直ぐに家族と連絡が取れない状況にあります。

また、どれだけ自由になるお金を持っているかということも狙われる要素の一つとなります。2,000万円以上の貯蓄がある世帯主の年齢が65歳以上の世帯が4割、4,000万円以上の貯蓄のある方が17.7%います。中央値で見ても、2人以上の世帯1,104万円で、65歳以上の世帯は1,588万円と約1.4倍となっています。その上に、家のローン等も終わり負債が少なく預金が多いため、狙われやすい層ということになります。

### 2. 高齢者の理解

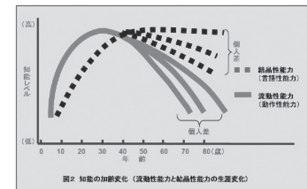
加齢は生まれた時から始まっています。加齢は年をとる過程、老化は年をとった結果、心身が衰えることとなります。老化は大きく分けて正常老化と病的老化があります。正常老化とは、生理的老化ことで代表的なものは老眼や白内障、足の筋肉の衰え、握力の低下など皆さんすべての方に訪れるものです。病的老化とは、同年齢の正常な人と比較して心身の機能の低下が著しく激しいというものです。同じ白内障でも日常生活に支障が生じるというような場合は病的老化に分類されます。

生物学から見た老化には、運動系の老化、感覚系の老化、自律機能の老化、睡眠・覚醒の老化、高次神経系の老化があります。感覚系の老化が非常に振り込め詐欺と繋がりががあります。五感全ては老化しますので、体が物理的に特殊詐欺にかかりやすくなるということです。

例えば「聴覚」。高齢者は高音域や小さい音が聴き取りにくく、こもったように聞こえ、声の聞き分けがしにくくなります。「視覚」では老眼で小さい文字がみえにくくなり、白内障で二重に見えたり色が黄みがかって見えたりもします。

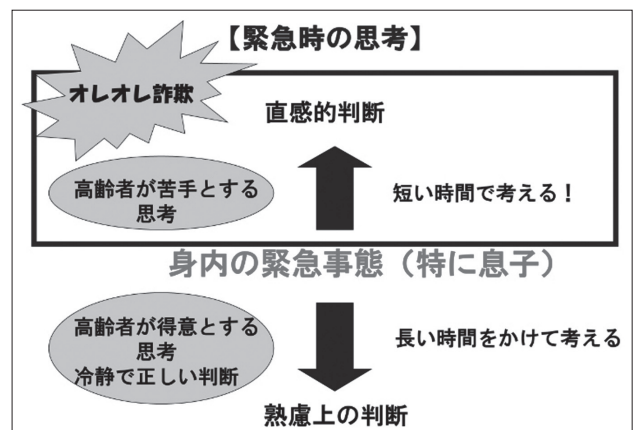
### 高齢者の特徴

- ・老化により、五感をはじめ、感じる力が衰えている
- ・体と心とのバランスの問題（正常老化は意識しにくい）
- ・個人差が大きい（体・心・家族構成等）
- ・過去に経験していないものに対しては対応が難しい・遅れる（結晶性能力）
- ・安全神話が根付いている（固定電話）
- ・年功序列的思考
- ・情報難民化



出典：柄澤昭秀、高齢者の精神機能（朝長正徳、佐藤昭夫編）脳・神経系のエイジング、225-237、朝倉書店、東京（1989）

知能の加齢変化でみると、流動性能力は20代30代を頂点に下がってきます。これは瞬発性を必要とする能力で、ひらめきの能力とも言われます。他方、知識と経験を積み重ねた結晶性能力は年を重ねるごとに強くなります。これは職人技やおばあちゃんの知恵袋というような知識と経験の積み重ねは衰えない、もしくは緩やかに衰えるというものなのです。結晶性能力というのは年をとるごとに強みになる能力なのです。本来ならば高齢者の強みになる能力ですが、振り込め詐欺は過去に経験したことがないので、結晶性能力が発揮できない上、高齢者が得意な熟慮上の判断をする時間を特殊詐欺は与えてくれません。流動性能力のような直ぐ判断する、高齢者が苦手とする直感的判断を迫られるのが振り込め詐欺です。



### 3. 特殊詐欺の現状

特殊詐欺は世相に合わせて、手を変え品を変え迫ってきます。特にオレオレ詐欺は、人の善意につけこむものが大半です。

警察庁が確定値として発表している令和4年（2022年）の資料によると、認知件数は17,520件、被害総額は361.4億円です。平成26年（2014年）以降、被害額は減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）は増加に転じました。

被害者は高齢者に多く、特殊詐欺全体の認知件数に占める高齢者（65歳以上）の占める割合はなんと86.6%となっています。（令和5年（2023年）11月までのまとめでは80%弱となっていますので、その推移をまたお伝えしたいと思います）

特殊詐欺の中でも、被害者の9割以上が高齢者のものは「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」です。

### 4. 高齢者の特徴と特殊詐欺

高齢者が特殊詐欺に狙われやすい現状として、老化による五感の低下や、体と心のバランスの問題、家族構成や貯蓄、過去に経験していないものに関しては対応の難しさや直感的判断を苦手とする等々があります。

また、固定電話の安全神話、ITリテラシーや情報難民問題もあります。

最後に、高齢者と特殊詐欺を考える時「年齢的要素」「世代的要素」「時代的要素」の三つの要素で考えるとわかりやすくなります。

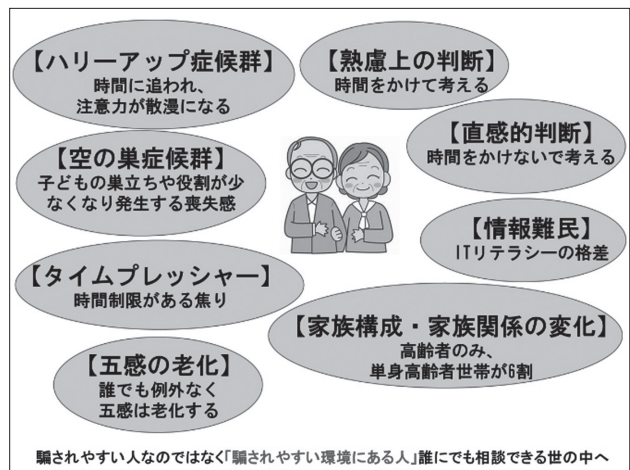
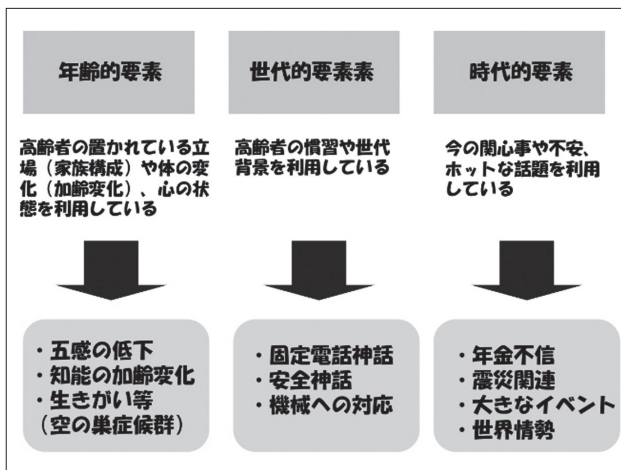
高齢者は様々な要素で特殊詐欺に騙されやすい環境にありますが、根底には「誰かのためになれば」「誰かを私が救えることができるのであれば」と優しい気持ちを狙われています。

社会的役割意識の達成感というものも肝になっています。

そして、「自助」「互助」「共助」「公助」の考えを皆で整理時実行していただきたいと思います。

常に自らも情報を収集し、予防策を徹底する「自助」。身近な人とコミュニケーションを取りやすくしておき、直ぐに相談でき、相談にも乗れるようにする「互助」。自治体等の迷惑電話防止電話機等を利用したり情報提供をしてくれる「共助」や「公助」。

「騙されやすい人」なのではなく、「騙されやすい環境にある人」、その環境をみんなで取り除いていける世の中にしていきたいと思います。



### Profile

シニアライフデザイン代表。老年学修士修了。桜美林大学老年学総合研究所連携研究員・日本応用老年学会常任理事。日本市民安全学会常任理事。日本において数少ないジェロントロジストのマーケッターとしてシニアマーケットに関する商品開発やコンサルティング、講演・執筆等を行っている。その他、東京都福祉サービス第三者評価の評価員等で高齢者施設の評価を行う等、現場感を大切にしている。

第1部③



## ネット社会の消費者と市民安全について

弁護士 齋藤 雅弘

### 1. ネット（デジタル）社会と消費者

現在のネット社会では、情報処理や通信に係るツールの発達に伴って、新たな種類・性質の消費者被害が拡大しているだけでなく、救済が非常に難しくなっています。このような被害は、広告や表示などが誘引の最初の入り口となっていますが、ネット上ではデジタルツールが悪用される場合が顕著になっています。実際にも、近時、デジタルネットワーク利用に関する消費者生活相談件数が非常に多くなっています。特に最近目立っているのは、「定期購入」に関する相談ですが、年間約10万件も寄せられています。一昨年の特定商取引法改正で「定期購入」に関する規制は強化され、普通は規制が強化されると被害額や相談件数は減るものですが、むしろ増えてきているのが実態です。これもおそらくネット上の取引への十分な消費者保護の対応が取れていないことの証左ではないかと思っています。これらの中でも、特に最近多いのがSNSを利用したトラブルです。

### 2. デジタル（ネット）広告の現状

現在、他のメディアを抑えて広告費ベースで見ると、その4割強がネット広告となっています。これまで「広告」というのは、広告媒体と広告主がいて広告主が広告媒体に広告を提供して終わっていましたが、ネット広告の場合、情報のやりとりが単純にインタラクティブなだけでなく、広告主側は広告を通じてユーザーの様々な情報をデータとして収集し、それを活用して広告にフィードバックさせて更に効果的な顧客誘引手段として使うことで、一層、洗練されたマーケティング方法が可能となっています。このような現実の中で様々な問題が起きていますが、現状のネット広告は、一定の広告枠がAI等によって競争的かつ自動的に割り当てられて表示されていることから、誰がいつどのような媒体・方法で

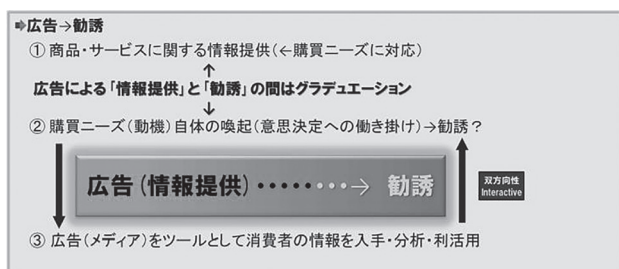
どのような広告を見たのかを立証することが困難になっています。これは広告に問題があった場合に、責任追及のための違反行為の立証や広告主の特定に大きな障害となります。また、これまでのテレビや新聞等のマスメディア広告と違い、皆さんがネット上で「広告」をみることは、広告主体から「勧誘」を受けているのと同じといえる実態があります。取引対象等についての情報提供を行い、契約判断の前提となる事実認識に関わる「広告」と、人（取引相手）を説得して契約意思を形成させる行為（契約締結の価値判断を促す）ことと間では、法律の議論では従前は質的な相違があると考えられていましたが、現在のネット広告ではこれらの間の相違はむしろグラデーションになっていて、量的あるいはその他質を含めた境界が曖昧になってきているのが現実ですし、これが今のネットの社会における広告の性質の理解ということになります。

#### ◆デジタルネットワーク上の広告

→④デジタル（オンライン）化、⑤通信のモバイル化、⑥高速化の進展→これらの技術基盤が広告の性質と機能を次のとおり変化させた（=デジタルネットワーク上の広告の特質）

- ① インタラクティブ化（一方通行から双方向へ）
- ② ユビキタス化（いつでもどこでも）
- ③ 大衆化（誰でもできる→広告内容の信頼性の低下、広告主・配信者の責任の希釈化）

この現実を踏まえてデジタルネットワーク上の「広告」の特徴を整理しますと3つあり、1つ目はインタラクティブ化つまり一方通行から双方向となり、閲覧する側の情報を入手し、今度はそれをフィードバックし、より効果的な契約意思の形成における材料として使えるということ。2つ目はユビキタス化、いつでもどこでも「広告」に晒され、否応なしに私たちは「広告」に影響されているということです。ユビキタス化によって相手（広告主体）を特定する、犯人や加害者を特定することが難しくなっている問題があります。3つ目は大衆化です。マスメディア広告では、「広告」に多額の費用が掛かりますし、広告内容についてもメディア（媒体）によるチェック等がなされ、その信頼性がある程度確保できるものと言えます。しかし、ネット広告ではこのような実態はなく、広告主や広告への信頼性が低いものだという性質があります。ところが、反面でネット広告というのは自分からネット検索などのアクションを起



◆個人に関する情報の利用と認知・判断への介入（行動科学の利用）

- ① 例えば出会い・占い系サイト
  - ② 会員登録時に**個人情報**を送信（提供させる）→これが**利用者を操るツール**になる←接触ツール、コミットメント
  - ③ 出会い・占い系サイトも、まず**無料お試し**→そこから有料に引き込まれる。この点で定期購入と入り口のパターンが似ているが、出会い・占い系サイトは有料に移行させる際に**心理的な影響力**を行使するが、定期購入では**誤認を惹起させる手法**によることが多い
- ② デジタルネットワーク上の取引誘引では、行動科学でいう**ヒューリスティクス（無意識の自動的判断・反応）に働きかける手法**が使われやすい？（友野典男「暮らしの中の行動経済学」国民生活2017年8月号：□□）
- ③ 決済が電子化されると**お金を支払う（失う）痛みが少なく、使い過ぎる**（友野前掲4頁）→ネット上の「投げ銭」

←**自己規制（セルフコントロール）が熟慮・熟考システムの重要な役割**（友野前掲2頁）であり、これが働く仕組みや制度が重要

◆ネット広告の現状

- ① ネット広告は取引への「誘引」どころか「勧誘」を超えている→人の心や身体のもっと奥深いところに影響を与えている（与えられる）技術や現実があるにもかかわらず、相変わらず「**広告**」の顔をして現れる
- ② **非広告と広告の区別が曖昧**→記事広告、個人的推奨と広告（ステマ等）→広告業界団体による**広告表示マーク制度**はあるが・・・
- ③ **広告主体と媒体（関与者）の区別**ができず、当該広告の責任主体が明確ではない
- ④ 行動ターゲティング広告→ニーズへのマッチングから**ニーズの喚起、購入決定への影響力行使**へ

こした結果、自分が探したものが出来て来ますし、SNSは前提として一定の人間関係のある者同士のコミュニケーションツールと認識されていますので、それに対する信用は高くなり、誘引性も高くなります。誘引性の高い「広告」であることの裏側には、個人の行動履歴をネット上から収集することで、それを取引誘引に利用することが容易になされる点が指摘できます。これは大きな問題で、この点がネット広告がネット上の詐欺のツールとして悪用されやすくなっている背景となっています。ツールの機能の進化という点では、ネット広告では、人の持っている脳の機能や認識の機能を利用して認識や判断を誤らせるだけでなく、そもそも人の「心を操る」ところまでツールの機能が進化してきているのが現実で、私はこの点が非常に大きな問題ではないかと考えています。このような意味で、ネット広告は「広告」を超えて「勧誘」の実態を持つだけでなく、さらにそれを超えて人の認識や判断を「操る」ことまでできるものとなっています。また、ネット上では「広告」とそうでないものの区別が難しく、さらに広告主体と媒体の区別も困難です。消費者のニーズの喚起、購入決定への影響力が極めて高いので、その意味でも詐欺のツールとして頻繁に

使われるという現実があるのだと思います。これを簡単にまとめると、ネット広告は、詐欺のツールとして非常に使いやすいし、非常に効果的なものです。それに加えて、閲覧者側が「広告」かそうではないかの区別をすることが非常に難しく、その内容の真実性が担保されているのかも非常にわかりにくいものであるだけでなく、人の心をも操り大きな被害を生じさせています。

### 3. ネットワーク上の取引に対する表示・広告規制

ネット広告も「広告」ですので、我が国の法制度上では景品表示法や特定商取引法その他の表示や広告規制の法律の規制対象となりますし、民事法の面でも例えば表示や広告の態様や内容によっては消費者契約法に基づく契約（意思表示）の取消しが可能となる場合もあります。

しかし、ネット広告の特質として指摘した3つの特徴を踏まえると、広告主体の法令違反行為の該当性や民事効を導くための要件該当性の立証が困難な場合が多いです。そもそもネット広告では広告主体の特定すら難しい現実があり、違法・不当な行為の規制も被害の救済も難しいのが現実となっています。

その意味では、現行の表示・広告規制や民事効はかなり心許ないものであり、今後、法改正や制度的な手当が必要不可欠だと考えています。

#### Profile

- ①1982年弁護士登録「四谷の森法律事務所」代表弁護士
- ②日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長（1993年）、東京弁護士会消費者問題特別委員会委員長（1998年）
- ③東京都消費生活対策審議会委員（～2007年4月）、消費者庁参与（～2014年12月）、国民生活センター客員講師（～現在）など
- ④一橋大学法科大学院（～2024年3月）、早稲田大学法科大学院・法学部、亜細亜大学法学部の各非常勤講師（いずれも「消費者法」担当）（～現在）
- ⑤（公社）全国消費生活相談員協会理事（2014年～現在）
- ⑥著書：単著『電気通信・放送サービスと法』（2017年/弘文堂）、共著『消費者法講義（第5版）』（2018年/日本評論社）、『特定商取引法ハンドブック（第6版）』（2019年/日本評論社）、『条解消費者三法（第2版）』（2021年/弘文堂）、『水底を掬う一大川小学校津波被災事件に学ぶ』（2021年/信山社）、『リーガル・イノベーション入門』（2022年/弘文堂）など

## 第2部 グループ討論「何故、ハッカーされたのか？」

プロモータ 鈴木英夫

### (1) 『グループ討論という手法』の意義 ～聞き手が語り合うことへの価値～

学校教育の世界では、授業にアクティブラーニングという手法が使われるようになりました。これは、学習する側がただ聞くだけでなく、話し合ったり、発表したり、発言したりと、『授業を聞く以外の学習行動』をすることを指しています。授業をする側は、語って説明するだけでなく、学習者の学習行動を中心に授業という学習の場作りを設計することが求められるようになりました。

日本市民安全学会の設立趣意に、「市民の安全」をめぐる現状および将来のあり方を市民生活の現場から捉え直し、「市民が主役の安全・安心まちづくり」のため、「共に考え共に学び共に行動する」とあるように、一人ひとりの市民が主役となってともに考えともに学びともに行動することが、市民の安全には欠かせません。この趣意を生かすような学びの機会を設けるため、日本市民安全学会では、これまでの講義型研修方法に加え、少人数での語り合う「グループ討論」（研修・学習効果を高めるための社会技術）を、コロナ期のZoom研修から取り入れることにしました。

- ・講演を受けて参加者同士が語り合うことで、講演者の話を聞いているだけでは気づけなかったことに気づくことができます。
- ・同じ話を聞いても、立場や経験が異なれば、関心を強く持つ部分や話の理解の偏りが異なります。語り合うことによって、自分の捉え方の傾向が明確化します。
- ・また、他者の理解の仕方に共感したり、反発したりすることで、認識の深まりも生じます。他者との意見交換で認識の変容を図ることができれば、それは「共に考え共に学び共に行動する」市民性の獲得につながります。

このような趣旨で、立場の異なる方達をグルーピングし、講演時間を短くして、グループでの振り返り協議、講演者によるまとめという、講演と協議を組み合わせた学びの場づくりは、地域コミュニティの安全安心を創造するための必須の社会技術と考えています。

### (2) 各先生を囲みグループ討論と記録係から発表 ～Go Backアプローチ分析と危険回避のチャンスの検討

3人の講師の先生を交えて、各10人ほどの3つのグループで、体験や疑問などを語り合い講演の各テーマについて理解を深めるための協議をしました。それぞれにファシリテータを置いて、語り合いが活発に進むように配慮しました。グループ別の協議の後に、協議内容の共有を図るため、各グループから協議内容をかいつまんで紹介していただきました。

#### 1グループ

勾留されて出てきた少年たちを親元に返すのは良くないという話が出た。親元に返すのではなく、その子にとって新しい環境、出会い、生き方といった新しい人生への出会いの方が成長の糸口が掴めるのではないか。社会のラベリングの厳しさが、未来を潰してしまう。しかし、それは周りの大人の責任ではないか。その子にとっては、一生懸命努力して何か成長を感じられる体験が得られるような場が必要なのではないか。

#### 2グループ

現状の加害者は心理学や認知科学、行動科学に基づいた科学的な犯罪手法で迫ってきている。時間的な余裕がない中、時間がないという状況と大事な家族をなんとかしたいという高齢者の心情に迫って、その結果騙されるということが起きている。社会に蔓延する「だます方も悪いけど騙される方にも落ち度があったのではないか」から「だまされるような環境が悪かったのではないか」というような文脈に変えていくことによって騙された後どうするか、ということを考えていくことができるのではないかと感じた。「孤独」と「孤立」がその後の回復を妨げるものだと思う。「孤独」と「孤立」に陥っている人が犯罪の被害者にもなりやすいのではないかと感じた。

#### 3グループ

インターネットが普及して、ネット上の購入などが増加し、ネット上での詐欺被害が増えている。グループ内に実際に詐欺にあった方がいた。クレジットカード番号を入力させられた詐欺被害の事例が紹介された。一人の体験談をきっかけに参加者からそれぞれの体験が語られた。実際にたくさんの被害があるのに、知らない人が多い。なぜ知られていないのか。語り合うことの大切さを



確認し、どのようにすれば被害を未然に防げるのかを話し合った。

#### 協議後の講師の先生方のコメント

##### ○廣末 登 先生

キーワードで一つ「居場所」というものが出まして、不良少年などは家に居場所がなく、これは非常に致命的なことです。それから彼は学校にも居場所がない。彼らは家でも叱られないし怒られない。学校にも行ってないから怒られない。昔は近所のおじさんおばさんが叱ってくれていましたが、これも叱られない。これでは適切に社会のルールや規範、善悪と言ったものが内在化されないわけなのです。そして大きくなっていく。中学生や高校生になって犯罪をする。そうしたら法によって裁かれるわけですが、社会できちんと社会化していなくて本人がやらかしてしまったら「自己責任だ」というように断罪するわけです。これは社会、教育の責任をとっていないわけです。

この先、社会は自分が怠ってきたことをリカバーしなければならないわけです。社会に居場所がない子たちの居場所を造って、叱ることを含めて社会化を適切にしていくということが今日の話し合いで見えた気がします。

様々な話を聞いて少しホッとした気持ちで会場を後にできるなと思っております。

##### ○堀内裕子 先生

騙された人が悪いのではなく、騙した人が悪いのですが、今日の話し合いでそれぞれの立場でやれることが様々あるということがわかりました。自助・互助・共助・公助を大切にいただければと思います。それに加えて「商助」、企業とタッグを組んで詐欺をなくしていくということが大切なのかと思いました。

##### ○齋藤雅弘 弁護士

自分の被害体験を皆さんに公にして話すというのは、こんなに大切なことなんだと実感しました。被害者は恥ずかしいと思ってしまいますが、被害者に落ち度はありません。被害体験を話し、社会に共有することで事前に予防するという視点が強くなっていくのではないかと思います。予防や被害の予測を含め、身につけるということは行動に移せる、防災についても一緒なのです。自覚してもらうためのツールが必要と感じさせられました。社会全体が学び、ツールを使いこなす、被害予防になるような使い方を勉強している過程にあると認識しました。

## 第3部 『脳とこころ』を守る知恵と実践



### 超人的知性の例「日経・私の履歴書（宝石箱）」から

加藤弘次

今日は「脳とこころ」の健康を守り抜くヒントというテーマでこれから発表させていただきます。日経新聞の「私の履歴書」という連載コラムの研究会に所属しており、石附会長もこの研究会のメンバーです。「私の履歴書」は1956年（昭和31年）から始まったその時代を代表する人物が自身の人生のドキュメントを1ヵ月かけて書き綴っていくコラムであります。70年近く続いており、現在も毎日掲載されています。この間に890名の様々なジャンルの方々が、歴史の秘話やいろんな苦勞を乗り越えた体験談等を書いています。まさに人生のヒントとなるようなお話が多く含まれています。

今日のテーマは「脳とこころを守り抜く」ということで、その「私の履歴書」の中からヒントとなるような話をいくつかご紹介しようと思います。会長からの受け売りですが、認知科学の世界では、私たちは「脳とこころ」という情報処理システムによって「情報」が得られます。その中で、今回のテーマである「命の安全」にとって必要な「代謝」とは必要な情報を選び分けながら

取り込む「情報処理能力」と言われています。そこには特に2つ大事なことがあります。1つ目は、注意力のコントロール。世の中にあふれかえっている情報の中から自分に本当に必要な情報を取り込む、気を散らすものは無視するという力です。2つ目は衝動を抑える力、自己を制御できる力。衝動に駆られる情報があふれている中でいかに自分をコントロールできるか、制御できるかが大事です。これら2つを迅速適正に機能することが必要と言われています。

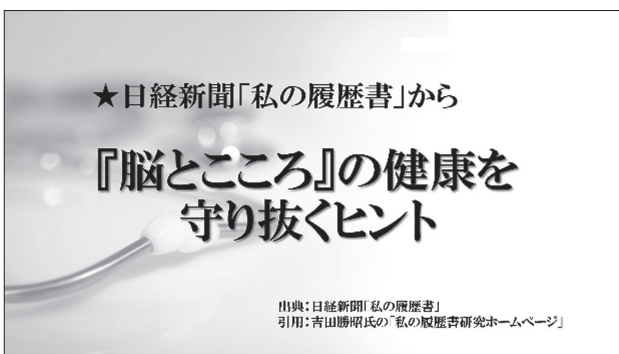
世の中で「偉人」と呼ばれる人たちは、これら2つのことを自ら実践し、例え途中で感うことはあっても、ひたすらまっすぐに歩を進めてきた人達です。そこで日経新聞に掲載されている「私の履歴書」に登場する多くの偉人たちのそれぞれの人生の歩みからその生きた模範を学んでみたいと思います。

今回のテーマである犯罪に巻き込まれないために「私の履歴書」が教えてくれるヒントは

- ①「目標を持つ、目標をたてる、目標に向かってわき目も降らずに一途の努力を惜しまない」
- ②「自分をそばで支えてくれる、自分を信頼してくれる人が近くにいることの大切さ」を伝えています。

#### 「私の履歴書」の例

- 1人目 萩本欽一さん  
「地道」だれもやらないことを地道にやる
- 2人目 村上信夫さん  
「舐める」何もしないでは覚えられないことがある



#### ★「命の安全」に必要な「代謝」とは

命の安全にとって必要な情報を、  
選り分けながら取り込む「情報処理能力」である。

特に、情報を選り分ける際には、

- (1) 注意力のコントロール（気を散らすものを無視する力）
  - (2) 衝動を抑える力（自己を制御できる力）
- の2つが、迅速適正に機能することが必要である。

#### ★犯罪から自らを守るためには、

- (1) 目標に向かってわき目もふらずに、一途の努力を惜しまない自分
- (2) そして、傍で支えてくれる（＝自分を信頼してくれる）存在がある

しかし、誰にでもこの2つの条件が  
叶うわけではない  
それが欠けた時に潜むもうひとつの大きな課題がある

**孤独** という感情にあるとき 人は  
自分を見失ってしまうことがある

- 3人目 山田恵諦さん  
「修行」地獄の苦しみを耐えひたすらに続ける。  
それが修行だ
- 4人目 遠藤実さん  
「親心」周りに支えてくれる人がいた
- 5人目 永野重雄さん  
「授業参観」母の容易ならぬ心構え
- 6人目 宮城まり子さん  
「誉める」子どもには決して「上手ね」とは言  
わない。その愛情。
- 7人目 君原健二さん  
「破談の悲劇」人の支えなしでは生きていけな  
い

(参考：7名についてもっと知りたい方へ→吉田勝昭  
氏の私の履歴書研究ホームページ：[https://  
biz-myhistory.com/](https://biz-myhistory.com/)をご覧ください)

しかし、誰にでもこの2つの条件が叶うわけではな  
い。むしろそれが欠けた時にそこに潜むおおきな問題が  
ある。それは「孤独」という感情に陥ったとき、人は自  
分を見失ってしまうことがある。

そこで、著名人の格言から「孤独」を超えるヒントを

考えてみたいと思います。

- 1人目 ジョン・レノンさん  
格言 「君が本当に独りの時、誰もができな  
かったことを成し遂げるんだ。だから、  
しっかりしろ」
- 2人目 岡本太郎さん  
格言 「友達から孤立してもいいと腹を決めて  
自分を貫け。本当の意味でみんなに喜ば  
れる人間になれる」
- 3人目 ビル・ゲイツさん  
格言 「自分のことをこの世の誰とも比べては  
いけない。それは自分自身を侮辱する行  
為だ」
- 4人目 ヘンリック・イブセンさん  
格言 「この世の中で一番強い人間とは、孤独  
で、ただ一人で立つ者なのだ」
- 5人目 瀬戸内寂聴さん  
格言 「自分が孤独だと感じたことのない人は、  
人を愛せない」
- 6人目 星野富弘さん  
格言 「辛いという字がある。もう少しで、幸  
せになれそうな気がする」

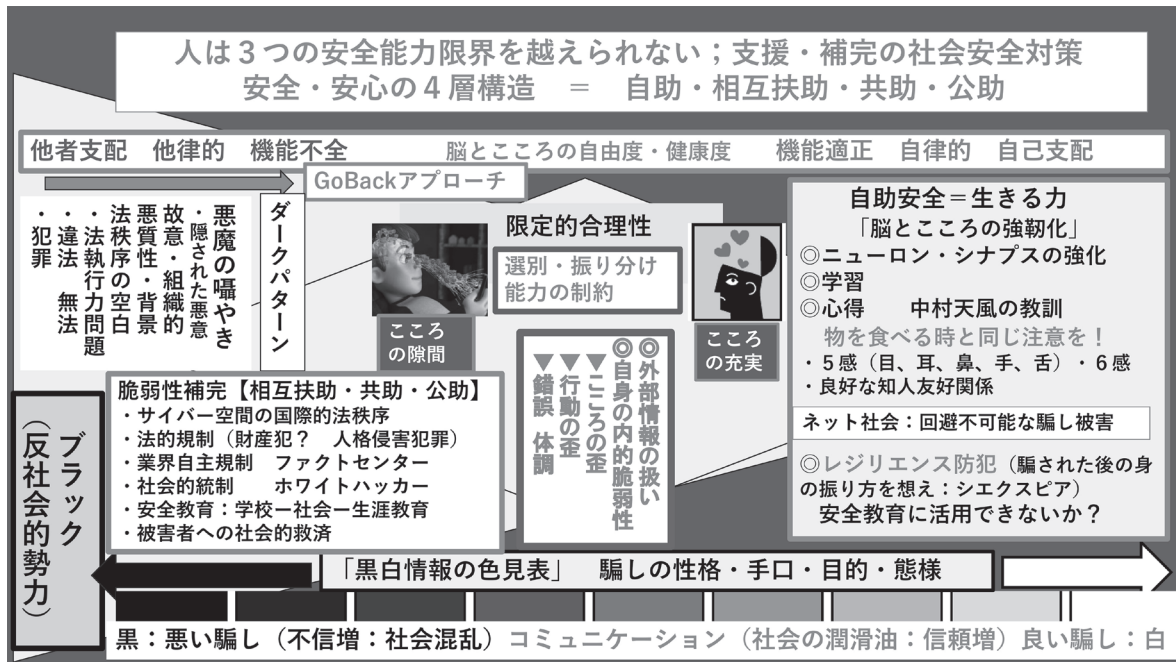
## 第4部 総括

### 脆弱性（属性・状況）と強靱的知力 ～「騙し」事案・事件に巻き込まれないために

石 附 弘

#### ◎市民生活を翻弄する「騙し社会」の出現

- (1) 「騙し」の日常化 誰でも何時でも被害に遭遇（知能暴力犯罪の大衆化）
  - ・消費者市民社会、消費者の限定的合理性への対応が急務
  - ・電話の背後にいる反社会勢力（匿名・流動型犯罪グループ（R5警察庁）の犯罪の変質が顕著・単なる詐欺という「財産犯」から、人の「脳とこころ」の支配し継続的資金獲得を目的とした「人格権侵害犯罪」に変質
- (2) 騙され易い人：「こころの隙間」が狙われていることが多い
  - ・属性的・状況的・脆弱性問題の実態を知ること
    - 事例 闇サイトSNS,スマホの若者世代、特殊詐欺高齢者
  - ・脆弱性についての科学的な取り組みが急務であること
  - ・消費社会における限定合理性の問題 広告問題とは
- (3) 騙され難い人：「こころの充実」によって、リスクを危険回避していることが多い
  - ・対策としては知的強靱性の涵養が大切である。



#### コラム イタリアのマフィアも知能型に变身

2024.5.6 ミラノライター通信から：浦中千佳 中央産業大学教授からの情報

最近のイタリアンマフィアが血で手を汚すことはめったにない。恐喝は時代遅れになり、殺人も「ゴッドファーザー」たちにはおおむね評判が悪い。

最新の公式データによると、イタリアでマフィアに被害された犠牲者は、1991年には700人を超えていたのが、2022年には17人とどまった。

取材に応じたイタリアのベテラン検察官らは、殺人や恐喝の代わりにマフィアが積極的に手を染めているのが、リスクが低く目につきにくい知能犯罪だと語った。脱税や金融詐欺へのシフトを加速させているのは、コロナ禍終息後にイタリア全土でばらまかれている何十億ユーロもの復興基金だ。景気回復の加速を意図したものの、結果的に、詐欺犯が飛びつく絶好の獲物になっている。

## 名誉シニアフェロー第4期の受賞者は次の3名の方に決定

池崎 守 氏、西内勝太郎 氏、藤田大輔 氏

### I. 名誉シニアフェロー制度の趣旨と第4期受賞者選定について

名誉シニアフェロー選考部会長 西田佳史  
(東京工業大学教授)

#### 1 名誉シニアフェロー制度の趣旨

- ・2020年、当学会第2期スタートにあたり「日本市民安全学会2.0 会則」前文の、「自らのベースラインをしっかりと見据え、これまで安全安心を支えてきた伝統的社會安全システムを検証」するために創設されました。
- ・これまで、地域の安全・安心の向上を『夢』として、その具現化に果敢に挑戦された先人の足跡をたどり、安全・安心まちづくり手法や具現化のプロセス、情報発信やコミュニティづくりの実例をレビューし、これを記録化し、市民安全・安心学の構築に役立てようとするものです。
- ・これら現場の生きた社会実践の教訓や記録の多くは、地域の歴史の中に埋没されてしまうことが多く、リーダーの『夢』や地域への熱い想い、率先垂範した取組みやそのプロセスの現場ならではの生きた証言記録等は、WHO推奨のセーフコミュニティの手法に鑑みても、これからの市民安全・安心学の構築を図るうえで有益な資料と史料される。

#### 2 名誉シニアフェローの根拠と選定手続き

- ・「名誉シニアフェロー」の称号（会則第6条、第19条）は、次の①②の貢献者に付与される称号で、選考部会の議をへて常任理事会に推挙され、総会の議を経て決定されます。

- ① 本会の発展に顕著な貢献があった者
- ② 市民安全・安心学の領域において特に功労のあった者

- ・令和6年3月25日 名誉シニアフェロー選考部会の審議

選考審査の公平を期すために、「夢委員会」の下に選考部会（西田佳史部会長、原田豊副部会長）を置き、事務局において収集された候補者資等を基に熱心な審議を行い、全員一致で、名誉シニアフェロー第4期受賞者を決定しました。）

#### 【部会メンバー】

部会長 西田佳史  
副部会長 原田 豊  
委員 山下弘忠、濱田宏彰、西山智之、山田典子、櫻田秀美、村瀬恵子、  
河井繁樹、宮崎道名、堀内裕子、新谷珠恵、向山静雄、斎藤晃顕、石附 弘

### 3 候補者の具体的な選考理由

会則に基づく審議は、

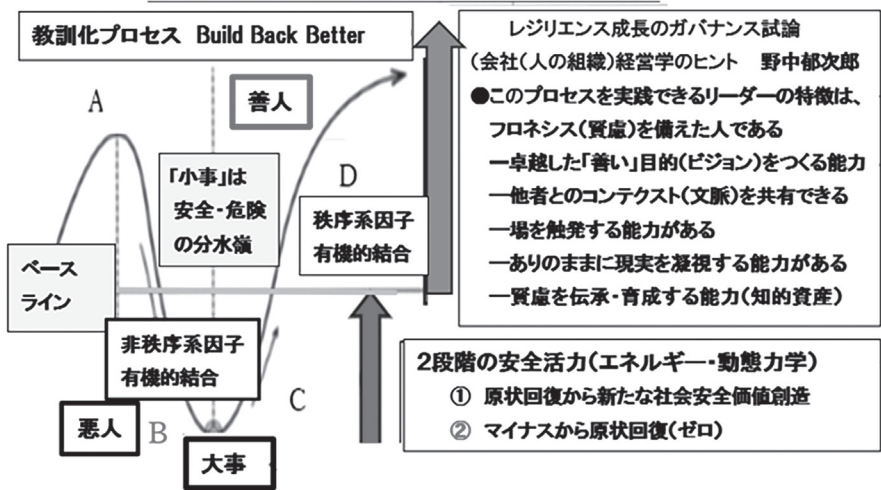
- ① 本会の発展に顕著な貢献があった者
- ② 市民安全・安心学の領域において特に功労のあった者

については、Ⅱ、1 池崎氏、2 西内氏、3 藤田氏の、各(1)(2)のとおりであり、それぞれ関係資料を基に慎重におこなわれた。

#### 【候補者のご功績】

候補者は、「地域・団地・学校」と、コミュニティの「場」は異なるものの、危機（大事）をバネに秩序系の「小事」を積み重ね、それぞれの市民安全創造モデルを構築されました。その社会的価値創造のプロセスとコミュニティの飛躍的成長は、「理想的な『レジリエンス』型生活安全創造」の模範といえましょう。

#### コミュニティの理想的レジリエンス成長（偉業・大事）



#### 【生活安全警察についての先人の教え】

川路大警視は、犯罪の被害者も加害者も生まない社会づくりに関し、  
加害行為をさせない地域づくり—失敗した時は犯人捕縛  
地域社会の中に「善人」を見つけ出すことの重要性  
の2つを指摘し、警察にとっての仕事は同等であると看破（警察手眼）

## II. 名誉シニアフェロー第4期受賞者のご紹介

日本市民安全学会会長 石 附 弘

### 1 名誉シニアフェロー 池崎 守氏

堺市東区自治連合協議会会長（前大阪府防犯協会連合会会長）

#### ①学会活動へのご貢献

- ・学会堺大会の開催、堺地区のフィールド調査にご協力、他地区の大会での講演、研修会講師、JSTにおけるご研究等

#### ②市民安全・安心学の領域におけるご貢献

- ・地域住民の抱える様々な課題（難問・珍問等）に対し、男女・貧富・年齢に関係なく時間を問わず相談に乗り、人情あふれる日常的世話役活動（早期の相談や対処）によって、また、氏の活動に賛同する仲間とのヒューマンネットワーク力によって課題解決に取り組まれている。
- ・また、ユニークな集団パトロールが地域住民の楽しい語り情報交換の場となっており、また、行政や警察との相互信頼に基づく良好な関係構築が課題解決に如何に大切かを示された。
- ・放置すれば、小さなリスクファクターが有機的に結びつき事件事故に発展しかねない地域課題を、端緒入手段階（安全と危険の分水嶺）の「適切な（温もりのある「手当」）によって問題が大きくなるよう対処することは、「加害者も被害者も作らない」という生活安全警察の理念を掲げた日本警察の創始者川路大警視の考えにも沿うもので、川路が重要視した地域の「善人」（警察手眼）の化身ともいえるのではないか。

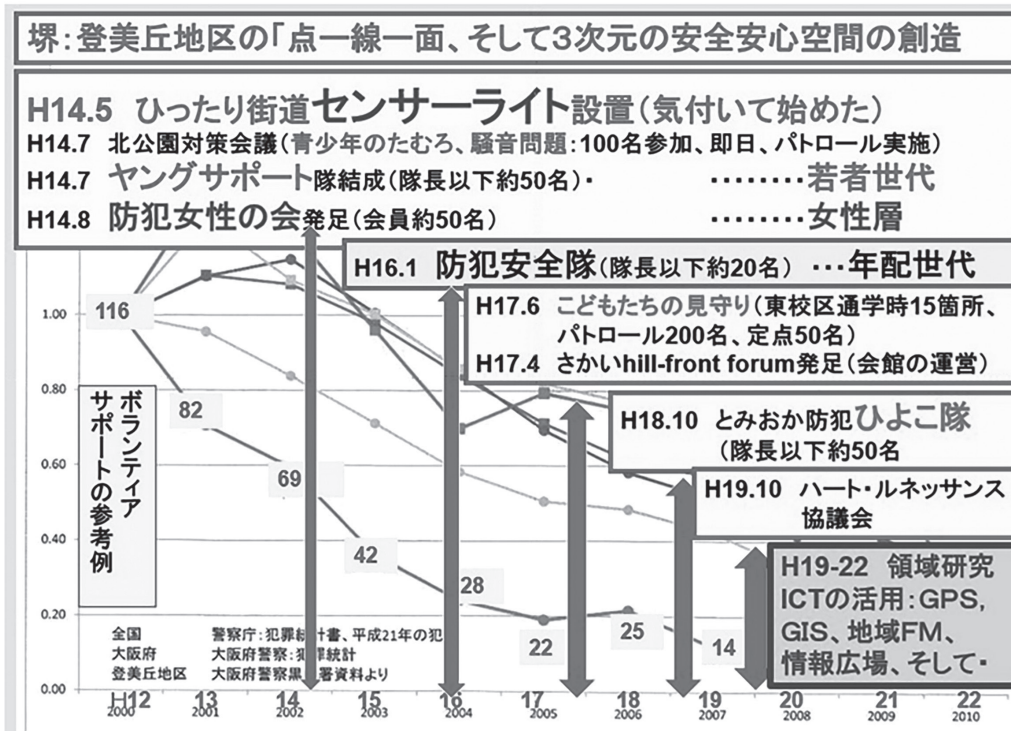
#### ・活動例：

- 1人で食べるのは寂しいとの高齢者の声を耳にし、池崎氏が数人で食事する場をつくった。
- 非行少年が夜間たむろし路上に捨てたタバコの吸い殻を、氏が1人で黙々と拾い、その姿をみて少年が己の行為の過ちに気づくまで待ち（本人が気づくまで待つ「熟し柿戦法」）、次に、その少年たちのエネルギーを新たな地域安全創造の力に転化させるなど無理のないかたちでマイナスからゼロ、ゼロからプラスに地域安全創造を変えていく手法やそのプロセスなど市民安全学の構築モデルとして多くの学びをいただいた。

#### ・地域安全活動の拠点

特定非営利活動法人さかいhill-front forum 2005年を拠点に、地域住民の自主的なまちづくり活動の促進をはかり、地域住民が主体的に取り組む事業を行う。また、公共施設の企画運営にも参画し、地域の文化振興・生涯学習の充実をはかる事業を行い、地域住民の理想とする社会の実現と公共施設を核とした文化振興にも寄与されている。

【日本市民安全学会の堺大会の際、作成した地域安全創造プロセス】



【参考資料等】

<https://www.jst.go.jp/ristex/examin/criminal/pdf2/int05.pdf> など多数

登美丘地区にある伊勢道 (幅員4m) の約1kmの区間は、「ひったり街道」と呼ばれるほどひったり事件が多く、年間10件前後発生していました。一方、登美丘北公園では少年達が深夜にたむろして、花火をして騒いだりごみを散らかしたりするなどしていたため、周辺住民から苦情が寄せられていました。

こうした中2002年度、登美丘地区防犯委員会委員長の池崎氏がこの「ひったり街道」に、住民の自費で「センサーライト」を設置したり、登美丘北公園対策会議を開催し (約100名が参加)、その日のうちに現地の夜間パトロールを実施 (約120名が参加。警察も約10名参加) するなど、すぐに行動に移しました。こうしたことがきっかけとなり、登美丘地区での防犯活動が活発になったといわれています。

【活動の5つの特色】 (市民安全学の構築関連)

① 「あまり組織・権限をつくらない」、「まずはやってみる」という活動の姿勢によって、多くの参加と様々な主体が連携して活動が継続している

防犯活動の形態は、多少の失敗は恐れず必要と思うことは実施し、「まずはやってみて、共感が得られなければやめればよい」と考えて取り組まれてきました。また、組織を継続させるため、活動は出入り自由でありきっちりとしなない、また権限をもたないようにしているとのことです。

この結果、防犯委員を中心とした住民自らの小規模パトロールの実施 (週1回程度)、防犯安全隊の毎日の警戒啓発活動、「若者の目標・世代間をつなぐ」青少年中心の「登美丘ヤングサポート隊」の結成、女性による「とみおか防犯女性の会」の結成等、新たな活動単位が次々と生まれています。さらに、それぞれの活動は自由度が許容されているので裾野も広がり、合同パトロールのような全体活動とも連携が図られています。このようにうまくいくのは、



個々の活動の自由度を許容することで厚い人望も集めているリーダー池崎氏の存在が大きいと考えられます。

② ハードのみに頼らない意識で活動（「センサーライト」は防犯活動のシンボルにすぎない）

防犯活動当初は、「センサーライト」というハードの設備を設置されました。しかし、これのみに頼ることはせず、これによって得られる防犯の抑止効果よりも、防犯まちづくりの輪を広げていく「シンボルにすぎない」と自覚して活動が行われています。

③ 人を育てる活動（青少年を健全育成し、更生を促す）

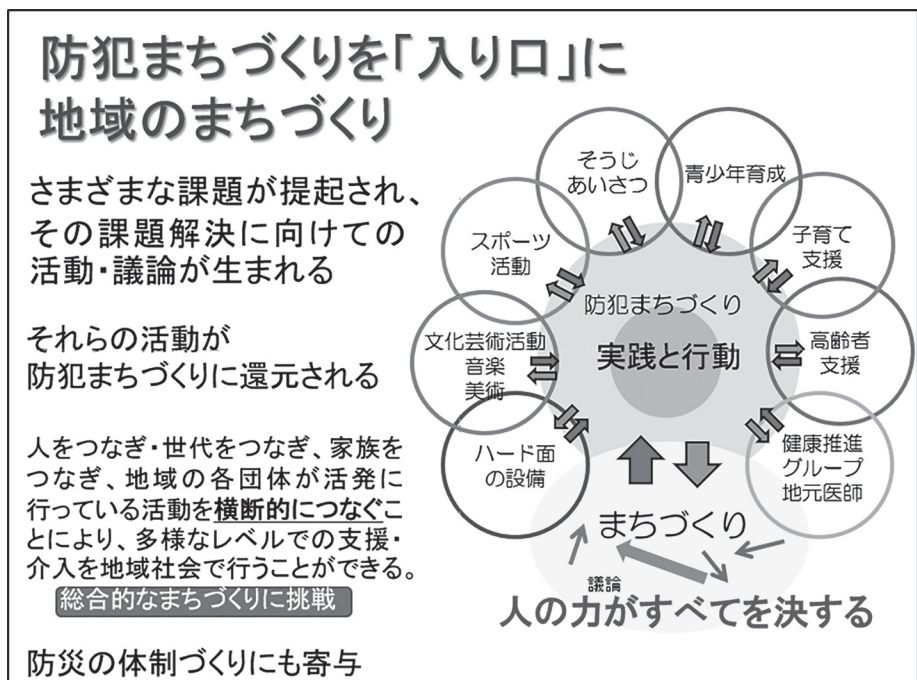
ヤングサポート隊には、「やんちゃ」な若者にも活動への参加を呼びかけています。全ての世代の住民と一緒に活動することで、地域の人と人のつながりを深め共にまちづくりを進めていこうとしています。最初から全く厳しく律することはせずに、「多少のことは大目にみる」という寛大さを持って活動全体が動いています。こうした姿勢が、青少年を健全に育成したり、活動の輪が大きく広がっている要素とも考えられます。

④ 「活動にとりくんだ結果、どうなるか」を考える意識が重要

活動リーダーの池崎氏によれば、「防犯活動といっても防犯のためだけではなく、人と人の心のつながり力を結集して理想とする社会を人の力で実現したいと思っている。」とのこと。また、「地域活動で大事なものは、発言できない大多数の住民が何を考えているかではないか。100人いれば、2人は賛成、2人は反対し、残りの96人は無言であったり無関心であったりする。その方々をどうつなぐか考えたい。」「(物事の価値は)一生懸命取り組んでいる、応援してくれる人の気持ちが一番大事であり、(参加数や効果といった、数字的なものではなく)、とりくんでいる心自体を評価してくれることが一番の元気になる。」とおっしゃっています。池崎氏は、こうして取り組んだことを通じて、様々な方と親しくなれたことに価値を見出しているとのこと。

⑤ 「まちづくりの一環」としての防犯活動

活動リーダーの池崎氏は、「防犯活動はあくまでまちづくりの一環」と話されます。年間に受ける相談件数が約1500件というほど、あらゆることに対応しています。このように、防犯だけに特化することなく、まち全体や地域で生活する中の一部として防犯活動にとりくむことが、多くの参加者に結びつく信頼にもなり、多岐に渡る活動展開を可能にしていると考えられます。「警察・行政・住民との三者協働による活動が何よりも大切だ」と話されています。



2 名誉シニアフェロー 西内勝太郎 氏

神戸市須磨区 北須磨団地自治会会長

①学会活動へのご貢献

- ・学会神戸大会の開催、北須磨団地のフィールド調査にご協力、須磨寺見学（地域の文化と安全安心）他地区の大会での講演、研修会講師等

②市民安全・安心学の領域におけるご貢献

- ・北須磨団地自治会の「ガバナンス」ある安全安心のまちづくり～住民自治精神に溢れる「ゆりかごから墓場まで」のまちづくり～
- ・この団地は、兵庫労働金庫（現・近畿ろうきん）の創設15周年を記念した宅地開発事業として、兵庫県労働者住宅生活協同組合（住宅生協）が主体となって造成工事が始まり、自主的な地域社会の建設を目指した点にある。そのため、当初から自治会（専従職員を配置）が牽引となってまちづくりを進め、自治会役員の役割意識も旺盛で様々なイベントが企画され、団地の賑いを創出している。
- ・ところが、1997（平成9）年、団地内で小学生5人が酒鬼薔薇と名乗る14歳の中学生に襲われる事件が発生し地域住民に大きな衝撃を与えた（日本社会をも震撼させた）が、自治会は事件をバネに住民同士が支え合うコミュニティ力を、現在も磨き続けている。
- ・この団地の基盤となっているのは、住民の自治意識（「自助」安全力）の高さにある。この団地では、地域全体が、住民自治精神の実践塾・学びの場となっており、例えば小学生のときから「あいさつ、まちをきれいに」など日々の生活の中での「安全と危険の分水嶺」にある「小事」を大切に、「自助」安全活力の涵養に務めている。
- ・その仕組みを創り上げ実践してきたプロセス、自治会のガバナンス力は、今後の住民自治のあり方につき、多くの学びをいただいた。（参照：後述『『住民自治』の精神をどう住民のところに定着させたのか：5つの秘訣』）
- ・なお、北須磨団地が掲げる「安全・安心」は防災、防犯だけでなく、安心して暮らせる福祉の街でもある。街では「スクスク・いきいき・ピンピン」をキャッチフレーズに健康づくりや寝たきりの高齢者をつくらぬ運動に力を入れている。社会福祉法人「北須磨保育センター」が、居宅介護事業とは、地域密着型の福祉サービスで、在宅介護を強化・支援するため、住み慣れた家での生活を継続できるように支援するデイサービスや小規模多機能型居宅介護事業所などを兼ねた施設など多岐にわたっている。

ア、北須磨団地自治会の法人活動理念は、「街の安心・安全。美しい街づくり」

歴代自治会長のまちづくりガバナンス力から創出された（団地自治会の安全安心経営の先進的モデル）



イ、大事件から10年後の団地は？

酒鬼薔薇事件（1997（平成9）年）をきっかけに、住民主導の防犯活動はいっそう力が入り、今も月1回の防犯パトロールが続いている。事件の1年後、団地中央を貫く道路沿いに自治会が「友が丘防災・防犯センター」を設けた。赤色灯をつけた白壁の小さな2階建て。交番のように見えるが、警察官はおらず、中から子どもたちのにぎやかな声が響いてくる。子どもたちが下校の際に立ち寄り、勉強したり、遊んだり。ボランティアで常駐する元自治会役員が目を細め、子どもたちの声に耳を傾ける。センターは子どもたちの居場所であり、悩みを打ち明ける駆け込み寺でもある。

（注）酒鬼薔薇事件 この団地で、小学生5人が酒鬼薔薇と名乗る14歳の中学生に襲われるという事件が発生した。この事件は、地域住民に大きな衝撃を与えたばかりでなく日本社会をも震撼させた。

ウ、「住民自治」の精神を住民のところに定着させた5つの秘訣

（当学会現地研修会記録から（参考：H24.7.21、講師：松原永季氏）

1 多様な世代が参加できるイベント

- ①年間40以上のイベントを実施
- ②自治会を中心に、婦人会、老人会等の団体、各実行委員会が企画運営
- ③子どもから高齢者、身障者まで多様な主体へ対応したプログラム

2 参加者の役割が明確で、尊重される

- ①スタッフの輪番制により継続的な参加と運営経験の蓄積
- ②年間スケジュールの早期確定
- ③状況に応じた柔軟な運営で、イベントの質の向上
- ④反省会の早期開催
- ⑤参加者に役割を割り振り、評価（尊重）
- ⑥参加しやすい雰囲気づくり（笑い、自己紹介、発言の機会etc）  
・住民らが6回のワークショップを開催。今後、さらに住民意見を募り、街の新たな目標をつくっていく。

3 地域団体を横断する人事

- ①自治会を中心に、各団体の役員が部分的に重複
- ②事業主体の法人等（学校、保育、社福）の役員は自治会役員が兼務
- ③主要な会議や交渉時には自治会長が全体の調整を図る

4 リーダーとサブリーダーの存在

- ①団地全般は自治会長と5人の常駐ボランティアとの連携で運営
- ②各団体にリーダーとサブリーダーのグループが構成
- ③世代交代はグループ単位で行われることが多い

5 地域団体を束ねる地域事務局

- ①自治会が事務職員（1名）を雇用
- ②自治会館内の事務室が活動の拠点のひとつ
- ③主要な地域団体の情報が1箇所集中管理  
（参考資料）婦人会のHP <https://tomogaoka.lnet.jp/>

### 3 名誉シニアフェロー 藤田大輔 氏

国立大学法人 大阪教育大学 教授, 学長補佐 (学校安全担当), 学校安全推進センター長

#### ①学会活動へのご貢献

- ・学会神戸大会の開催、池田小のフィールド調査にご協力、他地区の大会で講演、研修会講師等

#### ②市民安全・安心学の領域におけるご貢献

- ・安全かつ聖域とされた小学校に、凶器を持った犯人が乱入、1・2年生の児8人を殺害、15人（児童13人および教職員2人）を負傷させた犯罪史上稀に見る無差別大量殺人事件が発生、日本社会を震撼させた（池田小学校事件）。この事件を契機に、「学校安全」に国が関与することとなった。
- ・藤田氏は、2007年4月～2011年3月大阪教育大学附属池田小学校校長の職にあつて事件の徹底反省から、学校の安全管理や子どもの安全教育のあり方等について「小事」一つひとつに現場的検討を加え、学校安全の包括的体系を構築されるなど新機軸を打ち立てられた。また、後年、国の学校安全計画に氏の「セーフティプロモーション」の考え方が反映された。
- ・さらに、事件現場にいた児童や被害者家族のPTSDの対策のための施（学校危機メンタルサポートセンター、後に、学校安全推進センターに名称変更）の責任者として、この分野に新たな安全創造の道を拓かれた。

(注)

PTSD (Post Traumatic Stress Disorder) とは、命を脅かすような強烈な心的外傷（トラウマ）体験をきっかけに、実際の体験から時間が経過した後になってもフラッシュバックや悪夢による侵入的再体験、イベントに関連する刺激の回避、否定的な思考や気分、怒りっぽさや不眠などの症状が持続する状態を指します。



<p style="text-align: center;"> <small>Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences</small>  <b>日本市民安全学会</b> </p> <div style="text-align: center;">  <p>Honorary Senior Fellow 名誉シニアフェロー 第4期 2024</p> </div> <p style="text-align: center;">兵庫県神戸市須磨区 北須磨団地自治会会長</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">西内勝太郎殿</p>	<p style="text-align: center;">贈称号「名誉シニアフェロー 第4期」</p> <p>あなたは、抜群のガバナンス力により、自治会を核としたゆりかごから墓場まで・世代を超えた安全安心のまちづくりに全知全霊を傾け、地域全体を「住民自治精神の実践塾・学びの場」として導かれました。その地域住民の自治意識の高さこそが、質の高い安全安心の基盤であることを身を以て示されるなど「市民による市民のための安全・安心」の構築に寄与され当学会の発展に多大なる貢献をされました。ここに、私たちは、西内勝太郎 殿の栄誉をたたえ、その志と行動を共にできたことを誇りに思い「日本市民安全学会 名誉フェロー第4期」の称号を贈り、感謝の意を表します。</p> <p style="text-align: center;">日本市民安全学会 会長</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">令和6年6月22日 日本市民安全学会 創設20周年記念 大会の日に</p>
---	---

### 3. 藤田大輔 氏

社会を震撼させた池田小学校事件の徹底反省から、学校安全のあり方の「一つひとつに現場的検討」を加え、学校危機への対応等新たな総合的學校安全体系を構築、その基本概念「セーフティプロモーション」が国の学校安全計画に反映され、また、事件に遭遇した児童や遺族のPTSD等対策分野においても新たな安全創造の道を拓かれるなど子どもの安全のために何が必要かを学ばさせていただきました。

<p style="text-align: center;"> <small>Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences</small>  <b>日本市民安全学会</b> </p> <div style="text-align: center;">  <p>Honorary Senior Fellow 名誉シニアフェロー 第4期 2024</p> </div> <p style="text-align: center;">国立大学法人 大阪教育大学 教授、 学長補佐（学校安全担当）、 学校安全推進センター長</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">藤田大輔殿</p>	<p style="text-align: center;">贈称号「名誉シニアフェロー 第4期」</p> <p>あなたは、池田小学校事件の徹底反省から、「学校安全の一つひとつに現場的検討」を加え、画期的な学校安全総合的体系を構築、その基本概念「セーフティプロモーション」が国の学校安全計画に反映され、また、事件に遭遇した児童や遺族のPTSD対策等の分野においても新たな安全創造の道を拓かれるなど、「市民による市民のための安全・安心」の構築に寄与され当学会の発展に多大なる貢献をされました。ここに、私たちは、藤田大輔 殿の栄誉をたたえ、その志と行動を共にできたことを誇りに思い「日本市民安全学会 名誉フェロー第4期」の称号を贈り、感謝の意を表します。</p> <p style="text-align: center;">日本市民安全学会 会長</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">令和6年6月22日 日本市民安全学会 創設20周年記念 大会の日に</p>
---	---

## IV. 記念講演

### 1 名誉シニアフェロー 池崎 守 氏 記念講演

#### ま・ず・防・犯・か・ら

堺市登美丘地区防犯委員会 池崎 守

平成14年からのパトロールは今も続いている。若者も女性も参加、100人から200人、多い時は300人もの住民たちが街を歩く。

#### 「人の力がすべて」「想いの共有がカギ」



「安全安心はまちづくりの『入り口』。みんなに、絶対必要なことやから。登美丘地区には独自の歴史・文化の伝統もある。かつては織田作之助もこの地に住み作家活動をし、倉橋仙太郎は『新民衆劇』を旗揚げし、演劇活動にとどまらず、地元の協力も得て『自由学園』や『民衆大学』、『図書館』の計画も進めていた。新文化のまち『文化村』。低き物質生活に甘んじて、高い精神生活を取る。人権問題にも大正末期より先駆的に取り組んでいたんです。

今後は教育・文化のまちづくりに、いっそう力を入れたい。

## 2 名誉シニアフェロー 西内勝太郎氏 記念講演

### 安全・安心な町づくりは、美しいまちづくりとあいさつから ～ゴミ箱もタバコの吸い殻入れもない住民自治の団地～

北須磨団地自治会長 西内 勝太郎

1 私は、まちづくりで一番大切なことは、今住んでいるまちが好きになることだと思います。家庭、会社でも同じですが、好きにならなければ良くすることは出来ないと思います。

1つの事例ですが、わが団地内の道には、どこのまちにもあるゴミ箱やタバコの吸い殻入れが置いてありません。まちの住民は、団地内をまるで自分の家の庭のように思っているのか、ゴミやタバコの吸殻を道に捨てることはまずありません。自分で持って変える習慣ができています。捨てる場所が無ければ自分自身で持ち帰り家で処理するとい当たり前のことの積み重ねが町を美しく秘訣です。

ここまで来るには、住民同士の話し合いや自治会での決定、このルールを守ってもらうための様々な取り組みがありました。今では、まちが清潔になり落書きもなく、住み続けたい団地になりました。しかも、住民自身の意思で、これが自律的に守られていることを自治会長として誇りに思っています。日々の生活の中で、住んでいる住民の小さな1つ1つの習慣化された行動によって、まちは自然と美しいまちになっていきます。

2 次に、団地のみなさんが気持ちよく住む続けるために、何が一番重かを勧化てきました。そして、一番大切なのは「あいさつ」だと気が付きました。あの酷い悲惨な酒鬼薔薇事件の後のことです。あいさつ運動は、どこでもやっていることだと思いますが、わが団地の「あいさつ」には、思いがこもっています。以下の4文字に挨拶の神髄が有ると思います。

あいさつの「あ」は、明るく元気よくです。

あいさつの「い」は、いつでもあいさつをです。

あいさつの「さ」は、自分から先にです。

あいさつの「つ」は、続けることです。

なお、平成14年は全国で犯罪が一番多い年で、平成15年、NHKが「難問解決ご近所の底力」という番組を作りました。全国から3地区（①北須磨団地はあいさつ、②春日井市は元泥棒を講師とした取組み、③明治大学前商店会はパトロール）が選ばれ、審査の結果、どこでも取組めるものということで北須磨団地が1位になりました。

3 団地では、20年にわたり小学3年生の学習時間に「町の歴史（1時間）」があり、自治会館において「あいさつ学習」を続けています。

4 団地では、団地に住むためには、近隣の同意が必要というルールを作っています。

5 私は何時も、「地域（コミュニティ）はみんなの学校、（団地の）大人は皆先生」と言っています。みんなのところが1つになれば、お金を掛けずに、素晴らしいまちづくりができると思います。

#### 【自治会長のプロフィールに代えて】

##### 団地の歴史・施設・ソーシャルキャピタル

- ・1967（昭和42）年、低廉で良質な住宅を供給することを目的に兵庫県労働者住宅生活協同組合により団地が開発され、第一陣200世帯が入居してから半世紀、本年は、57年の年になる。現在4995人、2583世帯で、高齢化率47%。
- ・自治会を中心に行政との協働により、団地内の基盤整備や、生活利便性、生協、学校、全国初の幼保一元化の北須磨保育センター、自治会館、児童館、老人いこいの家、地域福祉センター等が整備され、団地内には、県立北須磨高校・友が丘高校・神戸大学医学部保健学科、育英高校グランド等教育施設がある。自治会が参画する社会福祉法人北須磨保育センターがあり「福祉のまち」と言われている。
- ・「ソーシャル・キャピタル」という言葉があるが、私は、①町を好きになること ②笑顔であいさつをして隣り近所仲良くなること ③ゴミのない美しいまちづくり、これが、「ソーシャル・キャピタル」だと考える。この三つの当たり前の事を実践すれば、北須磨団地が永遠に住みたい、住み続けたい「友愛のまち」になることでしょう。



### 3 名誉シニアフェロー 藤田大輔 氏 記念講演

大阪教育大学 教授, 学長補佐 (学校安全担当), 学校安全推進センター長 **藤田大輔**

2001年6月に、23名の児童と教職員が殺傷された附属池田小学校で、事件6年目となる2007年から4年間、学校長を併任し、事件後の同校における学校安全の再構築に従事しました。まず校長に就任した2007年10月から、科学技術振興機構の助成を受けて「犯罪からの子どもの安全を目指したe-learningシステム」の開発に従事し、5カ年計画で登下校時の犯罪被害の防止を目的としたデジタル教材の作成に従事しました。また2009年2月には文部科学省の教育課程特例編成の認可を受けて、わが国で初めてとなる「安全科」を附属池田小学校に創設しました。学校長の任期終了後の2012年からは、新たに文部科学省の補助金事業（HATOプロジェクト）の支援を受け、生活安全・災害安全・交通安全を包摂する「安全・防災教育プログラムの開発事業」を通じて安全教育デジタル教材の一層の充実を図り、現在も全国の小学校等への安全教育の普及に努めています。

また2010年3月には、附属池田小学校が、安全な学校づくりの国際的な取組であった「International Safe School」の認証をわが国で初めて取得しました。その後、文部科学省の関係部局と連携しつつ、わが国独自の学校安全推進の考え方に基づいた「セーフティプロモーションスクール（SPS）」の認証制度を2014年10月に創設し、国内外への普及に従事しています。このSPSの活動と普及については、2016年以降継続して文部科学省の事業に位置付けられると共に、2022年3月の「第3次学校安全の推進に関する計画」や、2023年6月の「教育振興基本計画」にも明記され、国内での普及が進められています。2024年4月末時点で、国内外の計164校園でSPSの活動が展開されています。

#### Profile

藤田大輔

1960年兵庫県生まれ。神戸大学教育学部を卒業後、筑波大学大学院修士課程体育研究科（体育学修士）、兵庫医科大学大学院医学研究科（医学博士）を修了し、神戸大学教育学部講師となる。その後、同大学発達科学部助教授を経て、2004年から大阪教育大学教授となる。2007年から4年間、大阪教育大学附属池田小学校長を併任した。2012年から学校危機メンタルサポートセンター長（2020年から学校安全推進センター長）、2014年から学長補佐（学校安全担当）の併任を継続中。また2014年にセーフティプロモーションスクール（SPS）の認証制度を創設した。現在、中央教育審議会初等中等教育分科会委員、文部科学省「学校安全の推進に関する有識者会議」委員、大阪府安全なまちづくり推進会議委員、日本安全教育学会理事長、日本セーフティプロモーションスクール協議会理事長を兼務している。

# COVID-19が私たちの暮らしに与えた影響 ～健康，人間関係，働き方・眠り方などを振り返りこれからの備える～

労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター  
高橋 正也

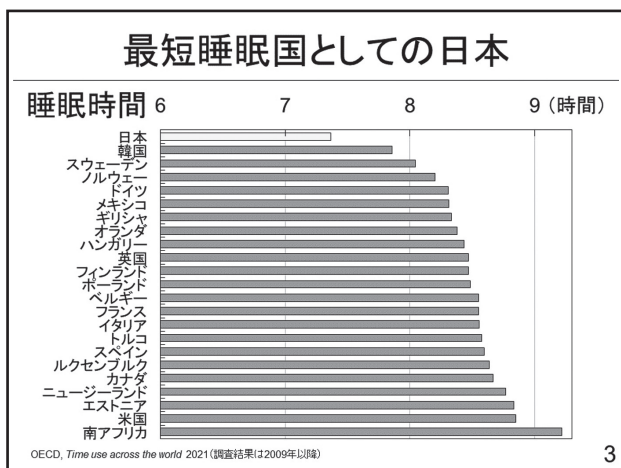
## 1. はじめに

2020年が開けて間もない頃，新しいカゼのような病気がわが国で話題になり始めました。「たいしたことはないだろう」と多くの人々は考えていました。しかし，その正体である新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のせいで，私たちの暮らしはその後，数年にわたって壊れました。

2023年の春にこの感染症の法律上の位置づけが変わって，感染対策の主体が行政から個人・事業主に移りました。たしかに対面での会議などができるようになり，感染状況は落ち着いてきたようにもみえます。ただし，実際の感染データがこれまでのようには報道されないのので，どのくらい改善したのかはよく分からないのが実態です。ここで，COVID-19の健康や生活などにどのような影響があったかを検証し，将来に備えてみます。

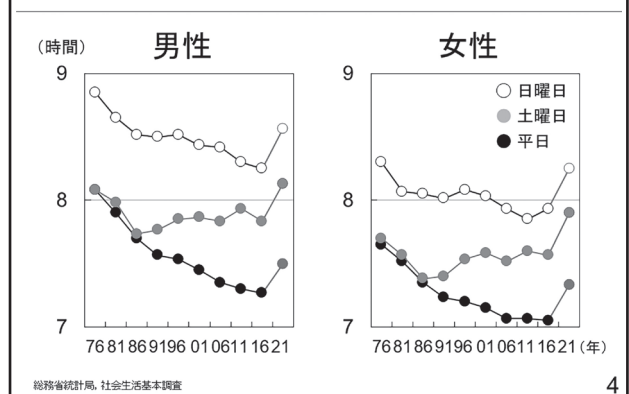
## 2. 眠り方と働き方の振り返り

健康を保つにはいくつもの行動を変えなければなりません，ぐっすり眠ることは最も重要です。ところが，諸外国と比べて，わが国の睡眠時間は最も短いという深刻な現状です（スライド3）。



国内での変化を労働者についてみると，COVID-19前までの数十年の間，睡眠時間は単調に短くなっていました（スライド4）。つまり，わが国は世界一の短眠国であり，しかも国の中では短眠が強まっているわけです。それがコロナ禍の2021年には一転し，睡眠が少し長くなりました。この背景は次節で議論いたします。

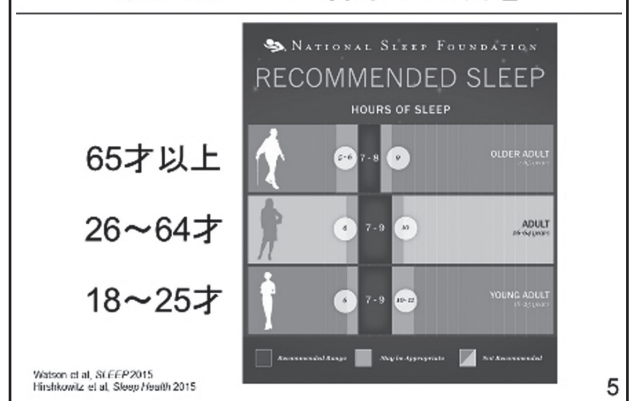
## 眠りが短くなり続ける労働者

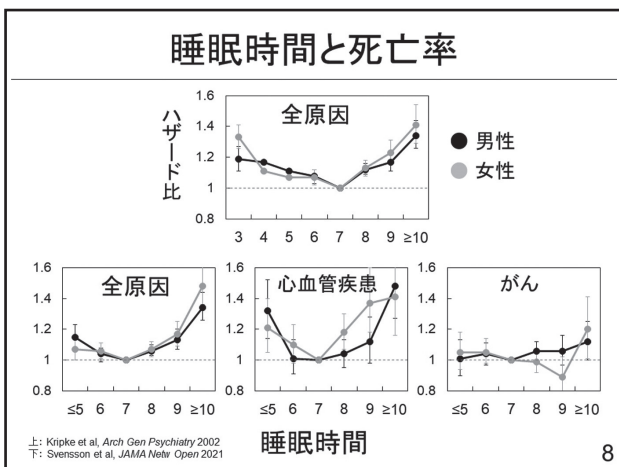
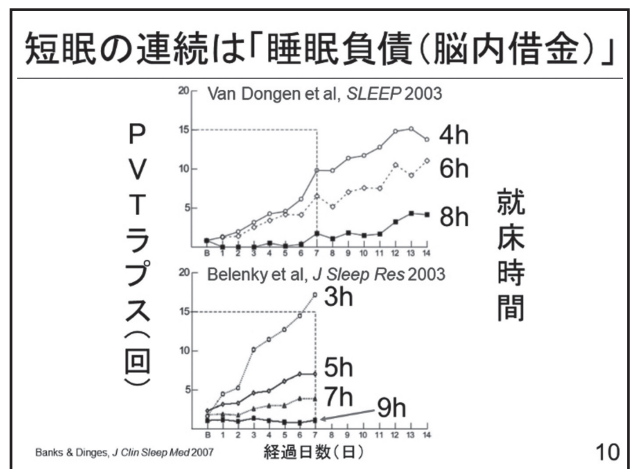
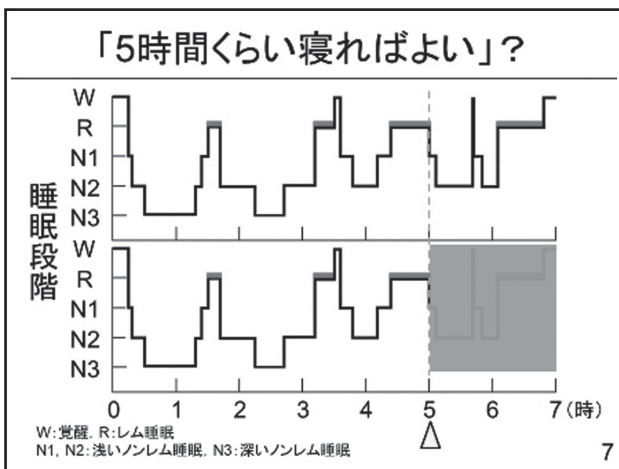
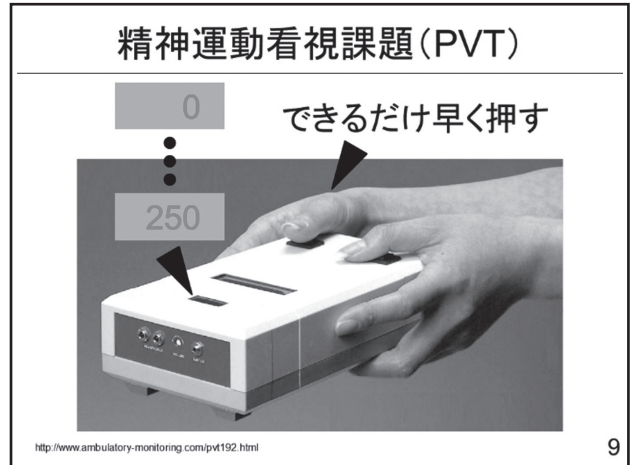
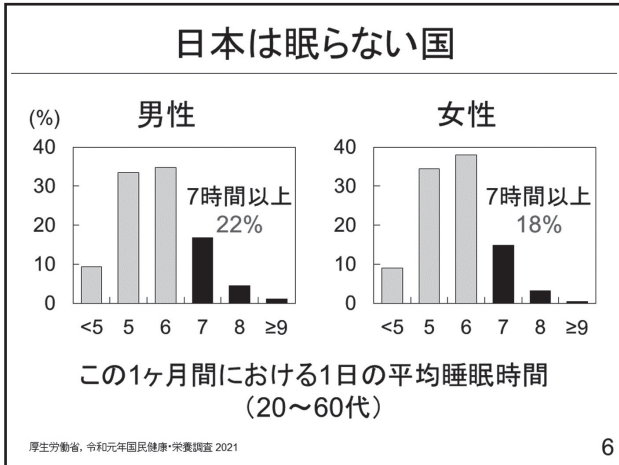


睡眠の短いわが国にとっては耳の痛い話かもしれませんが，欧米の睡眠専門家による試算によれば，成人は7～9時間の睡眠が必要とされています（スライド5）。しかし，この推奨を満たす成人は，わが国で20%前後しかいません（スライド6）。それもあってか，「5時間くらい寝ていれば充分」や「深く眠れば睡眠は短くてもよい」などの意見（“都市伝説”）がまだ残っています。

睡眠5時間では7時間に比べて，前半の深いノンレム睡眠は変わらず保たれながらも，浅いノンレム睡眠とレム睡眠を含む後半の2時間が失われます（スライド7）。このような眠り方で支障はないでしょうか。睡眠時間とその後の死亡率を調べた調査は，睡眠が7時間から短くなるにつれて死亡率が高くなることを示しています（スライド8）。ですので，上述の意見には証拠がありません。

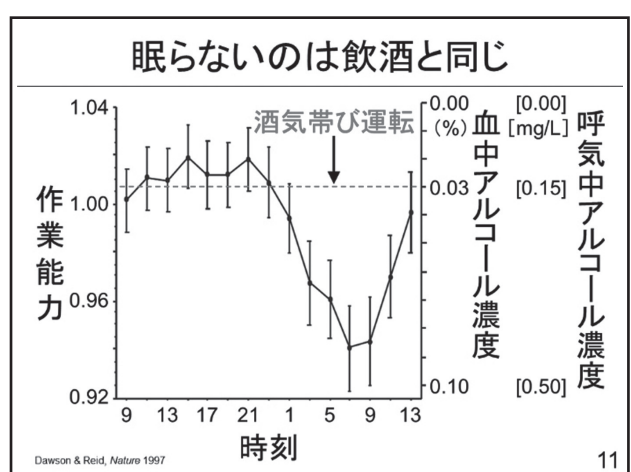
## 成人は7～9時間の睡眠を





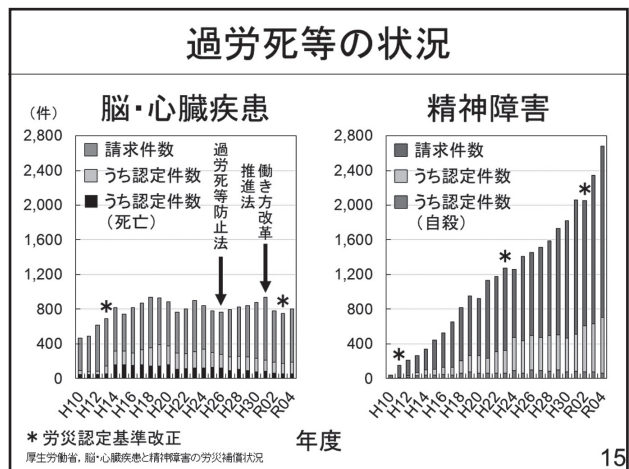
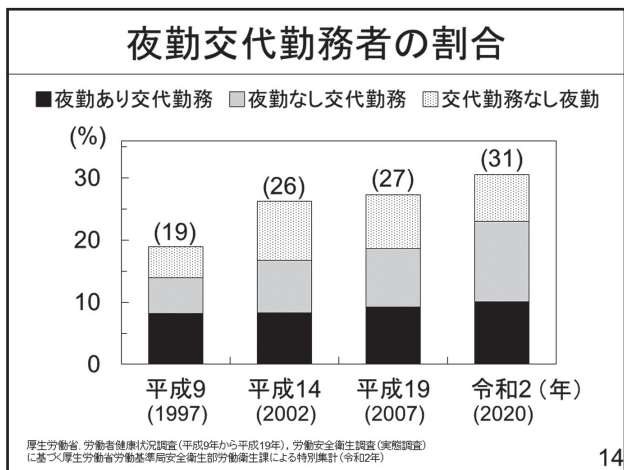
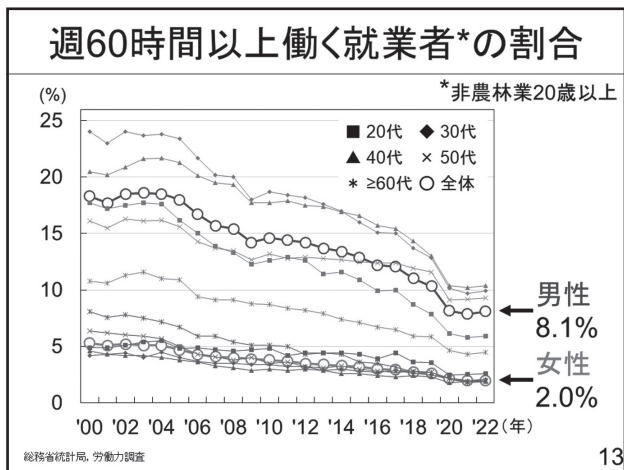
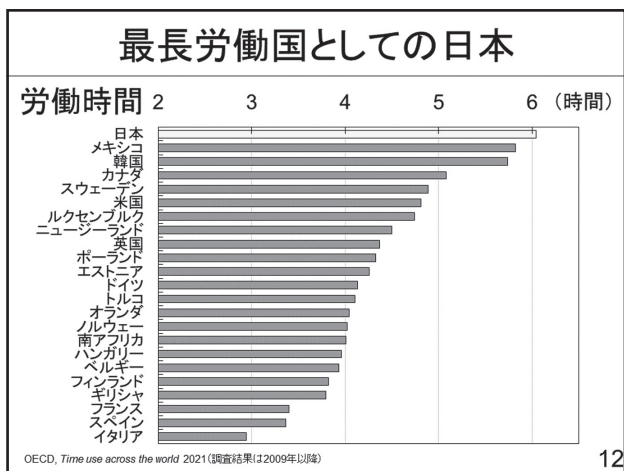
短眠より深刻なのは睡眠を全くとらないこと、断眠(徹夜)です。ある日の朝から翌日の昼過ぎまで連続して起きているという実験では、夜間の時間帯では、予想できるように、作業能力は悪化しました(スライド11)。その程度を飲酒した時と比べると、わが国の道路交通法で酒気帯び運転と判定されるレベルより低下することが分かりました。このデータから、眠らないことはアルコールを飲んでいないのに、飲んでいるのと同じ影響を体内にもたらすと言えます。

短眠の繰り返しは健康ばかりではなく、注意力も損ないます。専用の装置(精神運動看視課題 [Psychomotor Vigilance Task, PVT]) (スライド9)を使って注意力を測ると、提示された刺激に対する反応が遅かったり、最悪の場合、反応自体できなかつたりすること(PVTラプス)が分かります。短い睡眠で1～2週間過ぎず実験において注意力を調べると、PVTラプスが日に日に増える、つまり注意力が徐々に悪化することが明らかになっています(スライド10)。睡眠が充分にとれないせいで、注意力低下という“借金”が脳の中に貯まるようなものです。



眠る機会が奪われたり、眠る時間が少なくなったりする原因は様々ですが、労働は注目すべきものです。なかでも、わが国の労働時間の長さは世界一になっています（スライド12）。だからこそ、国を挙げて労働時間短縮（時短）に取り組んできたわけです。週60時間以上働く人の割合をみても、その効果は現れているようです（スライド13）。一方で、夜勤や交代勤務で働く人の割合は年々増えています（スライド14）。また、働き過ぎと休まなさ過ぎの相まった過労死等としての脳・心臓疾患ははっきりとは減っておらず、精神障害は増加の一途です。世界ではKaroshiとしてわが国のネガティブな代名

詞となっているので、早急な改善が求められています（スライド15）。



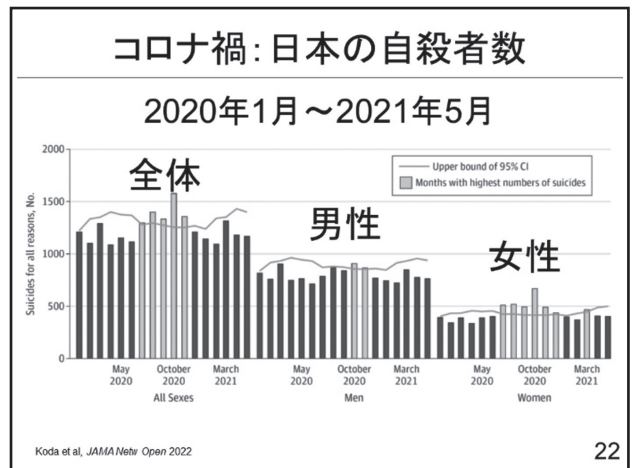
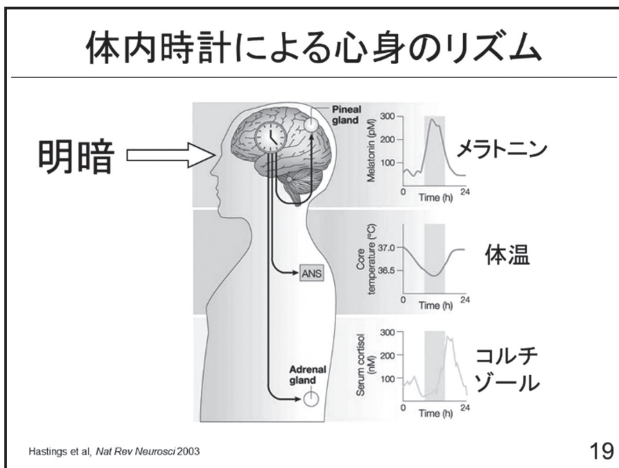
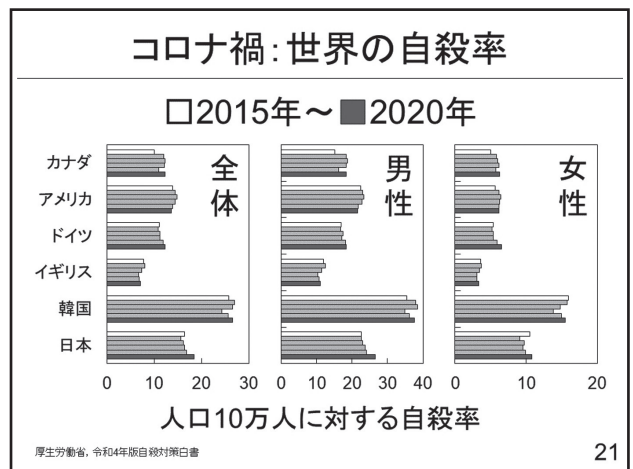
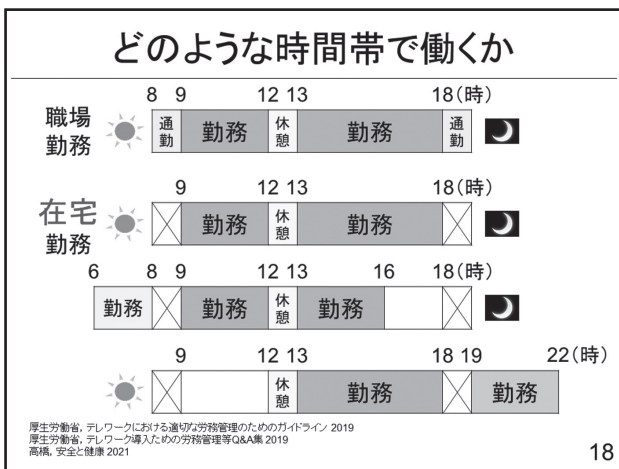
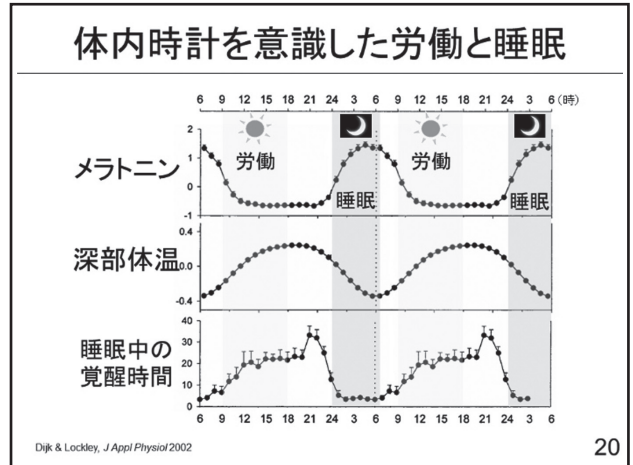
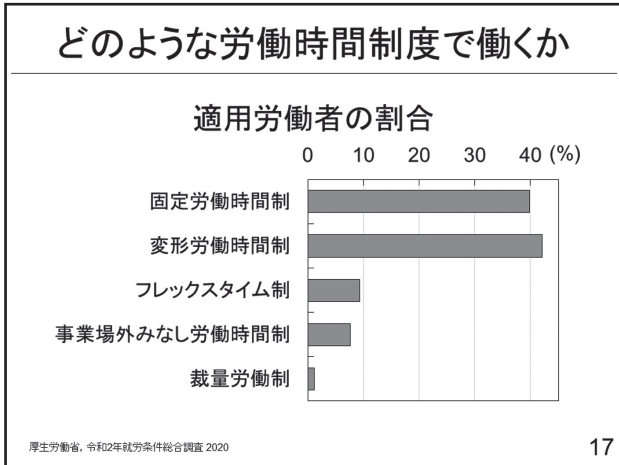
### 3. COVID-19の唯一の利点としての在宅勤務

冒頭で述べたとおり、COVID-19は私たちに不安と混乱などの困った事態を招くのがほとんどでした。ただし、唯一望ましい面としては、在宅勤務ができるようになったことかもしれません。コロナ禍前はそれを希望しても、なかなか叶えてもらえませんでした。それが打って変わって、職場から在宅勤務の業務命令が出るようになりました。

当時は職場の「密」を防ぐのが主な目的でしたが、現在ではワーク・ライフ・バランスの向上や通勤の省略・負担軽減などに役立っています。職場勤務の場合、往復の通勤時間はいわば固定費ですので、短くしたり無くしたりすることは基本的にはできません。それに対して、在宅勤務では往復の通勤はなくなるので、それに要する時間を別な行動に充てられます。前節のとおり、2021年に睡眠時間が若干延びたのは、その一例とみなせます。

ただし、家庭という本来働く場ではない所で働く限界、情報通信機器の不備、業務管理の複雑さなど、これまでの経験が乏しかったせいで、当時はトラブルが多発しました。在宅勤務時にどのように働くかは、どのような労働時間制度で働いているかによります（スライド17）。特に、自分の裁量で働く時間の長さやタイミングを決められる程度が重要です。もしこの裁量度が大きければ、例えば、早起きして6時から仕事を始め、夕方に早めに終わることが出来ます（スライド18）。逆に、夜型の人であれば、仕事の時間帯を夜間に移そうと思えば移せます。

だからと言って、日々の勤務のタイミングが不規則になったり、深夜遅くになったりすると、私たちの身体の中にある時計（体内時計）が乱れてしまいます。その理由は、体内時計の特徴によります。体内時計が正しく回るためには、朝に明るい光に当たり、夕方から夜にかけては逆に、明るい光に当たらないようにしなければなり



ません (スライド19)。

働くタイミングがずれると、「明るい・暗い」のタイミングもずれてしまいます。そうなると、体内時計の大事な働き(昼間に活動して夜間に休息をとる [眠る])よう、身体の諸器官を調節する働き [スライド20] が乱れてしまいます。このような状況が続くと、心身の不調、ひいては病気につながります。コロナ禍では、誠に残念なことに、自殺が大きな問題になりました(スライド21, 22)。経済的な困窮や人間関係の悩みなどの要因はもちろんありますが、生活のリズムが崩れること、熟眠できないことも自殺の増加に関わっているとされて

います。

#### 4. 睡眠と労働の同時改善

眠り方と働き方は密接に関連するため、両者を同時に改善するのが望まれます。特に、周りの人々と良好な関係がとれると、充実しますし、仕事も捗ります。ところが、近年大きな課題になっているパワーハラスメント(スライド24)が横行するようでは、真逆の結果になってしまいます。

一般に、睡眠の質が悪いと、なにかとカリカリ・イライラして他者に対して攻撃的になります(スライド25)。

ビジネスと睡眠との関係を調べている米国の研究者によれば、よく眠れていない上司は部下を侮辱する言動をとりやすくなるそうです。パワーハラスメントの防止策はなかなか見つかりにくいですが、このデータによれば、上司も部下もしっかり眠ることが最も手近な対策になると言えます。

一方、米国での最近の研究によれば、しっかり眠った人は他者をより助けるようになることが分かりました(スライド26)。この結果は次の3つの検証から得られました。一つ目は、睡眠8時間と0時間(徹夜)それぞれその後で脳の画像検査を行った結果、睡眠8時間後では他

者の状況を理解したり、思いやったりする脳の部位が活発でした。二つ目に、数日間にわたって睡眠の状況とともに、困っている他人を援助しようとする程度を調べたところ、睡眠の質が良いほど、他者を助ける意識は高くなりました。三つ目に、デイトライト・セイビング・タイム(わが国の呼称では、サマータイム)に合わせて、慈善団体への寄付の状況を分析しました。米国では3月初頭に午前2時が3時に進みます(春の前進)。このせいで睡眠に充てる時間は1時間短くなります。春の前進の前に比べて後では、寄付額が一割ほど減りました。そして、11月初頭には午前2時が1時に戻りますが、この秋の後退の前後では寄付額に違いはありませんでした。

コロナ禍という厳しい状況では、いかに冷静になれるか、職場や地域であろうと相互に支い合えるかがカギになります。その際、眠り方の見直しが肝要になりそうです。

### 5. 働いていない時間の価値

以上を受けて、働いていない時間に目を向けてみます。この時間は疲労回復や睡眠に欠かせないことから、この数年、勤務間インターバル制度(終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を設ける制度)として関心が集まっています(スライド28)。政府当局の目標は、この制度を導入する企業の割合を15%以上に

## パワーハラスメント

**脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言**  
精神的攻撃

上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする

**暴行・指図**  
身体的な攻撃

上司が部下に対して、暴行、足蹴りをする

**業務上明らかに不要なことや  
実行不可能なことの強制、仕事の妨害**  
過大な要求

上司が部下に対して、長時間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる

**隔離・仲間外し・異視**  
人間関係からの切り離し

自分の意に沿わない社員に対して、仕事を休み、長期間休む、罰金に罰金したり、自宅研修させる

**業務上の合理性なく、能力や経験と  
かけ離れた程度の重い仕事を  
命じることや仕事を押し付けること**  
過少な要求

上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも実行可能な業務を行わせる

**私的なことに過度に立ち入ること**  
個人の侵害

思想・信条を理由とし、業務で関係1人に對して、職場内外で継続的に監視したり、他の社員に誹謗・中傷するような働きかけたり、私物の写真撮影を許したりする

厚生労働省, <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> 24

## 良い眠りはハラスメントの源を抑える

睡眠の質が悪いと攻撃的に

Seattle via Skype

Lack of Sleep Is Major Contributor to a Boss's Abusive Behavior

睡眠不良の上司は部下に侮辱的に振る舞う

Barnes et al, Acad Manage J 2015  
<https://www.wj.com/video/is-your-boss-the-worst-here-why/SF026C58-72B5-4C1D-981C-954796EF302F.html>

Van Veen et al, Sleep Med Rev 2021 25

## 勤務間インターバル制度

退勤 23時      出勤 9時

勤務

オフ

勤務

インターバル 11時間の例

勤務

オフ

勤務

厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jkan/interval/interval.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jkan/interval/interval.html) 28

## 良い眠りは他者への援助を促す

良好な睡眠

他者

(+) 他者援助

睡眠良好(+)

募金

Ben Simon et al, PLoS Biol 2022 26

## 勤務間インターバル制度の導入(1)

導入予定/検討中

導入済

年度	導入予定/検討中 (%)	導入済 (%)
H29	5.1	1.4
H30	9.1	1.8
H31	15.3	3.7
R2	15.9	4.2
R3	13.8	4.6
R4	12.7	5.8

平均インターバル(時間)

年度	平均インターバル(時間)
H29	11:15
H30	10:58
H31	10:57
R2	10:46
R3	10:57
R4	10:22

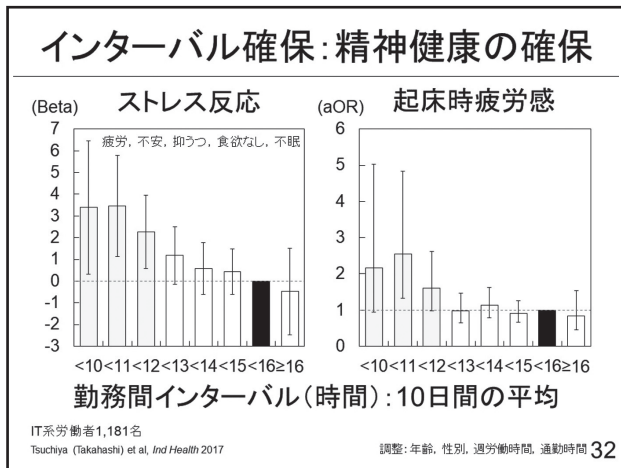
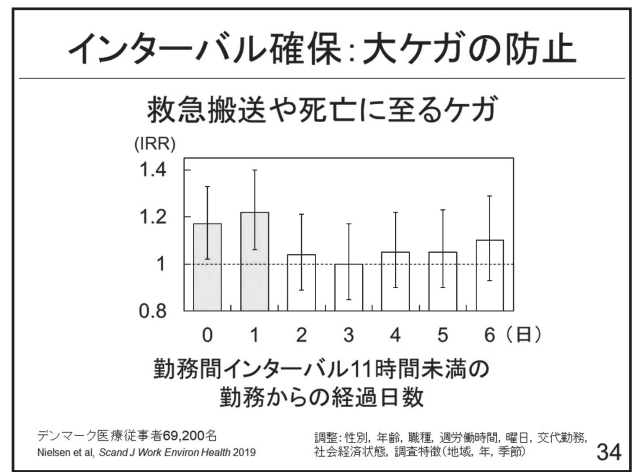
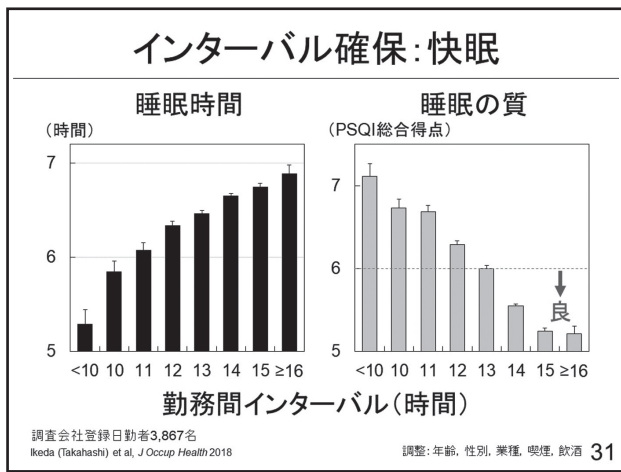
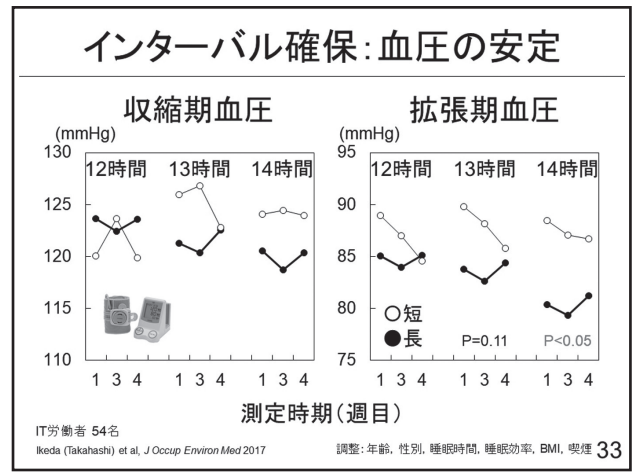
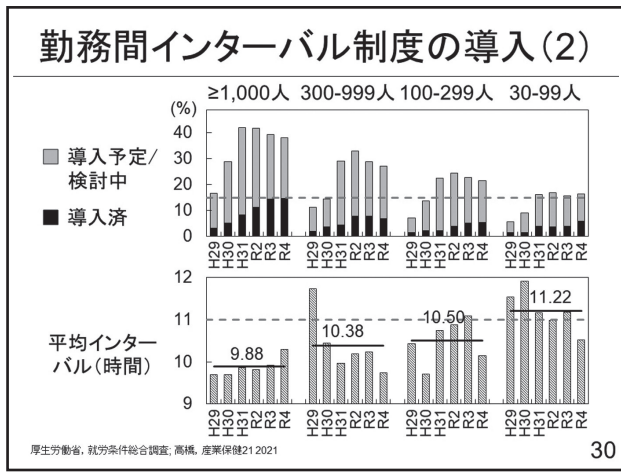
厚生労働省, 就労条件総合調査, 高橋, 産業保健21 2021 29

することですが、全体では未達です(スライド29)。導入企業での平均インターバル時間は、どういうわけか、やや短くなっています。ここで、企業の規模別にみますと、規模の大きいほど導入割合は高く、1000人以上ではすでに15%に届いています(スライド30)。これとは逆に、規模の小さい企業のほうが平均インターバル時間は長いというのは興味深いです。

働いていない時間の確保が実際にどのような効果を持つかがよく調べられています。なにより、勤務間インターバルが長いほど、睡眠時間も睡眠の質も確保されます(スライド31)。同じように、勤務間インターバルが

長いと、精神健康度は高いですし、血圧も安定していることが分かります(スライド32, 33)。こうした健康面のみならず、短い(11時間未満)の勤務間インターバル直後の日とその翌日では、救急搬送や死亡に至る大きなケガが起こりやすいことから、十分な休息時間は安全の向上にも役立つと考えられます(スライド34)。ちなみに、いくつかの職種、とりわけ運転職や医療職では、勤務間インターバルが義務化されていたり、されつつあったりします(スライド35)。

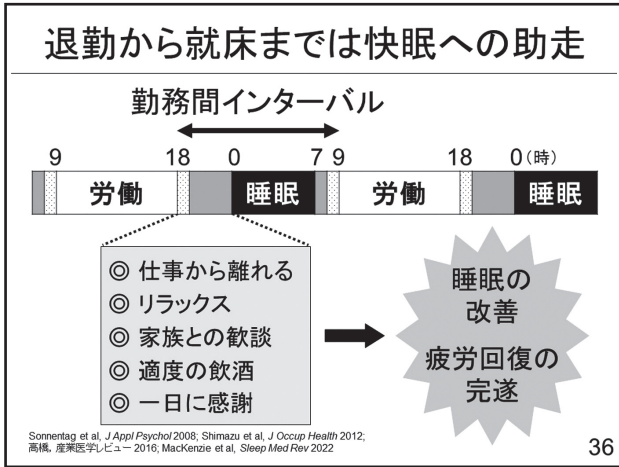
上記のような労働時間に対する非労働時間という視点ではなく、一日の生活という視点からみれば、退勤から



### 主な職種の勤務間インターバル

職種	時間	条件
トラック, バス, タクシー運転者	≥9	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし, 継続9時間を下回らない
医師	≥9	追加的健康確保措置
航空機操縦士	10	WOCL*次第で12か14
看護師	≥11	看護協会提案中

\*WOCL: Window of Circadian Low(身体的低調期, 2:00~5:59)



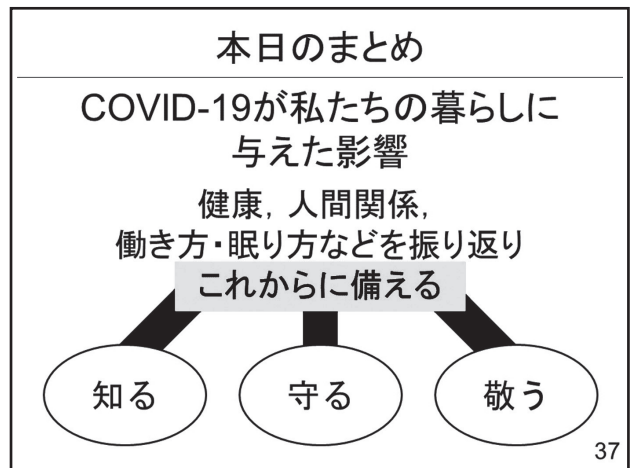
就床までの時間と捉えられます (スライド36)。この時間の過ごし方は快眠にはとても重要です。その望ましい過ごし方の例は、仕事から物理的にも心理的にも離れることです。帰宅したのに、積み残した仕事や明日の仕事が頭の中を駆け回っていたら、実質的に仕事をしているようなものです。そうではなく、リラックスしたり、家族と歓談したりするなどして、とにかく楽しい時間が大事になります。お酒が飲める方は調子に乗りがちですが、ほどほどのアルコールのほうがその後の熟眠にも、翌日の二日酔い防止にも有効です。

そして、その一日への感謝が、もしかしたら、最も大切かもしれません。というのも、いろいろなことがあっても、なんとか眠れる時間にたどり着けたわけです。想像したくはありませんが、工作中的のケガ、帰宅中の事故、帰宅後の急病や地震などを経験しないとは誰も言えません。そうすると、この「有り難さ」は奇跡であるかもしれないので、十分な感謝が必要でしょう。

## 6. おわりに

今回はCOVID-19に伴う健康, 人間関係, 働き方・眠り方などを振り返ってみました。私たちの暮らしを脅かす災害や危険は、これからも起こります。実際、本稿を執筆している2024年1月、元旦には能登半島地震が起きました。翌日には羽田空港にて、着陸直後の民間の航空機がなんらかの事情で同じ滑走路にいた海上保安庁の航空機に衝突しました。いずれも息をのむシーンばかりでした。

そこで、将来への備えとして、「知る・守る・敬う」を提案いたします (スライド37)。まずは、これまでの経験から得た事実をよく知り記憶に残しておくのが前提になります。次に、緊急事態では健康, 人間関係, 睡眠などを守ることを優先しなければなりません。さもなければ、復旧も復興もあり得ません。そして、なにより平時から健康, 人間関係, 睡眠などの価値を敬い、保証していく態度と行動が、非常時であっても順調に事を進める原動力になるでしょう。





# 日本市民安全学会で芽生えた異分野の交流と新たなサービス共創 「法医 (Forensic) 看護とNコード」

横浜市立大学 山田典子  
 Nコード管理協会 西岡 徹  
 特定非営利活動法人 地域交流センター理事 斎藤 晃 顕  
 北海道大学 的場 光太郎、神 繁 樹  
 福井大学 兵頭 秀 樹  
 日本赤十字秋田看護大学 齋藤 和 樹

## 要旨

近年、要配慮者、在宅看護利用者の平時からのみまもり記録の必要性・重要性が増している。そこで、日本市民安全学会で芽生えた異分野の交流と新たなサービス共創の第一歩として、従前の記録アプリに、現場の写真・撮影日時・場所が記録できるNコードの写真データを付加することで、被災時に災害弱者の早期発見と身元の確認業務に寄与できる。また、短期・中期・長期のツールやシステムに関する質的改善が図られる可能性が高い。

### 1. はじめに

各地で尊い人命が奪われる災害が多発しています。災害による死者の多くは、高齢者、幼い子ども、慢性的な疾患を複数有している方など「要配慮者」といわれる方々です。以前、「在宅の療養者が被災したら…、課題が山積している」と相談を受けました。それらをきっかけに在宅看護利用者の平時からのみまもり記録を作成したので報告します。

### 2. 被災経験と看護職

自然災害大国日本では、これまでにたくさんの研究報告が蓄積されています。看護職に特化すると、「平時からの看護活動と併せて、訪問看護師や地区担当保健師らによる『健康カルテ』があったらいい」という意見や、「災害は忘れた頃に繰り返される」という教訓、さらにはCOVID-19において、社会参加の機会や交流の機会が奪われ、徐々に身体機能が低下し、併せて精神機能も減退し「関連死」へ落ちていく負のサイクルが課題となっています。

### 3. 死と向き合うことが日常に

COVID-19の蔓延は我々に大切な人の予期せぬ死と看取りの在り方を考えさせる機会となりました。例えば、訪問看護における終末期ケアでは、利用者及び家族の望む治療や生活を把握し、療養者と介護者の揺れ動く気持ちに寄り添い、様々なサービスの調整が必要であるという認識を強めるに至っています。

独居での「孤独死」事例が近年増えてきており、第一発見者に保健師や訪問看護師がなる場合も少なくないと思われ、警察通報の傍ら、発見時の情報、治療経過・内服薬および主治医等の情報収集や記録を正確かつ効率よく行うことが求められると考えます。

先行研究では、救急・集中治療領域の看護師が、予期しない死に直面する家族との関りに困難を感じやすいとの報告(塚越ら, 2022)、医療者によるケアにおいては、生前の患者と家族が受けたケアに対する家族自身の評価が死別後の悲嘆過程に影響を及ぼすことが示唆されており(坂口ら, 2013)、死別を体験する家族は医療従事者に対して様々なニーズを持つことが知られています(岸ら, 2000; S O Hampe, 1977; 奥, 2007)。

訪問看護師や行政保健師のなかには、地域をベースに活動する看護職が要配慮者を災害から守るための課題についてアプリの実証実験、災害脆弱地域のマップ化、要配慮者のリスト準備、避難訓練と避難生活の工夫、災害時の相互扶助、地域資源としての施設の位置づけ等について忙しい業務の合間をぬって備えの活動を行っている方もおられます。今後取り組むべき課題として、要配慮者の住まいを把握し、疾患管理や健康維持など地域の看護職とのかかわりを増やすこと、平時から要配慮者との関りを通して保健師のみならず、地域住民と要配慮者が繋がるような体制づくりが必要でしょう。

### 4. 看護記録としての写真の考え方

医療において写真の使用は、急性期医療現場で診察される患者の医療ニーズに対応するためにカメラを使用することがあります。その理由は、①傷痕が(場合によっては)無期限に保存できない、または治療や修復によって変更される可能性のある証拠を記録する、②将来の記憶の助け、③ケアや治療の目的にとって患者が着用している衣服の状態等、さほど重要ではない可能性のある特徴や詳細を手短に文書化できる、④治療前後の怪我の状態等といった外見を記録する、⑤検査時の証拠または損傷の状態を記録する、⑥正常な所見または損傷がないことを記録する、⑦追跡検査での創傷治療の進行状況を記

録する、⑧視覚的な補足としてカルテに写真を添付する、⑨教育の補助およびピアレビューに活用する、⑩観察者によるバイアスを最小限に抑える目的で写真を活用する、⑪デジタル画像は無期限に保存可能でありネガフィルムのように劣化しないため、⑫画像は裁判の前に法医学者によって確認される可能性がある (Besant-Matthews & Smock 2001、Primeau & Sheridan 2013) ためです。

そこで、平時からの見守りと看取りへ繋がるツールとして看護職や警察OB、法医学者からの意見をもとに、終末期を迎えつつある患者や要配慮者の記録をICT記録として保管するアプリを作成しました。在宅と病院・施設、要配慮者への予防的介入の共有看護記録ツールとして活用可能です。このアプリは無料でダウンロードできます。以下にアプリのダウンロードの方法を示します。予めご注意いただきたいのは、アンドロイドのみの対応である点と、アプリ内に約3,000件の記録を保管できること、個人情報を扱うため、アプリにはパスワードがかけられているという点です。

## 5. ICTを活用した訪問看護・地域で働く看護職の記録

訪問看護事業におけるICT化で電子カルテが導入され、訪問看護記録の作成や管理が簡易になりました。多くの訪問看護ステーションのICT化が進むと、情報の共有がスムーズになります。個人がタブレット端末を所持することにより、直行・直帰が可能となり、待機で休日や夜間に緊急訪問するときにも、迅速に利用者の情報を把握することができます。結果としてサービスの質の向上やスタッフの負担軽減・働き方改革につながります。実際、私が連携させていただいている訪問看護ステーションは、完全ICT化が進んでいます。個人情報保護の観点より十分に各組織でルールを確認し、情報漏洩の無いように配慮し、実働できています。

## 6. 継続観察中の在宅療養者が被災した場合の対応

読者の方々も2024年元日早々に能登半島を襲った震度7の地震で交通手段も壊滅的被害を受けたことは記憶に新しいと思います。津波や土石流などにより元の地形が変わってしまった場合、現状の災害時の位置情報共有の課題が生じます。そこで、本学会でかつて紹介されたNコードが有効な手法になると考えられます。

この度の能登半島地震は半島奥地の過疎地で生じ、アクセス道路の寸断により多数の孤立集落が発生しており、住所や地名といった位置情報が通用し難い地域です。輪島市街地でさえ家屋の倒壊や火災によって目標物まで消失し、地盤の隆起が90kmにも亘って海岸線が沖に広がる事態も発生しました。すなわち現状の災害時の位置情報共有の課題が如実に明らかになった災害だと言えます。先に紹介した看護記録アプリの位置情報においても住所地名方式だけでなくどんな場所にも対応可能な

座標方式を導入しておく必要があると考えます。被災時の情報共有において位置情報を曖昧な住所や地名、目標物 (以下：住所等) に依存しているため迅速正確な位置情報の共有ができず、分秒を争う緊急救助では致命的な欠陥となり、復興活動でも様々なシーンでその非効率性から重大な支障を来しています。災害大国である我が国は国土の7割以上が中山間地で住所等は通用せず、自然災害は場所を選ばないため災害時の位置情報共有の課題を解決するために、曖昧な住所等の手法から脱却し座標を使った位置情報方式を取り入れる必要があります。

### 6-2. Nコードは緯度経度をユニバーサルデザイン化

Nコードにはホームポジション (HP) という機能が有り、これにより緯度経度を世界中の老若男女、視覚、聴覚、言語障害者が国籍や言語の壁を越え日常生活においても利用可能なユニバーサルデザインに変換しています。(この内容は協会のホームページの地図検索ページでご覧頂けます。)

HPは世界中の任意の点に設定でき、HPを中心とした約50km四方 (当該地点の2次メッシュサイズ) の範囲にある全地点を東西、南北各4桁、合計8桁の10進数の数字だけで約5m精度でピンポイント特定ができます。この範囲は自治体が設置する災害対策本部の所掌範囲より遥かに広いため本部を核とした全ての関係機関、現場従事者相互間の位置情報の収集、伝達、記録、共有が僅か8桁の数字だけで瞬時の処理が可能になります。またHPは陸海を問わず全世界どこでも設定できるため世界中で頻発する大規模な森林火災や洪水等の災害時における現地被災者と国際救援隊との情報交換もユニバーサルデザインの位置情報により国際救援活動は飛躍的に改善され、SDGsが目指す途上国の災害に強い国造りや激増する訪日外国人の医療支援対策でも貢献できます。

### 6-3. Nコードカメラによる情報共有収集能力の改善

スマートフォン (携帯内蔵カメラ機種、以下、スマホ) 所有者は1億人以上と見込まれています。このスマホのGPS機能がうまく活用されているとはいいがたく、災害後にはネット上に膨大な数の画像や動画がアップされ、能登半島地震において1月15日には写真が5億件、動画が1千万件を超えたがどれも正確な撮影時刻、撮影地点情報がありませんでした。「いつ」「どこで」の情報が欠けている写真では整理のしようもなく、災対本部の指揮命令を下す情報として利用できません。どの情報が1つ欠けても無駄や混乱を生じかねないからです。実はスマホの写真にはexif情報として様々な



撮影条件や撮影時間と共に撮影地点も緯度経度情報として記録されています。これを写真上に表示しないのは緯度経度情報では表記桁数が多くなり過ぎ、緯度と経度が2段書きになり一般ユーザーが利用する事はあり得ないため背後記録になっています。そこでNコードアプリにあるカメラ機能を利用すると撮影時刻と共に写真画面上に撮影地点情報を必要な精度で簡潔に焼き込む事ができるようデザインされていますので一般市民によって撮影された写真でも時刻、撮影地点が写真画面上に表記され記録写真にとって重要な「いつ」「どこで」「何が」の3情報が揃った写真撮影が可能となります。

Nコードがメッシュ情報であるためにこの情報の読み取り装置を開発すれば全ての写真を地域別に時系列で整理しExcel上で管理する事が容易にできるため災対本部は要監視地点をNコードで検索すると時系列の変化を見る事ができ、指揮命令の重要な情報となり事後の検証や防災対策の重要な資料として利用できます。

そこで、診療看護師支援アプリでのNコードの有効性として、「災害時の要支援者のリストづくり」において活用でき、住所情報にNコードを付加しておく事で、スマホのNコードナビによって地域防災組織の全要員の誰もがNコードによって迅速に支援に駆け付ける事ができます。以上のようにNコードは工夫次第で様々な有効な利用の方法が考えられ、観光や物流他位置情報が絡むあらゆる業務の効率化に寄与できると言えるでしょう。

また、診療看護師支援アプリでのNコードの有効性として、「災害時の要支援者のリストづくり」において活用できる点も有益だといえます。

## 7. 死別へのケアを考慮した看護教育

各地で毎年のように死者が生じる災害が発生している日本では、看護教育においても様々な取り組みがなされています。被災地に建つA看護短期大学では看護学生へ調査を行いました。震災経験者が207名(91.6%)、震度6以上の地震を経験した学生が約9割、災害支援の経験者も8割でした。これらの学生が学習したい災害看護の内容は、妊婦や子どものケアの方法、高齢者や要配慮者への看護、要介護者への対応、身体障害者や精神障害者への対応、被災者にたいする知識、避難所活動に関する知識でした(佐藤, 2023)。

これからは従来の災害看護教育に加え、ICTの活用演習や多機関との連携のシミュレーション学修など、積極的に進めていくことで看護職が市民の安全に寄与していけるよう取り組んでいきたいと思えます。

## 8. 異分野の交流と新たなサービス共創

このたび災害弱者である要配慮者、在宅看護利用者みまもり記録アプリの開発にとりくみ、地域をベースに活動する看護職が要配慮者を災害から守るための課題につ

いてアプリの実証実験、災害脆弱地域のマップ化、要配慮者のリスト準備、避難訓練と避難生活の工夫、災害時の相互扶助、地域資源としての訪問看護ステーションの看護師や行政保健師等の活用によって、市民生活の安全安心への希求が容のあるものに変えていける可能性が見いだせました。今後、データの蓄積や分析により、災害死にまつわる様々な業務の効率化、連携の在り方、アプリ精度やICT技術の向上等がはかれるよう取り組んでまいりたいと思えます。

## 引用文献

- Besant-Matthews, P., and W. S. Smock. (2001). Forensic photography in the emergency department. In J. S. Olshaker, M. C. Jackson & W. S. Smock (Eds.), *Forensic Emergency Medicine* pp. 257-282. Philadelphia: Lippincott Williams & Wilkins.
- 林めぐり子、高橋明里、青山真帆、升川研人、宮下光令 (2022). 認知症患者の終末期における積極的治療の選考とその関連要因の探索：遺族・医師・看護師・介護職を対象にしたインターネット・アンケート. *Palliative Care Research*, 17 (3), 109-118.
- 岸恵美子, 渡邊純枝, 百瀬真由美, 神山幸枝 (2000). 大学病院における終末期患者の家族への援助および遺族ケアの実際. *自治医科大学看護短期大学紀要*, 8巻, pp45-50.
- 奥祥子 (2007). 一般病棟での終末期ケアが臨終に関わる家族へのケアに及ぼす影響. *日本老年医学会雑誌*, 44巻3号. pp 351-358.
- Primeau, A., and D. J. Sheridan. (2013). Evidence: Forensic nursing care in the emergency & acute care departments. In R. Constantino, P. A. Crane, S. E. Young, (Eds.) *Forensic nursing: Evidence-based principles and practice*. pp 320-321. Philadelphia: F.A. Davis.
- 坂口幸弘, 柏木哲夫, 恒藤暁 (1999). 家族機能認知に基づく死別後の適応・不適応家族の検討. *心身医学*, 39 (7): pp 525-532.
- 坂口幸弘, 宮下光令, 森田達也, 恒藤暁, 志真泰夫 (2013). 「ホスピス・緩和ケア病棟で近親者を亡くした遺族の複雑 性悲嘆、抑うつ、希死念慮」. *Palliative Care Research* 8 (2): pp 203-210.
- S O Hampe (1977). Needs of the grieving spouse in a hospital setting. *Kango kenkyu, The Japanese journal of nursing research*, 10 (5). pp 386-397.
- 塚越徳子, 櫻井美緒, 瀬沼麻衣子, 京田亜由美, 二渡玉江 (2022). 救急・集中治療領域において家族にエンドオブライフ・ケアを行う看護師の困難に対する対処. *北関東医学会*, 72巻: pp 49-57.



## 再犯・再非行を防止し、安全・安心な社会を築く処方箋

特定非営利活動法人両全トウネサーレ理事  
 国土館大学法学部非常勤講師

鷲野 薫

【考察の方策 ①犯罪・非行の社会的要因、②犯罪者・非行少年の特質、③課題と対策】  
 【キーワード 家族構成、相対的貧困、教育環境（不登校）、発達障害、情報リテラシー】

### 1 初めに

筆者は、元少年院長として15年強をいわゆる非行少年と呼ばれる子どもたちに接してきた。個別に面談や相談に対応した数は1000人を超える。初任施設は短期処遇過程施設で、比較的犯罪傾向の低い少年が対象であった。そのような施設でも出院後に再犯を行い、再入院や受刑者となる者が少なからず発生した。そこで部下に指示し、再入院等した者のもとへ在院時の担任教官等を調査面会させることとした。12人の調査で再犯理由のトップに上げられたのが、「家族（保護者）が変わってくれなかった」（65%）、「仕事が無かった（復学できなかった）」（20%）、「その他（友人関係等）」（15%）であった（研究会等未発表）。調査前の予測では、「以前の交友関係に戻った」、「就労できなかった」等が多いと考えていたが、予想を否定する結果となった。本調査は、25年も前のものであり、対象者の特質も変容していることから、現在の実情とは大きく異なるものと言えよう。ただ少年院の管理者として、教育の手法や家族支援について改めて改善の方向性を示してくれた。

また、本調査の中で一部の再犯者からは、「収容されている間だけ我慢すれば良い。」「早く出院することだけを目的としていた。」等の意見もあり、対象者理解のあり方にも再考の必要性を感じた。

### 2 最近の犯罪・非行の内因的要因

#### (1) 如何にして「人」から「犯罪者」になるのか

我々「人」は、生まれながらにして「犯罪者」になっている者は皆無である。生育過程の中で、何らかのアクシデントを経験し続けることで、レジリエンスが低下し、犯罪耐性が減少することによるものと言えよう。レジリエンスは、知能、身体的健康、感情調整、忍耐力、愛着関係、ソーシャルボンド等に恵まれることにより、養われるものである<sup>1)</sup>。犯罪・非行者の場合、生育環境や学校等の社会的環境に恵まれず、レジリエンスが養われなかった、あるいは減退したものと推認できる。若年受

刑者の実態調査（盛岡少年刑務所）における生育歴調査では、両親離婚64.8%、貧困40.5%、身体的虐待28.9%、心理的虐待29.3%、家族の犯罪歴26.6%、DV25.3%、家族のアルコール依存症14.8%等となっており、負因率の高さが窺われる結果となっている<sup>2)</sup>。

以下具体的に見ていく

#### (2) 自己肯定感の低さ

自己肯定感とは、自己を肯定できる感覚のことであり、自分の現状を認める感覚である、自分の短所や弱み、悪いところも含めて自分を肯定する力と言えよう。「自分はこれでいいのだ」と自分を認める力で、あらゆる人間関係の構築において、自己肯定感は重要な役割を果たす。2018年の内閣府による調査結果では、日本の若者（満13～29歳の男女）は諸外国の若者と比べて、自身を肯定的に捉えている者の割合が低い傾向にあると報告している<sup>3)</sup>。すなわち犯罪者、非犯罪者に拘わらず、我が国の青少年青年層は、自己肯定感が低く、少しの人間関係の軋轢から自閉性傾向や非社会的傾向に陥り易いものと言えよう。

#### (3) 発達上の制約の存在

内因的な要因及び外因的な要因により、発達過程における何らかの問題が上げられる。例えば、①授業に集中できない。他者との相互関係において、相手の発話が理解できない等から、クラスや学校になじめない傾向が継続する。②深く考えることが苦手で、突発的な行動や、強い刺激を求めることにより、短慮で粗暴と周囲から疎まれる。③拘りが強く、妥協や謙譲ができない。

但し、発達障害が犯罪・非行の原因ではないことは強調しておきたい。非行要因が複合的・輻輳的であり、医学的な根拠の不確実性（診断の難しさと医学理論が変遷すること）から、非行と障害の関連性を安易に結びつけることに慎重でなければならない<sup>4)</sup>。つまり発達障害という特性が犯罪・非行の直接的要因ではない。障害による就学・就労の困難や周囲の無理解が原因であることを理解する必要がある。障害は、人格形成に影響する重要な要因にはなり得るが、決して犯罪性を高める直接要因

ではないことを確認しておく。

#### (4) 本人自身の特性の問題

気質とは、人間や動物が先天的にもっている刺激などに反応する行動特性をいう。また、特性は、対象となるものの能力、適性、性質、性能、特徴といったものを指し、その特別な性質から生ずる結果を表現するものである。

一般的には、衝動的、外向的、攻撃的、破壊的、猜疑的等が強いと犯罪・非行リスクが高いと認識され、また、本人の理解方策として、抽象的理解が困難か否か、個別の具体的理解を好むか否かと区分し、抽象的理解が困難で、個別具体的な理解が強い場合にリスクが高いものとみられている。情報処理の態様としては、ヒューリスティック処理が多く、精緻処理が困難で、深い考察ないまま行動を起こしやすい。

#### (5) 心理的要因

心理的要因とはストレス、幼少期のtrauma体験等が該当する。本来ストレスという言葉は、物体に外力が作用したときに生じるその物体の歪みを指す工学用語であった。物体を人間に置きかえ、「外からの刺激による生体側の歪みと、その刺激に対抗して歪みをもとに戻そうとする生体側の反応」をストレスとした。歪みを生じさせる外力を「ストレス要因」(ストレッサー)、歪んだ状態を「ストレス反応」と呼び、元に戻す力「ストレス耐性」と表現する。

犯罪・非行者は概して、短絡的で今が良ければ満足、先のことは考えない。少々の出来事にすぐキレる等の傾向が強い。これはストレッサーを異様に強く感じ、ストレス耐性が弱いことから、波状な反応を引き起こす。例えば、「悪口を言われた」(ストレッサー)⇒「頭に来て、不安も嵩じた」(ストレス反応)⇒「相手を殺すしかない」(ストレス耐性がない)等の反応がある。

また、心理的要因の中で注目すべきは、感情のコントロール機能である。学童期からヒューリスティックな情報処理に慣れ親しんだことから、「まあいや」とか「何とかかなるだろう」との意思形成になりがちである。

次に「trauma」である。traumaとは、心的外傷のことであり、trauma体験が強固であると、回避(trauma体験をした場所や似たような状況を避けるという行動)、解離(思考、記憶、周囲の状況、行動、体のイメージなど、ひと繋がりのものであり、実感されるべきものが、分断されてしまうという現象)が起きやすく、適応的な行動がとれなくなってしまう<sup>5)</sup>。

このような状況から、対人関係や社会生活において問題となる状況に陥り易く、場合によっては、犯罪に関与することもある。犯罪白書によると、少年院に入った女子の調査で、虐待や家族の飲酒問題といったtraumaになるような出来事を経験したことがある割合が、94.6%

に上り、男子では86.8%と報告している<sup>6)</sup>。幼少期の心的外傷経験がその後の人生に大きな影響と痛手を生じさせているのである。

### 3 最近の犯罪・非行の社会的要因

社会敵要因としては、学校の問題、家庭の問題及び地域社会の問題がある。

#### (1) 学校における不適応

学校における不適応は、①教師との信頼関係の未成立、②学校社会の許容性の低下が上げられる。子どもにとって先生は「私を正当に理解してくれる。」「私を守ってくれる。」存在であると認識しているが、何らかのきっかけで「そうではなかった。」と認識したとたんに、教師への信頼感が損なわれ、その付随的効果として「教師の権威性」が崩壊する。特定の生徒と教師の信頼性や権威性の崩壊は、徐々に他の生徒にも伝搬し、学校への親和感が全体的に低下すると不登校やいじめの拡大へつながっていく。

学校における問題行動は、反社会的行動である「法律や規則」或いは「マナー」違反の行いであり、非社会的行動である「不登校・ひきこもり・自傷行為」等がある。前者は、暴力行為、窃盗・詐欺、いじめ等も該当する。後者は、場合によっては自殺に至る。いずれの問題行動も本人にとっては適応的行動で、大人や教師、地域社会の基準や常識等から「問題行動」と規定したもの(レーベリング)である。

また、学校は独自の文化や規範を保持しており、特定の生徒がその文化や規範になじめない場合、exclusionになる。学校から排除されると受け取れば当然のこととして不登校にもなる。学校は生徒の均一化(公平・平等という詭弁)により、管理優先主義となっていないか、再確認が必要である。問題行動=子どもの心の叫びと理解すれば、おのずと対処の仕方が見えてくる。

#### (2) 家庭の問題

家庭における問題としては、養育上の適切な躰の不十分が上げられる。更に、家庭の形態として①崩壊家庭(broken family)、②一人親家庭(one-parent family)、③完全家族(perfect family)の弊害がある。

崩壊家庭は、親の不和(DV等)、別居或は離婚により、親が「親役割」を果たせない状態のものや、家族の中に犯罪者、種々の依存症者が存在するなど、被保護者であるべき子どもが精神的或は心理的に病む家族を指す。

一人親家庭については、そのこと自体が問題を派生させるものではない。一人親家庭については、以前は欠損家庭とも称したが、差別的用語と思われることから、筆者は以前から一人親家庭と言うようにしている。母子家庭・父子家庭との語彙も最近のジェンダー意識から避

けるべきものと思われる。いずれにしても、一人親家庭では、収入格差や育児時間の問題があり、子どもは種々の制約を受けることとなる。貧困率は約5割に達し、母親のみ家庭の非正規雇用が4割を占めると報告されている<sup>7)</sup>。また、等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭の52%が、クラスの中での成績を「下のほう」との調査結果が出ている<sup>8)</sup>。つまり金銭的な制約や親子間の交流時間の制約などから成績の問題まで幅広く子どもは不利益を受けており、自己の責任ではないものの個人責任を問われる存在となっている。

最後に完全家族である。これは両親共に高学歴で社会的ステータスも高い家庭である。親は子どもに高い期待を持ち、その期待値を達成するようダブルバインドで子どもに接する。子どもは、その期待値を超えられないと感じた時、自己有用感を喪失し、抑うつ的な感情となる。記憶にある事件として、「奈良県エリート少年自宅放火事件」(当該少年は、広汎性発達障害と鑑定された。)がある<sup>9)</sup>。

(3) 地域社会の問題

実際に生活の場が位地する地域の問題や情報選択の問題も大きく影響する。

近隣との絆、お祭りや行事への参加の機会、不良等の準拠集団の存在、情報リテラシー機会の有無などが、犯罪・非行に大きく関わりを持つことになる。昨今は、大都市近郊の市町村においても人口流出、少子高齢化の影響を受け、住民の流動化、貧困の集中及び人種の混在化が顕著となり、ローカルルールの喪失と、地域の解体による社会的紐帯の断裂が進行している。三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調査によると、「本気で接してくれる地域の大人がいる」とした高校生は2割に留まり、「地域のために役立ちたい」は4割弱である。また、

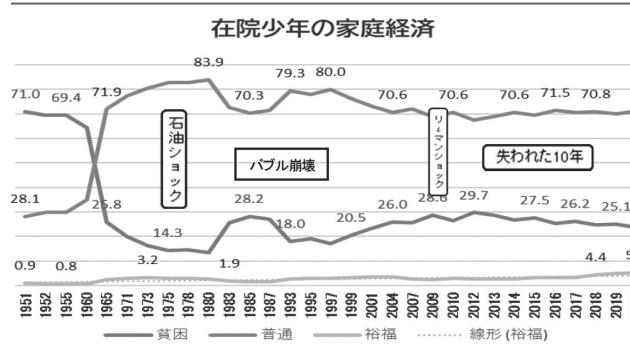
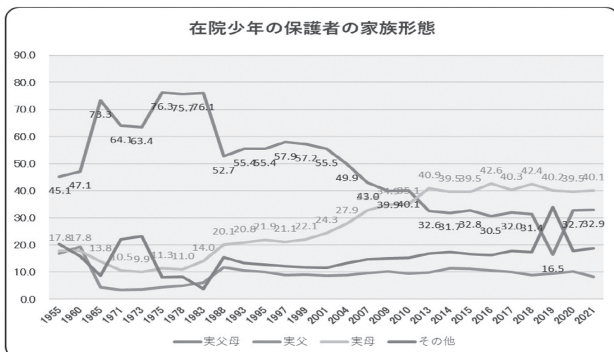
「将来もこの市町村で暮らしたい」は2割強である<sup>10)</sup>。本調査でも理解できるように若者の地域社会への帰属意識は非弱であり、地域力の影響はますます弱まっていくものと思われる。

社会的な問題としては、SNSの問題を無視できない。警察庁の「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」によると、SNSに起因する事犯の被害児童数の推移は下表のとおりである。

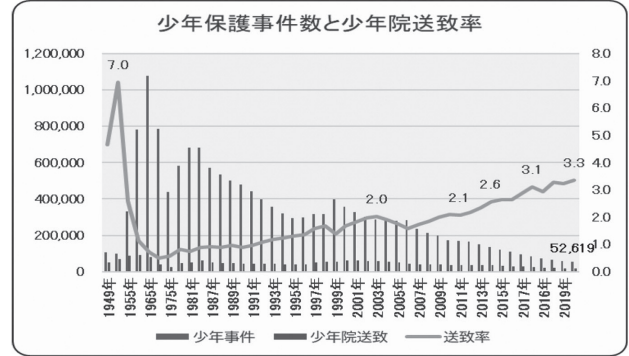
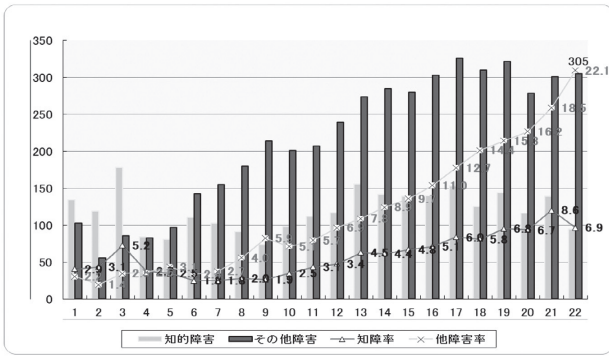
令和3年ではSNSによる児童被害が1,812件起きており、そのうち、児童買春・児童ポルノ禁止法に抵触したケースが993件、略取誘拐や強制性交などの重要犯罪は141件となっている<sup>11)</sup>。令和元年がピークであるもの年間2,000件前後の数となっている。被害に結びつきやすいアプリは、X (Twitter) とInstagramで60%を超える。また、警視庁は投稿者に「犯罪に加担する不適切な書き込みの可能性があります」などと、令和5年1月から10月までに1,189件のメッセージを送っていて、去年の同じ時期より9,349件多いと発表している<sup>12)</sup>。被害者、加害者ともSNS利用により犯罪に関わることとなっており、スマホを利用する段階で、情報リテラシー教育を行う必要性が高い。スマホの所有率は、小1～小3の低学年では、3割以下で推移しているが、2021年以降、スマートフォンの利用がわずかに増加している。小4～小6年の高学年では、5割～6割が利用しており、低学年同様、2021年以降、スマートフォンの利用が増え、2022年は昨年より4ポイント増加し37%を記録したと調査報告されている<sup>12)</sup>。中1～中3の所有率は、8割程度でスマートフォンの所有率は、2022年は前年から3ポイント減少し、76%であった。このように低年齢時期から身近に多様なアプリに親しむ状況にあり、家族全体、学校全体で情報ツールの利用の仕方等に関する教育を徹底しなければならない。

(平成25年～令和4年)

区分	年次	H25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	増減数	増減率
被害児童数		1,293	1,421	1,652	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	▲ 80	▲ 4.4



(注) 両上表は、矯正統計年報Ⅱから筆者作成



(注) 上表左は、矯正統計年報Ⅱから筆者作成 右は、司法統計年報(少年)から筆者作成

#### 4 少年院在院者の家庭状況及び障害の有無

1950年ごろから2021年まで見たものであるが、実父母率が低下し、実母が約4割を占めている。その他は、祖父母等との家族であるが昨今は、3割前後を占める。また、家庭経済では、戦後の貧困層は高度成長期から減少し、現在貧困層は2割強であり、裕福層も増加傾向にある。何れにしても社会一般と大きな違いはないと数字上は見られるが、シングル家庭の多さから経済的には余裕のない家庭が多いものと思われる。

少年院在院者自体の障害を見ると、2000年から最近まで、知的障害者の横ばいとその他障害(発達障害等)の急増が見られる。2(3)(4)で見たとおり、何らかの精神的神経的負因を有する者が犯罪。非行リスクが高いことが理解できる、右表は折れ線が少年院送致率(家裁継続少年のうち少年院に入院した者)であるが、障害率の増加とともに送致率も高くなっている。

法務総合研究所研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」では、少年院在院者の被虐待経験を報告している。それによると、平成27年には、被虐待経験なしが70%近くを占めていたが、年々減少し、令和3年では57.4%となっている。被虐待経験別に非行名別構成比を見ると、「窃盗」、「傷害・暴行」及び「ぐ犯」の構成比は、「虐待あり」(それぞれ26.0%、21.4%、5.9%)が「虐待なし」(それぞれ18.7%、18.4%、1.8%)と比べ高い。一方、「道路交通法違反」の構成比は、「虐待なし」(7.5%)が「虐待あり」(4.0%)に比べて高いと報告されている。被虐待経験が粗暴行動に影響しているものと言える<sup>14)</sup>。

#### 5 具体的施策

再犯・再非行防止にかかる昨今の取り組みは、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)により、法律事項とし国の基本施策の一つとなった。平成24年犯罪対策閣僚会議において、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合(「2年以内再入率」)を平成33年までに20%以上減少させる。」との数値目標を掲げ、平成29年には再犯防止計画が策定された。以降「世界一安全な日本」創造戦略、「宣言:

犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」等が決定され、関係省庁が具体的取組が行われている。その結果、令和3年2年以内再入所率は、14.1%と目標率を上回る達成である。これは、刑事施設の処遇において、アセスメント機能の強化及び特性に応じた指導等の充実を行ったことによるものと推測される<sup>15)</sup>。また、少年院では、在院者を1週間程、少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施し、処遇の効果や再犯リスクのアセスメントの充実を図っている。更には、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム」を展開し、種々の障害に対応した処遇を展開している。

このような様々の施策を展開しているが、刑事施設の受刑者における精神障害を有する者は増加しており、平成15年新受刑者の6.1%1,910人から平成30年には、15.0%2,733人に、令和4年には、16.8%2,435人となっている<sup>16)</sup>。この人たちを如何に就労や住居を確保していくが大きな課題である。地域生活定着支援センターによる支援もあるが、同支援から漏れ福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥っている再犯者も依然少なくない。また、同支援を受けながら、実際に帰宅した場所や就労した事業所において、人間関係の不調から逃げ出してしまうことも多々ある。居住関係では、令和4年ベースで更生保護施設帰住者が5,236人、自立準備ホーム帰住者が1,868人となっている。更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組(フォローアップ事業)により、具体的には、施設を退所した人に通所してもらったり、更生保護施設職員が自宅を訪問するなどして施設退所者の生活相談に応じたり、社会生活に必要な様々な手続に同行したりすることで、地域生活を息長く支えている。

就労の確保としては、全国で約25,000社が参加している協力雇用主制度がある。犯罪や非行をした者の自立や社会復帰に向けて事情を理解した上で就職先として受け入れる民間事業主である。しかし、そのうち実際に刑務

所出所者等を雇用しているのは1000社強である。理由としては、他の従業員の嫌悪感や、刑務所出所者等に対する雇用側の不安感が拭えないからであると思われる。実害があった場合の補償制度などの拡充が必要であろう。また、受刑中から就労インセンティブの増進・自立助長を図るための具体的指導が必須である。本来的には、刑務所等からの出所後、直ちに就労するスタイルではなく、ユニバーサル就労でいうところの中間的就労事業所が必要である。一般就労とも福祉的就労（障害者雇用等）とも異なる概念で、すぐに一般就労に就くことが困難な刑事施設退所者等に対し、支援付きの就労・訓練の場を提供し、就労に向けての構えの確立を図るものである。筆者の所属するNPO法人（現在は、福祉事業を実施）では、ソーシャルファームの形態で中間的就労支援事業を進めたいと検討している。犯罪・非行者は、社会的に繋がりを失っている人、或は困窮状態にあるにも関わらず、対応できる支援やサービスに繋がりにくい人たちである。コミュニケーショントレーニングやソーシャルスキルトレーニング等基本的日常生活を可能とするプログラムを包含した支援事業が期待される。

## 6 まとめ

犯罪・非行を行う者は、多くは特異な人間ではなく、そうならざるを得なかった人達である。「私の子供に限って（私の生徒に限って）、罪を犯す可能性がある。」と認知すべきである。犯罪・非行者に対する偏見や決めつけ（レーベリング）をしていないか見直すことが、再犯防止施策に叶うものであると考える。

ちなみに、法務省人権擁護機関が刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、令和2年5件、令和3年4件、令和4年4件となっている<sup>17)</sup>。件数自体は少ないものの救済手続が開始されるほどの人権侵犯が惹起されている現実に思いを寄せる必要がある。

人は時として、他者へ暴力や攻撃等の反応を示すことがある。電車内のトラブルやおおり運転などの行為者も電車外や運転していない時は、親切で紳士的な振舞いの人である場合もある。ある状況にあった場合抑制行動が選択できない「個人的スイッチ」を有するのであろう。この負のスイッチを押さない修正能力は、当人の経験や周囲のサポートから身に着けるものであり、不幸にしてそういった経験やサポートが得られない環境にあった人達には、それを修復する経験やケアが必要であり、その段階は、警察、裁判、矯正及び保護が主体であるが、それらオフィシャルな段階のみでは完成しない。そこは民間レベルでの支援や包摂が必要であり、寄り添い型、伴奏型の息の長い施策が必要である。人の回復力や再生能力を信じ、安心で安全な社会を目指したい。

本稿も皆様方のご高察の一助になれば幸いと存じます。

- 1) 平野真理 レジリエンスの資質的要因・獲得的要因の分類の試み—二次元レジリエンス要因尺度の作成—パーソナリティ研究19 The Japanese journal of personality 94~106
- 2) 八木淳子 盛岡少年刑務所入所者に対する実態調査「青年期の発達と若年受刑者の実態精神医学的観点から」岩手医科大学神経精神科学講座 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 20160304（法務省）資料から
- 3) 令和4年版子供・若者白書 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査、2018 令和4年6月内閣府
- 4) 木村祐子「少年非行と障害の関連性の語られ方—DSM型診断における解釈の特徴と限界—」お茶の水女子大学 人間文化創成科学論叢 第11巻 2008年 229p
- 5) 都丸けい子、庄司一子「教師と生徒の関係と生徒の学校適応-師の生徒認知と生徒の自己認知のズレを中心-」研究論文 子ども社会研究11号 “journal of child study, 2005: 75-85
- 6) 令和5年版犯罪白書 法務総合研究所 令和5年12月 380p
- 7) 日本財団ジャーナル 2023.04.01 <https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2023/86934/childcare>
- 8) 令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況 内閣府
- 9) 平成18年（2006年）6月20日、奈良県田原本町で少年（16歳）が自宅に放火して自宅を全焼させ、継母と異母弟妹を焼死させた事件（保護処分）
- 10) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「高校生と地域社会との関わりに関する実態調査2018年4月
- 11) 警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」令和5年3月 第4 SNSに起因する事犯の被害状況
- 12) 共同通信令和5年11月17日（金）18：56配信ニュース <https://news.yahoo.co.jp/articles/3aa697987a42566c18207d8ea9c30da84e4d61c5>
- 13) モバイル社会研究所「2023年親と子の調査」（小中学生のスマホ所有率上昇 調査開始から初めて小学校高学年で4割を超す）2024年1月
- 14) 法務総合研究所研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」令和5年 第1節 少年院在院者
- 15) 一例として、一般改善指導の社会復帰準備指導プログラム、知的障害受刑者処遇・支援モデル事業や従来からの特別改善指導のバージョンアップなどがある。
- 16) 各年度の犯罪白書の数値
- 17) 人権の擁護令和4年9月号 法務省人権擁護局





## 被災地における犯罪予防と生活安全

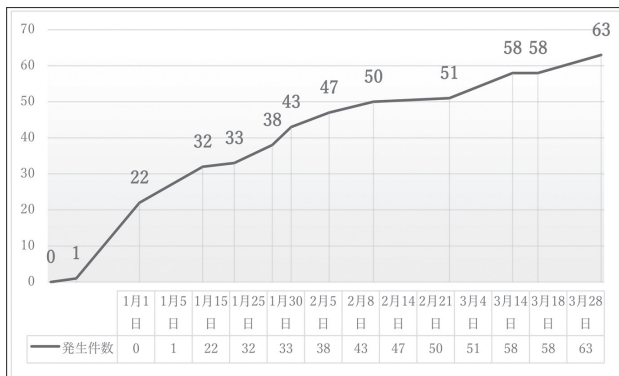
日本市民安全学会副会長 富田 俊彦

### 1. はじめに

災害列島と言われる我が国は、地震、火山噴火、豪雨などの自然災害が、いつどこで発生するか分からず、災害が発生する度に、多くの人達が家族や家を失い日常生活を奪われて、着の身着のまま不安で厳しい避難所生活を強いられています。遠慮をしながら不便で慣れない避難生活を送っている被災者に対して追い打ちをかけるように、避難所内での置き引き、性的な犯罪や便乗型詐欺、更に、不在にしている自宅や店舗に侵入し金品を窃取する窃盗事件など、許し難い犯罪が次々と発生しており、被災者に二重の苦しみを与えています。被災地での犯罪の発生状況を正しく知って、被災者の大切な財産を守る防犯対策を推進して、安全な市民生活に戻れるように復旧、復興に向けて支援しなければなりません。

### 2. 被災地における犯罪の発生状況

#### (1) 「能登半島地震2024 (令和6) 年1月1日発生」 「能登半島地震・石川県内の侵入盗等の認知件数」



出典 警察庁ホームページ 令和6年3月28日現在

#### 「報道された石川県内被災地の主な事件」

- ①令和6年1月5日、輪島市の被災した住宅に侵入して、桐箱入りのみかん6個3,000円相当を窃取した21歳の大学生を逮捕。
- ②令和6年1月17日、珠洲市内の半壊した住宅から模造刀3本などを窃取した37歳の男性を逮捕。
- ③令和6年3月5日、輪島市の被災した住宅に侵入して、指輪、ワインを窃取した10代の男女3人組を逮捕。
- ④ブルーシート詐欺事件の発生
- ⑤義援金詐欺事件の発生

⑥訪問販売に関する相談受理 96件。

### 3. 過去の被災地における犯罪の発生状況

#### (1) 「阪神淡路大震災1995 (平成7) 年1月17日午前5時46分」

- ①被災した地域の住民が避難して無人の住宅や店舗から金品を窃取する事件が発生した。
- ②建物が倒壊して、がれきで通行不能な地域で自転車盗、オートバイ盗が発生した。

#### (2) 「三宅島・雄山の噴火・2000 (平成12) 年6月～8月」

平成12年9月4日、全島民が島外に避難中、無人の住居へ窓ガラスを破り、ドア錠を壊して侵入する空き巣被害が30件発生した。

#### (3) 新聞記事に見る被災地の盗難被害

- ①「広島市北部土砂災害、2014 (平成26) 年8月20日」壊れたドアから侵入して、現金1万円と腕時計1個を窃取する空き巣被害
- ②「東日本豪雨、茨城県常総市、2015 (平成27) 年9月10～11日」避難中、不在の自宅から現金と貴金属を窃取する空き巣被害20件
- ③「熊本地震、2016 (平成28) 年4月14日」避難中、不在のアパートや住宅から現金やテレビなどを窃取する空き巣被害42件

#### (4) 「関東大震災、1923 (大正12) 年9月1日」(警視庁管内)

- ・9月中、殺人45件、傷害16件
- ・9月～10月まで、救護品の盗難と詐欺など約420件
- ・買い占め、売り惜しみが横行した。

(出典 警視庁史・大正編)

#### (5) 「東日本大震災・2011 (平成23) 年3月11日」

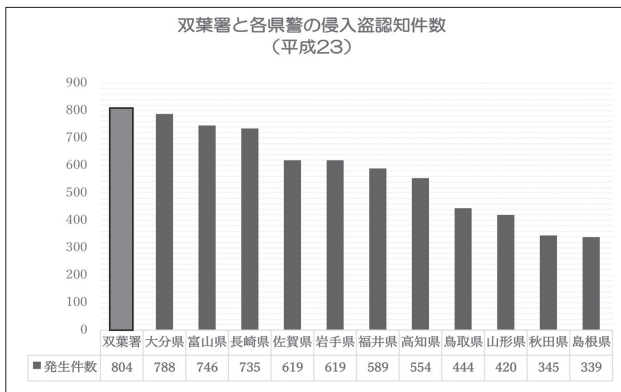
①東日本大震災・被災地の主な窃盗事件の発生状況 (警察庁の資料から)

平成23年3月～12月までの被災3県 (宮城県、福島県、岩手県) における窃盗事件は、全体に減少していたが、福島県の侵入窃盗事件のみが増加した。

中でも、福島県の住民が避難して無人となっ

た民家対象の空き巣事件は1,108件で、(前年比+507件)と増加し、出入りが壊れているコンビニやスーパーなどを対象とした出店荒しが248件で(前年比+40件)と増加しており、特に、福島原発周辺の警戒区域では、長期間にわたって住民の避難が継続したために、この地域での侵入窃盗被害がより多く発生した。

- ②警戒区域を管轄する双葉警察署の主な窃盗犯の認知状況(平成23年3月~12月の間) 双葉警察署の刑法犯認知件数は975件で(前年比+631件)と増加しており、窃盗犯の認知件数は892件で(前年比+631件)の増加で、中でも空き巣は593件で(前年比+576件)と激増し、出店荒しも65件で(前年比+58件)と大幅に増加した。



双葉署の侵入盗の認知件数は804件(前年の16倍)…その内、空き巣事件は593件であった。(管内の世帯数は2,569世帯)

双葉署1署の侵入盗の認知件数は他県の認知件数よりも多い。

- ③被災した3県のコンビニ等に設置したATM機の被害状況

3県のコンビニや金融機関に設置したATM機を破壊して多額の現金を窃取するATM機荒し事件の被害状況は、コンビニ等の被害は46件、被害額約6億6,900万円であり、金融機関での被害は15件、被害額1,500万円であった。

停電や津波の被害で警備会社への通報システムや防犯カメラが作動せず、避難して無人になった店舗のATM機が連続して狙われた。



(新聞記事)

- ④震災に便乗した詐欺事件

東日本大震災の発生以降、市役所職員や団体名をかたって義援金等の名目で金品をだまし取るなどの被災者への善意につけ込む詐欺や被災に対する生活資金や事業資金の融資を装って現金をだまし取るなど、被災者らの窮状につけ込む許しがたい詐欺事件などが全国各地で発生した。

被災した3県の震災に便乗した詐欺事件については、平成23年中に92件認知し、このうち62件を検挙した。このほか「屋根の修繕や住宅電気設備の点検が必要である」などと称して高額な修理・点検代を不正に請求する事件や、放射線の測定や汚染等にかこつけて物品を販売しようとした事件14件を検挙した。

- ⑤震災便乗詐欺事件の認知・検挙状況(平成23年3月~12月) 出典 警察庁

実行手続	認知	検挙	
被災者への善意につけ込むもの	件数	被害総額(千円)	
義援金、災害支援金等の募集名目による詐欺	19	80.3	13
被災関係者を装ったオレオレ詐欺	6	5,600.0	2
被災関係者を装った寸借詐欺	15	392.0	12
被災者等の窮状につけ込むもの	件数	被害総額(千円)	件数
生活資金、事業資金の融資等を装った詐欺	2	29.5	2
義援金、補償金の給付等を装った詐欺	2	24.5	0
その他の大震災に伴うもの	件数	被害総額(千円)	件数
被災者支援の各種制度を悪用した詐欺	17	9,084.3	17
大震災に関連した商品の売付又は点検・修理名目詐欺	10	602.8	0
大震災に便乗した融資保証金詐欺	4	6,789.6	0
大震災に便乗した投資名目詐欺	3	38,202.1	2
その他	14	10,153.1	14
合計	92	70,958.2	62

注:本表は、実務統計による集計数値である。

- ⑥新聞記事に見る関連事件



保管庫のシャッター破られて散弾銃盗難



平23. 8. 6 産 経



平24・4/10 読売

○銃や毒劇物の薬品等の盗難は、予期せぬ2次犯罪発生への恐れがある。

(6) 被災地で発生する犯罪の特色

- ・ 停電で電源が喪失してセキュリティーシステムや防犯カメラが使用できない。
- ・ 災害被害の大きさや復興の遅さが犯罪の発生をしやすくしている。
- ・ 災害の混乱に乗じて、警戒が手薄な地域や場所を選んで犯行する。
- ・ 支援やボランティアを装って、地域内を徘徊したり、被災した家屋内に侵入する。
- ・ 被災者が生活に必要な物（ガソリン・食料品など）を得るために犯行する。
- ・ 他人の善意を踏みにじる許せない犯罪である。
- ・ 被災者の窮状につけ込む卑劣な犯罪である。

(7) 東日本大震災で警察が取り組んだ犯罪抑止対策

「住民が避難している地域での犯罪抑止対策として」

① 正当な理由ある者以外の侵入防止

- ・ 警察官約250名体制で検問を実施して、立ち入り許可証を有していない者の立ち入りを防止した。



- ・ 警戒区域に向かう道路に監視カメラを設置して出入りを管理した。
- ・ 地元の自治体では警戒区域出入りにバリアードを設置した。

② 地域内における犯罪抑止

- ・ 原発周辺地域に約300名の特別警戒隊を投入してパトロールを強化し、一次立ち入りの際には警察官が同行して、貴重品の持ち出しを推進した。
- ・ 緊急雇用創出事業を活用したパトロール隊による防犯パトロールの実施や避難により無人となった家屋にホームセキュリティを設置した。



③ 避難している住民への安心感の醸成

- ・ 警察と自治体が協力して区域内の巡回を強化し、避難所の訪問活動をして、防犯指導をするとともに住民からの相談を積極的に受け付けた。
- ・ 自治会や防犯ボランティア団体等の防犯活動に対して支援を実施した。



4. 被災地における金庫

(1) 阪神淡路大震災では焼け跡のがれきに埋もれた金庫が発見された。

- ・ 通常の火災であれば金庫の中身は安全であるが、阪神淡路大震災では家屋が倒壊して、一昼夜以上燃え続けた焼け跡の金庫の状況は想定外であった。
- ・ 火災のあったビル内の金庫の中身は大丈夫であった。

- ・以後、日本セーフファニチュア協同組合連合会（日セフ連）では耐火金庫の有効耐用年数を20年とし、防火を目的とした「耐火金庫」と盗難防止を目的とした「防盜金庫」の基準を策定した。

## (2) 東日本大震災の被災地で拾得された金庫

震災後4か月で岩手、宮城、福島の3警察に拾得物として届けられた「金庫」は約6000個で、在中の現金23億6700万円でした。

このうち96%の22億7000万円の現金が所有者に還付されました。外国ではあり得ないことで、日本人として誇れることです。



(読売新聞)

## (3) 被災した学校の金庫

- ①石巻・門脇小学校の新聞記事（河北新報）



- ②女川中学校

3月11日、石巻市「カギの専門店ミウラ」では、津波で商品や機械工具の浸水被害にあった。女川中学校から「3月19日の卒業式で生徒に卒業証書授与したいので金庫の扉を開けてほしい」と依頼があり、困難な状況下、無償で開扉作業を行って、卒業式には無事卒業生に卒業証書が手渡されました。

## (4) 金庫の役割

金庫は国民の財産と情報を守る大切な役割があり、「防犯の要」と言われています。最近では急激に代金の支払い方法のキャッシュレス化が進んで、現金が電子マネーに変わり、情報伝達が紙ベースから電子媒体に移り変わって、時代とともに守るべき対象の種類や形態など、従来の財産管理の方法とは大きく変化してきました。金庫破り事件の認知件数のピークは平成12年の1万1,942件でしたが、以後減少し続けて、令和4年には739件と大幅に減少しました。急激な防犯環境の変化によって、金庫の生産数量や出荷販売量も減少傾向にあります。金庫のおかれている現状を良く知って、災害時の金庫の役割やAI時代に対応した金庫の使用方法等を正しく認識して、金庫を有効に活用して大切な財産を守らなければなりません。

金庫は泥棒と災害から財産・貴重品を守る

「金庫の機能」

- 15分以内
- 21分以内
- 21分以内

- ・ 防盜性
- ・ 耐火性
- ・ 堅牢性

人生の宝物 伝統や文化も入っている。

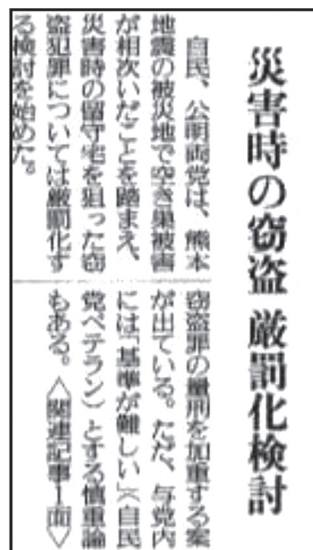
金庫内に所有者を確保できるものをに入れて置く

日セフ連

## 5. 許せぬ被災地の犯罪

### (1) 災害時の窃盗犯罪の厳罰化

平成28年5月12日の新聞記事に、「自民、公明両党は、熊本地震の被災地で空き巣被害が相次いだことを踏まえ、災害時の留守宅を狙った窃盗犯罪については厳罰化する検討を始めた。」ことが報道されましたが、いまだに法制化されていません。



(新聞記事) 平成28年5月12日、読売新聞

## (2) 許せぬ卑劣な犯罪

「盗賊の掟 三か条」

- 一、盗まれて難儀するものへは手を出すな。
- 二、人を殺傷するな。
- 三、女を手ごめにするな。

この掟破りの犯行は「畜生ばたらき」として蔑まれました。

避難して難儀している被災者を二重に苦しめる卑劣な犯罪は許せません。

## 6. 避難所の課題

### (1) 避難所の小学校では

- ・学校へ行けば何とかかなと思っている人が多い。
- ・学校任せで手伝いをせず「何とかしろ」などと自分勝手に不平不満を言う人がいる。
- ・避難者の中には犯罪者、浮浪者などもいる。
- ・避難者の中には支援が必要な身障者、病弱者、高齢者、乳幼児などがある。
- ・頼りになる地域住民が「子ども達先生に任すから、この避難所のことは俺たちに任せてくれ」とまとめ役をかってでる。
- ・日頃から活動している地域（町会）のリーダー達が、避難所の運営などで自治体・警察などとのパイ役をつとめる。

### (2) 学校の避難場所での問題点

- ・夜間や休日などで、学校に誰もいないときは74%である。
- ・職員不在時は、避難所のカギを開け、避難誘導、受付け等の運営は「地域住民が中心」で行う。
- ・子どもの安全確保
- ・災害情報把握（停電、電話回線の不通）
- ・欠席した子どもの安否確認
- ・保護者への引き渡し
- ・避難者の受け入れ（人数把握と物品の備蓄、駐車場の整理）
- ・トイレの確保と衛生管理（汚物処理、トイレットペーパーや水の確保など）
- ・救援物資の配布方法と管理
- ・飲酒、喫煙、騒動、盗難等の対応
- ・外国人への対応
- ・避難者、教職員の健康管理
- ・防災教育・訓練の必要性

### (3) 避難所で発生が予想される犯罪

- ・ストレスによる暴言、トラブルや暴力行為
- ・貴重品などの置き引き、支援物資の横流し、自販機の破壊などの窃盗犯罪
- ・強姦性交、強制わいせつ行為、のぞき等の痴漢行為

為、不同意接触などの性犯罪

- ・リフォーム詐欺、支援金詐欺などの詐欺犯罪
- ・薬物依存、違法薬物の所持や使用、ギャンブル行為などの犯罪

### (4) 避難所のトイレ事情 避難所のトイレでは

- ・電源が喪失して真っ暗闇のトイレは不安で怖い（懐中電灯が必要）。
- ・不衛生で水とトイレットペーパーや生理用品の確保が難しい。
- ・防犯ブザーを柱に設置して、非常時に他人に知らせる。
- ・簡易トイレは女児、女性、高齢者、要介護者は使用しにくい。
- ・高齢者、要介護者は転倒して骨折、迷惑がかかるからと水分補給を控えて体調を崩す。

### (5) 外国の避難所運営から学ぶ

新聞報道によると、台湾では平時から官民が連携しており、今回の台湾東部地震では被災後3時間で避難所が開設されて、被災者に寄り添う、きめ細かい運営が行われています。



(新聞記事) 令和6年4月11日、読売新聞

### (6) 避難所で被害に遭わないために

- ・高齢な被災者は犯罪の被害にあっても「お世話になっているのに、こんなことで申し訳ない」、「こんなことぐらいで」と被害の届け出を躊躇するが、悪いのは犯罪者であり、我慢しないで直ぐに助けを求めるように、防犯指導をするとともに、相談を積極的に受け付けさせるようにすること。
- ・貴重品は身につけておくように指導すること。
- ・被害情報を共有して、お互いに被害に遭わないようにすること。
- ・見知らぬ人が来所したら声を掛けて用件を聞くこと。

(7) 避難に役立つ風呂敷

風呂敷が避難所で大活躍(心を結ぶ風呂敷)

- ・怪 我・・・三角巾、包帯、止血止め
- ・寒い時・・・膝掛、肩掛け、襟巻
- ・貴重品・・・包んで保管
- ・人の目・・・目隠し

などに使用することができます。



7. 防犯ボランティアの活動・【防犯活動支援】

(1) 災害時、青パトによる地域の巡回パトロールの例

- ・隣接する地域からの応援パトロール

山口県防府市 の土石流災害

- ・平成21年7月21日の豪雨による土石流で老人ホーム等が被災して14名が犠牲となる。
- ・右田地区と真尾下郷地区に避難勧告が発令、避難して無人の家に侵入する「空き巣事件」が連続発生。
- ・隣町の「青パトが出勤」と住民が寄って来て「不安だったが、これで安心出来る。」と感謝される。

青パト



防犯ボランティアトップリーダーの活躍



香取警察署少年ボランティア連合会



自宅が被災しているのに、地域の安全を考えて、被災地を重点にパトロールを実施した。街灯の消えた間夜パトカーの青色回転灯を見た住民から「ありがとう」と感謝された。

(2) 徒歩による警戒パトロール活動 (新聞記事)

・防犯が復旧復興の後押し  
・緊急時こそ平時の絆づくりが役立つ



千葉県浦安市  
ボランティア警戒活動



住民が避難して無人の住宅街  
空き巣 4件、 車上狙い 4件

3月23日 産経

(3) 被災地での防犯活動

- ・他地域や関係機関団体等と早期に連携して支援活動を実施する
- ・迅速な実態把握と情報交換をして情報を共有する
- ・被災地域の出入り口道路に早期に防犯カメラ(ソーラー電源)と看板の設置する
- ・避難者や市民への注意喚起(チラシ配布など)相談しやすい環境づくりをする
- ・避難所での避難者の把握や見知らぬ人の声掛けなどに(AIカメラ、AIロボット)を活用する
- ・災害発生直後の警察や自治体は人命救助、避難活動や被害の実態把握などの初動業務に忙殺されて、犯罪抑止の防犯まで手が回らないので地域住民が積極的に協力することが大切です。

8. 迷惑なデマ情報

(1) 過去の災害での偽情報の例

- ・「朝鮮人が井戸に毒を投じている」、「1000人の囚人が脱走した」(1923年、関東大震災)
- ・「次はガスが爆発する」(1995年阪神淡路大震災)
- ・「富士山から煙が出ている」(2011年、東日本大震災)
- ・「大津波警報が発令されている」、「ライオンが公園を歩いている」(2016年、熊本地震)



(ネットの情報から)

(2) 飛び交うデマ情報

- ・若者がパイプを持ち、自販機を壊したり、女性を暴行している。
- ・国道の規制解除でプロの犯罪集団が被災地に侵入している。
- ・外国人の窃盗団が避難して無人の家を荒らしている。
- ・支援物資の盗難が相次いでいる
- ・被災した遺体から身に着けている指輪、現金などを中国人の窃盗団が盗んでいる。
- ・流失した自動車内からETCカードを抜き取っている。

(3) SNSで金目当ての偽情報を発信

新聞報道によると、最近では、翻訳機を駆使して被災地の偽情報の動画を配信して閲覧数を稼いで広告収益を得ている途上国の外国人が急激に増加しているそ

うです。



(新聞記事) 令和6年3月25日・読売新聞

## 9. おわりに

被災各地で起こっている許せない卑劣な犯罪の発生実態を把握して、過去の経験を活かした対策を講じるとともに、新たな抑止対策や人手不足を解消するために、顔認証システムのAI防犯カメラやAIロボットなどの最新機器を有効に活用するなど、官民が連携して知恵を出しあって、被災地の犯罪発生を抑止する防犯対策を推進して、被災者が安全で安心して避難所生活を送り、早く元の市民生活に戻れるよう復旧・復興に向けて支援をしなければなりません。



## 緑が丘中学校避難所の手引き

緑が丘中学校避難所運営協議会 会長  
相模原市独立防災隊連絡協議会 相談役  
(一般社団法人) 地域防災ドローン・相模原 代表理事

堀 口 眞

E-mail m\_h0221@yahoo.co.jp

この度、相模原市中央区光が丘地区の緑が丘中学校避難所運営協議会では令和5年度版避難所の手引き3000部を作成して、**避難先と指定されている5自治会の全戸へ**令和6年2月に手引書を配布いたしました。

以下その経緯を説明申し上げます。

### 相模原市について

神奈川県東部にあり東京都の町田市に接し、神奈川県にある3番目の政令都市で人口72万、相模原台地を中心に発展した工場とその社員の住宅、東京・京浜工業地帯に勤める従業員のベッドタウンとして全国から人が集まり住宅を作りました。ほとんどの人は地元以外の人で新しい郷土作りに熱心でありまとまりが良い地域です。

### 今回の配布は地区の防災事業の一環

現在は高齢者が増え、少子化と重なり、自治会会員も減少して、防犯・防災上も大きな問題となっています。恐らく全国同じ問題を抱えていると思います。今回の避難所冊子は地区5か所の避難所がそれぞれ地区の事情に合わせて作成しました。ちなみにこの冊子は当避難所協議会の福澤広報部長の力作で目的に合わせ良く出来ていると感謝しています。

### 地区の防災上の最大の課題

大震災が起きると類焼危険度が高い(木密・水利悪い・道路が狭い・旧建築基準法の家も多くで空き家も多い)

### 独立防災隊の設立⇒独立防災隊連絡協議会設立(今年で10周年)

自治会内に専門の防災隊を設立(隊員は有志定年は無い)全国的にすくない例14隊あり面として活動70%をカバーしている。共同訓練・講演・勉強会・防災器具の共同購入等が目的、緩い組織です。

### 人材の養成(防災士)相模原市が養成⇒相模原防災マイスターと呼称(地区には約35名の会設立)

一定レベルの防災知識を持ち、自治会活動の中心人物として活動中の人物が多い状況です。

### 避難所について

指定された自治会が小学校4校、中学校1校に分散避難します。概ね1避難所に4~5の自治会が入ります。運営は各校避難所運営協議会を組織して、基本的運営は各自治会が行い、学校側は施設提供、市職員3名は運営協力と行政へのパイプ役となっています。運営委員は防災マイスター中心です。

### 手引書配布の理由 仕組み・手順等流れのPR⇒コロナ禍で従来の運営方法が変わりました

- 1, 自治会参加者の減少対策(自治会が運営している事をPR)
- 2, コロナ及び感染症対策により収容力の減少⇒在宅避難⇒分散避難の勧め
- 3, ビジュアル化⇒日頃の備えの重要性(高齢者にもわかりやすく写真・大きな字で)
- 4, 避難所へ入るのも準備が必要(おくすり手帖などを準備)

### 次の戦略『ドローンは現代の空飛ぶ火の見やぐら』をキャッチコピーに導入を目指しています

隊員の高齢化も進み被害状況把握は時間がかかります。ドローンであれば、発災後30分で空から地区の被害状況を把握することが可能です。災害対策本部立ち上げは2時間後が目安で、公助が期待できない以上自分たちの町を守るためには火災の早期発見、ボヤの内に消火、家屋倒壊・道路の陥没等を空から第1情報として得ることが可能です。3年前から研究を重ね2022年4月に独立防災隊連絡協議会を母体に「一般社団法人地域防災ドローン・相模原」設立しました。この組織が無ければ、この法人はできませんでした。今年は実用実験の段階になりました。

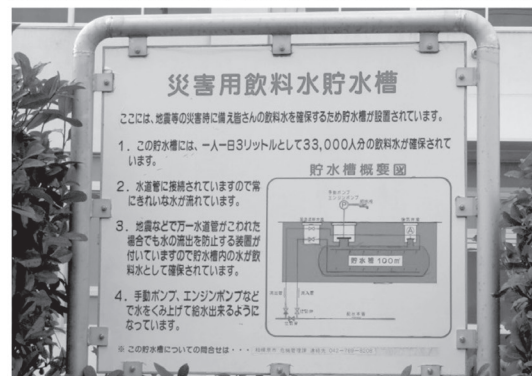


全戸配布

保存版

# 緑が丘中学校避難所の手引き

## 震度5強以上の大地震が起きて、自宅が倒壊・半壊・消失して住めない人の為の避難所



避難所は、自治会が開設・運営しています。  
開設後は、避難者にも役割を分担して運営  
に協力してもらいます。

緑が丘中学校避難所運営協議会

令和5年度版

## 基本的な避難の流れ

**分散避難にご協力ください**

**大地震がきたとき、  
自宅が倒壊・焼失していなければ、  
そのまま自宅に留まって  
生活してください**



自宅が倒壊・焼失した場合は

親戚・知人宅に避難



分散

車中泊・テント泊避難



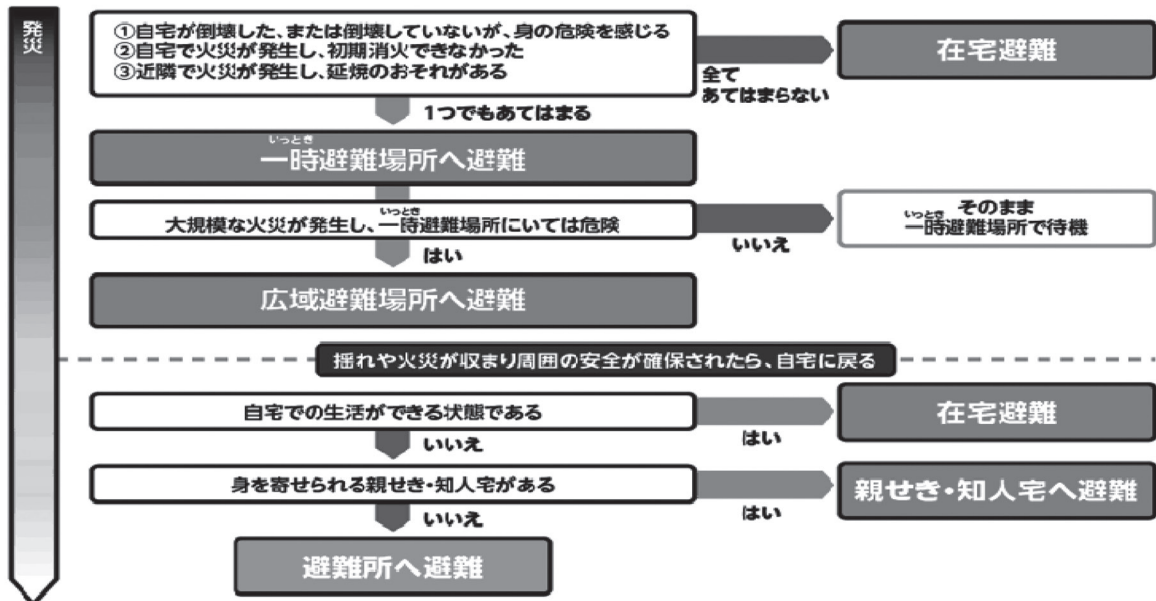
指定の避難所に行く



※どの避難所に行くかは、自治会ごとに決まっています

⚠ 避難所は、自治会が開設・運営しています  
自治会は、「安全で安心できるまちづくり」を  
目的とした、地域住民の組織です。災害に備え、  
平時から話し合いや訓練を重ねています。実際  
に避難所が開設された場合は、関係者の指示に  
従い、安全で秩序ある運営に協力してください。

光が丘地区自治会連合会 光が丘地区独立防災連絡協議会  
光が丘地区避難所運営協議会連合会 光が丘地区防災マスターの会



## 避難者受付（体育館玄関ロビー）



入場時の検温

健康状態チェックカード 記入日: \_\_\_\_\_

当日の体調を記入し、受付へ渡してください。

氏名: \_\_\_\_\_

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさはありますか	はい・いいえ
・味やにおいを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

本日の体温: \_\_\_\_\_ 度C



避難者カード・健康状態チェックカード提出

様式1

**避難者カード** 避難所・在宅

必ず右上にある避難所・在宅を○で囲んでください。 入館日: 月 日 日  
退館日: 月 日 日

住所 \_\_\_\_\_ 避難先 ( ) \_\_\_\_\_  
自治体名 自治会(町内会・管理組合)

あわせて、難支離れて、ゆっくの書いてください。

氏名	性別	年齢	生年月日	住所	職業	健康状態 (感冒・発熱など)
氏名	男	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	女	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	男	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	女	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	男	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	女	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	男	歳	年 月 日	市 区 町		
氏名	女	歳	年 月 日	市 区 町		

※以下は必ず記入してください。

避難所として緊急の避難を希望しておいでですか?  はい  いいえ

全家族の氏名 (氏名: ) 避難先 ( ) 避難先 ( ) 避難先 ( ) 避難先 ( )  
(氏名: ) (氏名: ) (氏名: ) (氏名: )

あなたとあなたの家族で、24時間過ごす人はいくらいますか?  
 氏名: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: )  
 氏名: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: )

バットについて  
 氏名: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: )  
 氏名: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: ) 避難先: )



避難者入口：正門

※37.5℃以上の熱がある方、  
体調不良の方は、専用スペース  
(一時待機室)に案内しますので、  
そこで避難者カードの記入  
をお願いいたします。

## 避難時に必要なもの

### 避難の際に最低限必要なもの



#### 全員

- 水
- 食料品
- 調理器具
- 清潔品
- 薬・救急用品
- 貴重品・身分証明書のコピーなど
- 身を守るもの（ヘルメット・笛など）
- その他（救助活動の道具・燃料など）
- 情報確認手段
- 日用品
- 衣類等
- 筆記用具



#### 女性

- 生理用品などの清潔品
- 化粧品などの日用品



#### 乳幼児

- ミルクなどの食料
- 調理器具
- 抱っこひもなど
- 紙おむつ・お尻拭きなどの清潔品



#### 高齢者

- 食料品
- 薬・薬手帳
- 老眼鏡・補聴器
- 入れ歯洗浄剤などの生活品



避難所に移動するときに必要なものをチェックリストで確認していきましょう。食料や生活品などは、家族のリュックに手分けして背負えるようにしておく和良好的です。身分証明書の類は持ち出しやすい様、保管場所をある程度まとめておく和便利です。 （tenki.jp 知る防災より）

#### 在宅避難をする時

国や自治体の支援なしに最低3日間は家族全員が生活できるよう、日頃から備蓄品を準備しておきましょう。

#### 在宅避難者も避難所で受付をしよう

在宅避難を開始するとき、避難所で受付をすると、避難所の避難者と同じように食料など、物資の支援を受けることができます。 （さがみはら防災ガイドブックより）

## 避難所スペース（体育館）



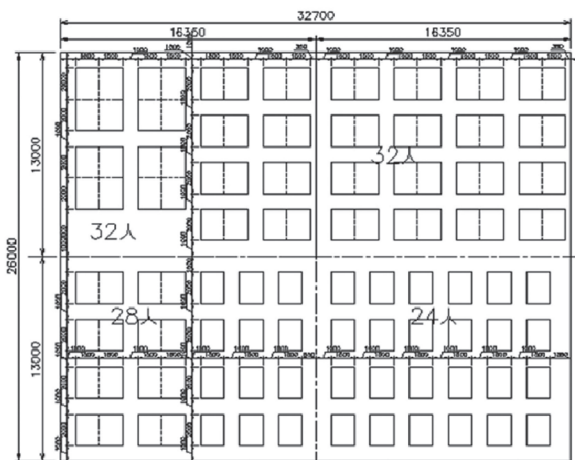
避難者も協力して床にシートを敷きます



仕切りテント



ダンボールベッド



※体育館内レイアウト案

※体育館内の使用スペースの区割りは通路区画を除いて、自治会単位とします。  
また、避難者のスペースは、1人3m<sup>2</sup>(1.5m×2m)とし、家族単位に敷シートと毛布が支給されます。  
※体育館内の舞台は支援物資の仮置き場となります。

## 車中泊・テント泊スペース（校庭）

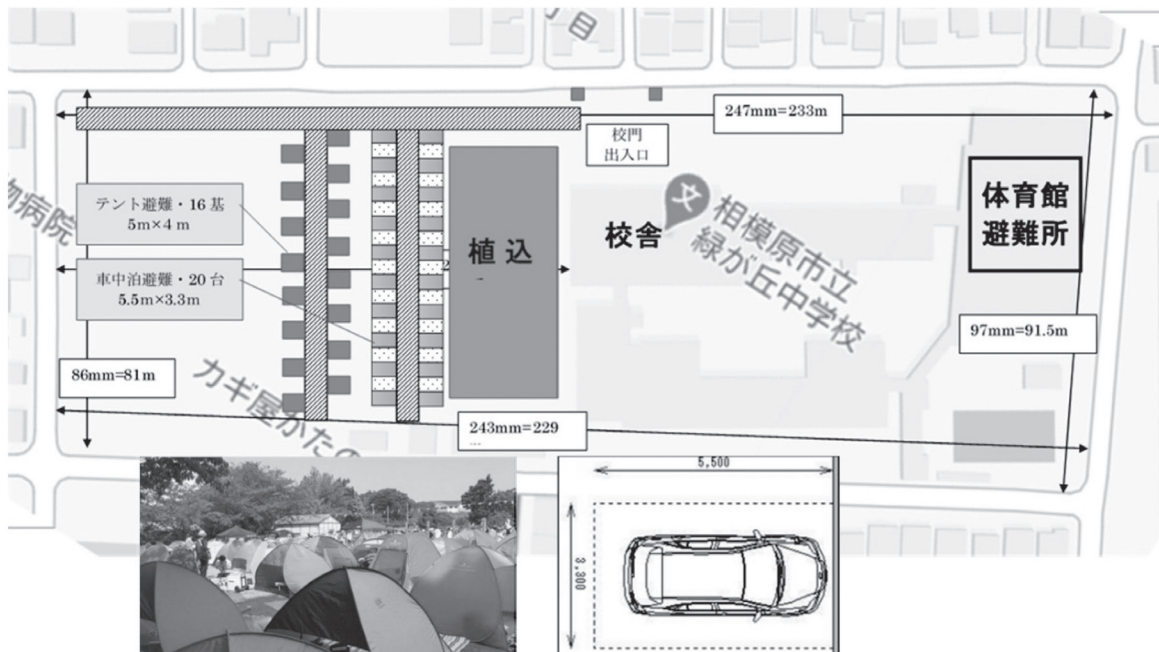
避難所への移動は原則徒歩ですが、車中泊（テント泊）に限り自動車を、20台程度は校庭に受け入れられます。

※避難者受付で所定の駐車（テント）区画番号の割当を受け、区画内に駐車（設置）します。

※テント泊をする場合は、各自テント、寝袋など持参のこと。

※校庭（グラウンド）内での煮炊きは禁止します。

※車中泊でのエコノミークラス症候群予防は各自行うこと。

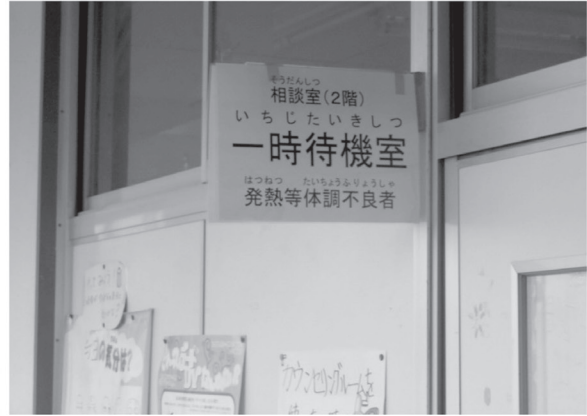


※車中泊、テント泊～レイアウトイメージ



※避難者入口と避難車両入口は共通なので、校舎前には乗り入れず、直接校庭へ移動して下さい。

## 妊産婦室・一時待機室



※必要に応じて美術室、木工室等も要配慮者ゾーンとして開設します。

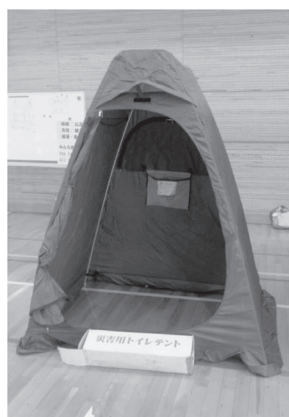
## ペットの避難

※ペットと避難する場合は「ケージ」を持参すること。体育館入口に近い通路の空きスペースに設置するテントがペット避難所になります。



## 災害用トイレ

※水道が止まっても使用できる簡易トイレ



## 一時（いつとき）避難場所

各自治会が決めた、地震発生後に災害の推移を見守る場所

避難所本部と各自治会指定の一時避難場所とは、デジタル無線機を使用して情報を伝達します。

避難所への受入れが可能となったら、運営協議会会長（または代理者）から、避難所開設を各自治会・防災隊対策本部へ無線連絡します。

### 緑が丘1丁目自治会



### 緑が丘2丁目自治会



### 虹ヶ丘自治会



### 青葉3丁目自治会



### 古山台自治会(麻溝地区)



令和6年2月作成：緑が丘中学校避難所運営協議会



## 日本市民安全学会 創立20周年記念 「日本市民安全学会・SP学会合同学術大会（池田市）について」

日本市民安全学会実行委員長 浦 中 千佳央

### 開催趣旨

日本市民安全学会の創立20周年を記念して、日本セーフティプロモーション（SP）学会との合同研究大会を8月3、4日に、大阪府池田市で開催することになりました。

本大会のテーマは「人の生命の安全と尊厳ある社会づくり」とし、少子高齢化、急速なAIなどの技術革新の進展、ウクライナ戦争に代表される地政学リスク、そして急激な気候変動などのグローバルな不確定要素に影響される日本社会において、今後どのように「生活の質」（QOL）を維持していくのかを考える、日本市民安全学会と日本SP学会、それぞれの特徴が融合された、素晴らしい合同学術大会を目指します。

注）本稿は、6月段階の演題、要旨であり、8月の学術大会後、当日ご発表の資料をまとめた論集を作成予定です。

会場：大阪教育大学学校安全推進センター(大阪府池田市緑丘1-2-10)



### 【全体プログラム】（予定）

#### 1日目

8月3日（土）（13時～17時半）（公開）

- 13:00～13:20 開会式
- 13:20～14:20 基調講演① SP学会推薦講師
- 14:20～14:30 休憩
- 14:30～15:30 基調講演② 日本市民安全学会推薦講師
- 15:30～15:40 休憩
- 15:40～17:00 附属池田小学校見学  
（学会員かつ希望者のみ。定員制限有）

#### 2日目

8月4日（日）（9時半～17時）

- 09:10～11:10 口頭発表①（10演題）
- 11:10～12:40 ポスターセッション  
・昼休み（12:00～12:30 セーフティプロモーション学会 総会）
- 12:40～14:10 グループワーク
- 14:10～14:20 休憩
- 14:20～16:20 口頭発表②（10演題）
- 16:20～16:30 閉会式

基調講演

西田佳史, “次元のデザイン—生活の場の科学とコレクティブアプローチによる高次元傷害予防—,”  
子ども安全研究, Vol. 9, pp. 4-10, 2024からの転載

## 次元のデザイン

### —生活の場の科学とコレクティブアプローチによる高次元傷害予防—

西田佳史（東京工業大学）

#### 1. 次元という統一的視点

傷害予防に関わる問題は、他の研究領域で作成された基礎理論を、単に「適用」「応用」するだけでは対応できない複雑な問題ばかりである。現実の社会問題は、本当に解決を目指す複数の問題が積み込まれた小宇宙のようなもので、他の異なる分野で直面している社会問題と必ずといってよいほど共通点がある。たとえば、傷害予防分野で課題となる、「望ましいと考える行動をどう取ってもらうか」という行動変容(Behavior Change)の課題などは、人と問題がかかわる分野であれば、およそどの分野にでも現れる。最近よく耳にするELSI (Ethical, Legal and Social Issues の略で、新規科学技術の社会実装で直面する倫理的・法的・社会的課題の総称を意味し、エルシーと発音される)などもそうである。社会問題を扱っている多くの人によって、どれも、いまさら感のある問題提起であろう。例を挙げるまでもないが、自動運転の分野、人工知能を活用する教育分野、IoT を活用するヘルスケア分野、認知症支援分野、高齢者の社会参加分野など、どこにでも登場する。

次元のデザインの問題もその一つである。傷害予防分野では、多職種連携、コミュニティベース参加アプローチなどの必要性が訴えられている。他の分野でも、人間中心、ユーザ起点、サービス工学、デザイン思考、一人称アプローチなど、少しずつ重心を変えながらも同様なことが様々な表現で示されているが、これらに横たわる共通問題の一つが次元のデザインの問題である。なぜ、職種がたくさんであると良いのか？、コミュニティベース取り組むことで何が変わるのか？、人間中心とは何が達成されることなのか？、共感できる理由とできない理由はどこから生まれるのか？、などを紐解く一つの着眼点が次元であると考えている。本稿では、他の分野の知見や、傷害データの最新の分析事例を示しながら、傷害予防における課題を、次元デザインの観点から述べてみたい。

#### 2. 見えない次元・隠れた次元という考え方

ここでの次元は、物理学でいうところの次元の意味で、ある点が動くことができる軸の数を指す。自由度とも呼ばれる数である。0次元は点（動けない）、1次元は線や曲線に沿った動きなので1自由度で動ける、2次元は平面や球面の上を2自由度で動ける、3次元は上下左右前後と3自由度で動ける空間である。我々の生活している3次元空間は、超ひも理論においては、いまだ証明はされていないものの、実は3次元空間ではなく、9次元空間だと予想されており、 $9-3=6$ 次元分は小さすぎて見えないとされている。

ここで、次元の解説でよく出てくる事例(Green, 1999)がわかりやすいので紹介したい。図1のロープは、線（曲線）なので、動けるのは1自由度である。手前に動くか、向こう側に動くかである。しかし、近づいてみると、図2のように、蟻にとっては、円筒形のような動きが可能となる。



図1：隠れた次元—線にみえるロープの例

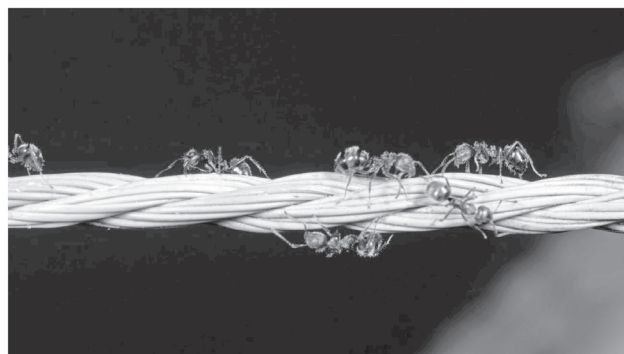


図2：見えてきた次元—蟻にとっては曲面のロープと動き回れる方向

円筒は曲面なので直線からもう一次元増えて、2次元に増えたわけである。ちなみに、見えないはずの6次元分を見えるように低次元化し見えるようにした図が、図3に示すカラビ・ヤウ多様体として知られる複雑な形状であるが、超ひも理論では、このような空間が非常に小さく、我々を取り巻く3次元空間上の至るところに存在していると考えられている。

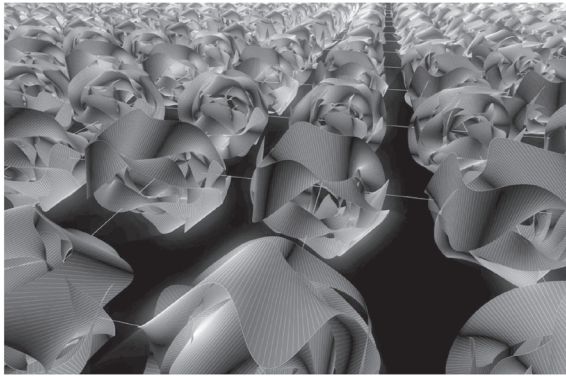


図3：見えない6次元（3次元で可視化されたカラビ・ヤウ多様体の例）

このように、観察する道具によって、観察対象の次元は変化する。また、次元が増えると、操作可能な方法（動ける自由度）も増える。このことは、いま何らかの操作をしたい対象があったとして、その対象から離れてみていたのでは、見えない次元が多すぎて、どのように操作してよいのかが分からないことを意味している。ある課題を解決するための適切な介入（操作）のためには、解像度が高い観察装置が大事であるし、蟻のようにその空間を動き回れる制御装置も大事であることがわかる。

この次元デザインの観点からすると、コミュニティベース研究の方向は、地域で生活している人にはどんな人がいて、どんな困難を抱えているのかを明らかにする、すなわち、観察する分解能を上げる方向を指している。一方、解像度が高い観察が行われても、問題を解く側が、ちょうど蟻のようにその空間を自在に動き回れないのでは意味がないので、多職種連携（コレクティブアプローチ）は主に、操作する側の自由度を上げる試みを指していることがわかる。しかし、対象がわからないのに、操作する側だけ増えても不十分であり、観察側も操作側も両方とも高次元である必要がある。もちろん、職種が増えると気づかないことに気

づくようにもなり、観察側の高次元化にも役立つので、完全に独立ではない場合がある。さらに、近づきすぎて全体がわからないという問題もある。この場合には、現象から離れて、大きな構造を捉える低次元化も必要である。

このように問題解決のための次元のデザインでは、問題構造の全体も、細部も把握するという意味で巨視的視点と微視的視点の2つの視点が必要であり、また、現象を理解し、介入し変えるという意味で、観察側の次元と制御側の次元という2つの側面が必要である。

### 3. コミュニケーションにおける次元の問題

コミュニケーションに関しても、巨視的・微視的な意味での次元の観点が重要となる。抽象化をすると、すなわち、対象から離れていくと、次元が低くなり、巨視的な構造はみえるものの、逆に、細部が見えなくなる。そうすると、どう変化させてよいのか分からなくなる。抽象的な言い回しがわかりにくいのは、この次元の低次元化の問題から来る現象である。傷害予防の分野でも、このような現象の一つとして注意喚起の問題がある。周知徹底する、くまなく見る、できることは全部やる、などの低次元な情報ではなく、AEDを持参する、墓石や灯籠がないか確認する、など高次元な情報がないと動けない。よく、抽象的な話は、広い視野にたった、大きく構えた、大所高所、という意味で、次元の高い話と表現されることがあるが、上述した観点からは真逆で次元としては低いものになるので要注意である。

その具体例を紹介したい。今から10年以上前に、ベビーカーの折り畳み機構によって指切断事故が多発したことがあった。そこで、この事故がどのように認知されているのかを調べるために、乳幼児をもつ保護者を対象に「ベビーカーで指挟み事故がおこっているのを知っているか」と「ベビーカーで指切断事故がおこることを知っているか」という質問を行った（大野、2012）。その結果を表1に示す。

表1 指はさみと指切断の認識のずれ

それぞれの事故がおこるの を知っていましたか (N=116)	指挟み	
	はい	いいえ
指切断	はい	4
	いいえ	34

(無回答4)

指挟み事故の危険を知っている人の35%もが、指切断の危険性を知らないという結果であった。指挟みという表現は、「挟む」だけではなく、それによって生じる、「切断」、「出血」、「打撲」などの危険に関する物理現象を包含した広い概念であるが、これらの高次元な情報が伝えられるわけではなく、実際には、次元が縮退し、本来伝える必要があった指切断という物理現象は消えてしまったことになる。このように適切な表現を用いないと次元の低次元化（縮退）が起こることになる。言語とそれが意味する物理現象の間には、こうした低次元化の問題が常にあり、それが言語を便利足らしめている理由でもあるが、一方で、メッセージ発信の際に、伝えたい情報が伝わらない危険が常に起こることに留意する必要がある。受け手のヒヤリングなどを通じて、情報の低次元化が意図せず起こっていないかに気を付ける必要がある。現状そのような確認は皆無といってよい。

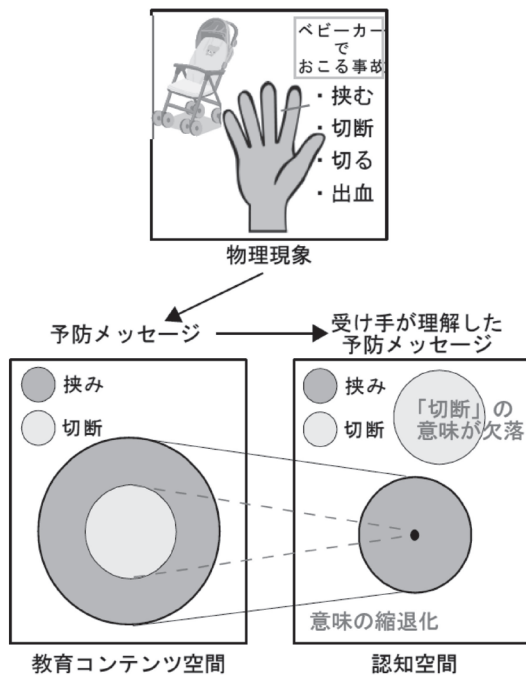


図4:教育コンテンツで伝えたい意味と受け手が認知する意味の関係

#### 4. データサイエンスを活用した次元のデザイン

適切なメッセージ発信の設計に次元のデザインの考え方を取り入れた事例を示したい(Oono, 2024)。

現在、事故状況に関するビッグデータはあるものの、これを予防に活用する方法、言い換えれば、デザイン

領域に踏み込んで、状況をデザイン可能にするために、どのように活用することができるかについては、ほとんど分かっていない。現場でも実際には予防に役立たない抽象的なガイドラインが多数作成され、現場を疲弊させる要因になっており、予防に役立つ情報提示方法の確立が求められている。

そこで、テキストマイニングと平均情報量と呼ばれる情報学の指標を応用した状況情報量を用いて、情報の粒度の変化が予防デザインに与える影響の調査を、データ利活用ワークショップ（合計129人）を実施することで行った。人に提示する情報の粒度を操作し、粒度変化が予防デザインにどのような影響を与えるかの調査を実施した。粒度の操作とは、具体的には、以下のような操作を指す。テキストマイニングを使って、数千個ある事故事例を、類似している事例ごとに5個とか30個などに分類し、分類されたカテゴリをよく表すように抽象化した表現を人が考えて表現しなおすという操作である。これは、もともと数千件あった事例を縮約する作業であり、低次元化の操作である。

たとえば、5783件の滑り台の事故を5グループだけに分類すると、それを表現するために抽象化をしなければならなくなり、「滑り台から落下する」「滑り台の周りで走っていて、滑り台と衝突する」などとなる。もう少し、細かく30グループに分けると、たとえば、「滑り台から飛び降りたとき、手を地面について痛める」「鬼ごっこをしていて滑り台の下をくぐろうとして、頭をぶつける」などになる。図5に詳細を示した。

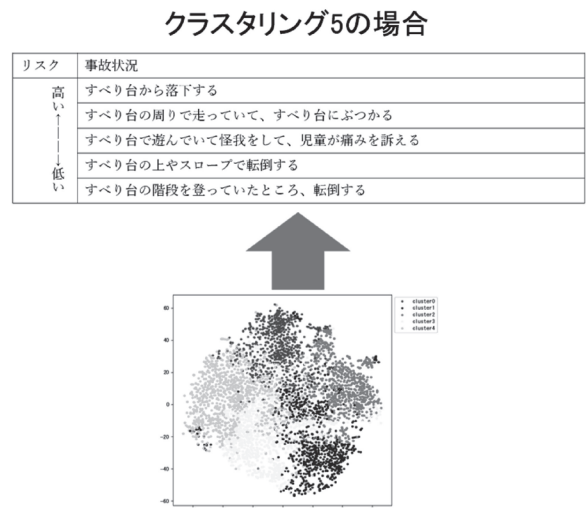
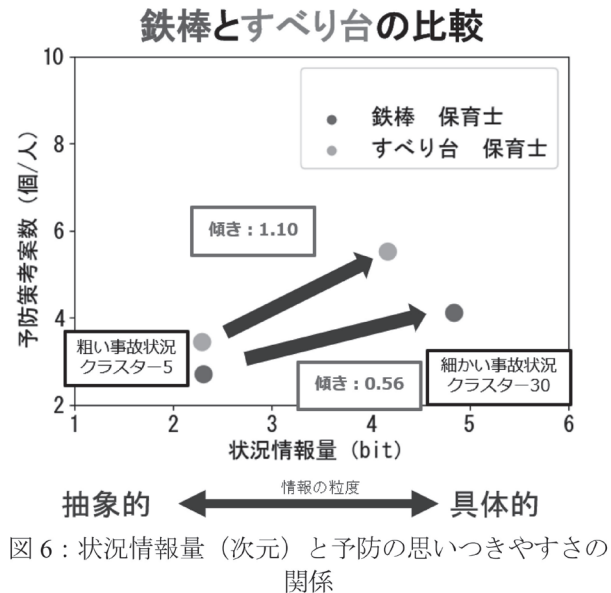


図5 滑り台の事故の荒い表現と細かい表現

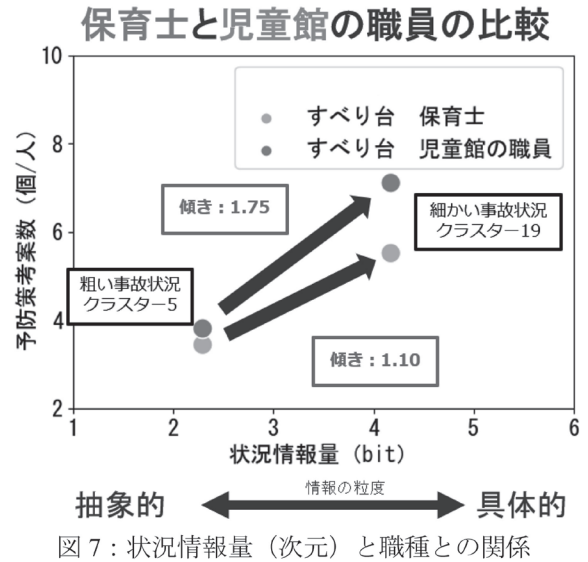
データ利活用ワークショップは3回実施した。1) 保育士対象（鉄棒の情報を荒い粒度と細かい粒度で提示 N=65）、2) 保育士対象（滑り台の情報を荒い粒度と細かい粒度で提示 N=27）、3) 児童館の職員対象（滑り台の情報を荒い粒度と細かい粒度で提示 N=37）。

図6に示すように、職種（保育士）を固定し、鉄棒と滑り台の場合の、情報の細かさ（次元の高さ）と予防策案数の関係を示した。横軸の状況情報量は、情報の細かさを示しており、左側に行くほど、抽象的で、右側ほど、具体的であることを示している。この図から、次元の低い（すなわち、抽象度が高い）情報提示に比べ、次元が高（すなわち、細かい粒度で具体的な）情報提示の方が、予防策案数に寄与することが確認された。また、鉄棒における細かい事故状況と粗い事故状況の予防策案数の増加率（予防策案数/状況情報量）が0.56個/bitなのに対し、滑り台の増加率が1.1個/bitであり、約2倍の違いがあり、事故の対策を考える対象（この場合、遊具）によっても、結果が異なるということが分かってきた。



次に、図7に示すように、遊具の種別を滑り台だけにして、職種を変更した実験では、環境改善に関連する対策を思いついた数で比較したところ、保育士の場合の考案数の増加率は1.1個/bitであったのに対し、児童館の職員の場合の考案数の増加率は1.75個/bitであり、職種によって、情報量が増えたときに予防策の考案数が増え方も異なっていた。このことは、次元の

高い情報が重要ということだけではなく、対策法を考える人間の多様性（次元の高さ）も重要であることを示唆している。



このように、予防策案数は、対象を捉える次元の高さ（どれだけ詳細な情報か）に関連があること、また、操作する側の次元の高さ（職種の豊富さ）にも関係することが分かってきた。

## 5. 最新の計測技術を活用した次元のデザイン

### データに基づく科学的な傷害予防の仕組みづくり



図8：傷害予防の地域実装を進めるプロジェクト（東京都）

図8に示すように、東京都では、2023年度から、事故データや生活の場に踏み込んだ現象データを活用し、科学的な根拠に基づいて、行政、実務者、アカデミアが連携することで、傷害予防の地域実装を進めるプロジェクトが開始された（東京都，2024）。このプロジェ

クトの成果として、新しい計測技術を用いた生活理解の高次元化の例を紹介したい。

近年、距離画像センサが安価になり、スマートフォン等を利用して、手早く在宅環境で3次元計測を行うことで、実際の生活現場に踏み込んで、生活現象を理解する生活セントリックアプローチが可能になってきている。高解像度な生活像が得られる時代が到来している。このことは、従来困難であった、実環境データに基づいたシミュレーションの開発や、その社会実装が現実的なものになりつつあることを意味している。過去、乳児突然死症候群（SIDS）と呼ばれる疾病に関しては、ドイツで死亡現場を訪問し、ベッドの材料特性を調べるなどの研究例（Schlaud, 2010）があるが、転倒・転落に関しては、實際上ほとんど公開が不可能な警察の調査のみであり、知見の公開を前提とした調査研究された事例は皆無である（山中, 2017）。

そこで、27軒の事故現場（住宅）を訪問し、ヒヤリングと55個の物体・環境に関して、図9に示すような3Dスキャンによる詳細な調査を行った。

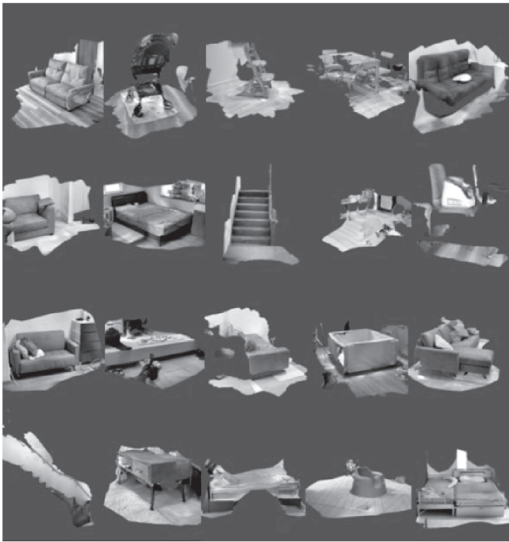


図9：3Dスキャンを用いた詳細な転落現場の調査

その結果、図10に示すように、20cmから90cmまで幅広くよじ登っていることが確認された。また、保護者へのヒヤリングから、椅子などによじ登って転落した事故が15件(33%)、寝返りによって転落した事故が18件(27%)発生したことが明らかになった。よじ登りに関しては、棚の上のものを取ろうとして、バランスを崩すというものがあつたが、棚ごと倒れるという危

険性が潜在する事例もあつた。

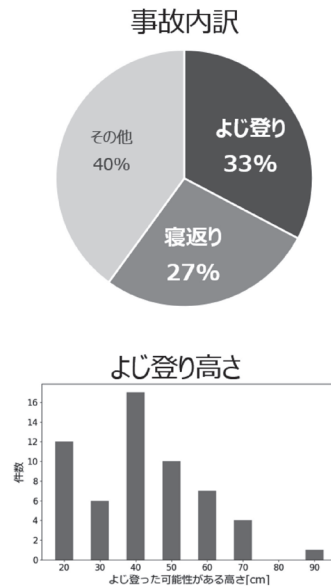


図10：3Dスキャンを用いた詳細な転落現場の調査

米国の消費者製品安全委員会の報告書（CPSC, 2022）によれば、2018年から2020年の34年間で、22,500件の家具転倒による事故で救急搬送されており、子どもに限ると、TVやTVが置かれた家具の転倒により、2日に1人の子どもの死亡が起きている。乳幼児のよじ登りの結果起こる、家具の転倒による対策も急務となっている。

子どもが家具をよじ登る際に、家具側にどれくらいのかかるのかわかっていないため、それを調べる実験を行った。よじ登り高さが可変で、かつ、よじ登り時の作用力を計測可能な力センサが埋め込まれた台を作製した。使用したセンサは、2軸であり、重力方向の成分（垂直方向）と重力に対して直交する成分（水平方向）を計測可能である。幼児37名（月齢13～45か月、平均31か月）を対象に、作製した台によじ登る際の垂直・水平方向の力を計測した（図11参照）。

図12に示すように、よじ登る際、水平方向には0.45倍相当の力が加わっていた。この結果より体重の0.5倍の力が水平に作用した場合の家具の転倒可能性の確認することで、幼児のよじ登りによる転倒可能性の評価が可能であることが分かった。

この評価指標の実行可能性を検証するため、固定されていない家具の上部の端を水平方向に引っ張ること

によって傾き始める力を計測すると、例えば、高さ145cmの棚では7.9kgf、大きさ65インチのテレビでは8.8kgf、高さ135cmの冷蔵庫では9.3kgfの力でそれぞれ傾き始めることが確認された。



図11：子どもがよじ登り実験の様子

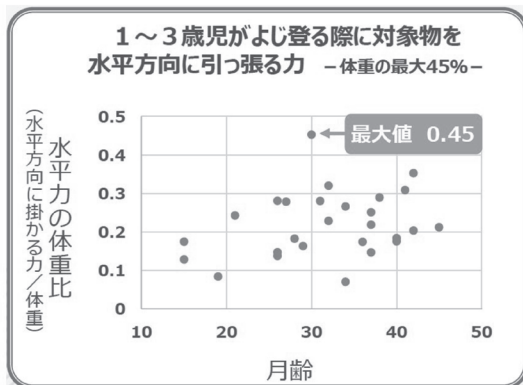


図12：子どもがよじ登る際に物体にかかる倒す方向（水平方向）の力

ここで紹介した事例では、最近安価に利用可能になった3Dスキャンを用いて詳細に事故現場を調査した。さらに、そこから転倒の危険を確認する指標の必要性が見えてきたので、それを具体的に示すための実験を、日本インダストリアルデザイン協会の社会問題解決研究グループのメンバー、小児科医師、保育所、研究所などが連携することで実施したものであり、現象の高次元化と、操作可能化のための高次元化の実施例である。なお、子どもの転落に関わる実験の詳細や5項目の提言（図13）に関しては、東京都のデジタルブックを参照されたい（東京都，2024）。

科学的視点から、転落事故を予防	
エビデンス	事故予防策
目安：0～6歳（小学校入学前）	
提言1 窓際に配置された家具等から転落している	家具の配置を見直す
提言2 70cmを超える高さでもよじ登れる	よじ登る動きを抑制する
提言3 最大で体重の約半分の力で家具を引っ張る	家具を固定する
提言4 寝返りは1秒間で20cm進む	落ちない場所で寝かせる
提言5 成長とともによじ登れる高さは高くなる	床の材質を見直す

図13 子どもの転落事故による傷害を予防する提言

## 6. おわりに

心理学、経済学、人工知能、デザインの科学など数多くの分野で著名でルネサンス人とも称されたハーバート・サイモンは、かつて、人工物の科学という書籍の中で、『現実の世界は、基礎的な科学研究を導くよい研究課題の、もっとも豊かな土壌なのである』と述べた（Simon, 1996）。傷害予防は、傷害予防を推進する人工的なシステムに関する分野であり、筆者が傷害予防の研究に着手した2004年からちょうど20年が経過したが、大きく前進した部分と未解決の部分がある。現在の到達点と今後の課題（7項目）については、2023年に発出された日本学術会議の見解（日本学術会議，2023）で詳しく整理されているので、そちらを参考にされたいが、アカデミアの立場から見ると、ハーバート・サイモンが述べたように、実際に、科学的探究の豊かな土壌であり、とても魅力的な研究領域だと感じている。事故や傷害という一見ネガティブな現象が魅力的というとおかしく聞こえるかもしれないが、事故や傷害が予防可能化できるというのは、社会ニーズ上もそうであるが、学問としても、とても魅力的なテーマだと感じている。

本稿で示したように、現在、安価に、生活の場に踏み込んで3次元形状のデータを収集し微視的に分析することができる時代になっている。また、そのような高解像度のデータを記録し処理する技術や、大規模な

データを適切に低次元化して巨視的な構造を分析する技術も利用可能になってきている。さらに、遠隔地に行かずともデータを取得したり、専門家相互をつながりやすくできたりする遠隔会議技術なども普及している。このことは、観察側と操作側の両側面の次元を的確にデザインすることが容易になってきていることを示している。

現象がどうなっているのか分からない場合には、様々な観察装置やデータサイエンスを駆使して、次元を高次元化したり、低次元化したりすることで、巨視的・微視的に観察する。そして、現象が分かってきたら、これをうまく操作するための方法を、今度は、コレクティブなアプローチで探る。例えば、各家庭を実際にもしくは仮想的に訪問し働きかけるであるとか、XR と呼ばれる情報提示で、その場、その家庭にあった情報を届けるとか、事業者インセンティブが働く安全性表示制度を作るとか、スマートホーム技術と連動した先進的な見守り技術を開発するとか、議員とともにロビー活動をするとか、これ以外にも様々な可能性が隠れた次元に眠っている状態である。



図 14: 生活の科学とコレクティブアプローチによる生活の次元デザイン (DALL-E3 で作成)

ぜひ、若い人にもどんどん参画して頂き、新たな発想や技術を持ち込み発展させることで、観察する側と制御する側の次元のデザインを進めて欲しいと切に願っている。本稿を読んで興味を持たれた学生、研究者がおられたら、[info@lcdlab-titech.com](mailto:info@lcdlab-titech.com) まで連絡をもらいたい。次元のデザインを待ち望んでいる傷害予防分

野における豊富なデータ、道具、研究テーマを提供したい。

#### 参考文献

1. Brian Green, *The Elegant Universe: Superstrings, Hidden Dimensions, and the Quest for the Ultimate Theory*, W. W. Norton, 1999
2. 大野美喜子, 西田佳史, 山中龍宏, “予防メッセージにおこる意味の縮退化現象,” 日本科学教育学会年会論文集 Vol. 36, pp.283-284, 2012
3. Mikiko Oono, Masaaki Ozaki, Yoshifumi Nishida, “How the information granularity affects the prevention design — development of an artificial intelligence-based situation r-map analysis —,” 16th International Conference on Computer Supported Education, 2024 (in press)
4. 東京都, “科学で探ることの事故予防策—転落—,” [https://kodomosafetypj.metro.tokyo.lg.jp/\\_manage/wp-content/uploads/report\\_pocket\\_book.pdf](https://kodomosafetypj.metro.tokyo.lg.jp/_manage/wp-content/uploads/report_pocket_book.pdf), (参照 2024-03-21)
5. M. Schlaud, M. Dreier, A.S. Debertin, K. Jachau, S. Heide, B. Giebe, J.P. Spermhake, C.F. Poets, and W.J. Kleemann, “The German case-control scene investigation study on SIDS: epidemiological approach and main results.”, *Int J Legal Med.*, 124(1), 2010
6. 山中龍宏, 北村光司, 吉川優子, 吉川豊, 西田佳史, “子どもの死を予防に繋げる Child Death Review (CDR): 予期せぬ傷害 (unintentional injury) を扱う既存社会システムの分析と課題”, *国民生活研究*, vol.57, No.2, pp.74-96, 2017
7. U.S. Consumer Product Safety Commission, “Product Instability or Tip-Over Injuries and Fatalities Associated with Televisions, Furniture, and Appliances: 2021 Report,” 2022
8. Herbert A. Simon, “*The Sciences of the Artificial* 3rd edition,” MIT Press, 1996
9. 日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会, “見解「子どもの傷害を減らすためのデータ収集および利活用の促進」,” 2023



■口頭発表（8月4日） あいうえお順

1. 石附 弘

・日本市民安全学会会長（日本セーフティプロモーション学会理事）

・演題 予防安全の原点は「小事」にあり

・要旨

事件事故という「大事」は、様々な大小のリスク要因（「小事」）が複雑かつ有機的に結合して発生する。即ち、日常生活の中にある「小事」、例えば、あいさつ等「秩序系小事」（生活安全活力）を多く結合できれば事件事故の予防に繋がり、落書き等「非秩序系小事」を放置すれば「大事」へのリスクが増大する。

予防安全論からみた「小事」の意義、社会科学的なメカニズム、「小事」と「大事」の関係、特に、「小事は『情』をもって処し、大事は『理』をもって処す」の意義を明らかにしたい。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

2. 内山有子

・東洋大学健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科教授

・演題 日本スポーツ振興センターの災害共済給付から見た学校事故の現状と養護教諭の役割

・要旨

日本の学校では保護者と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に「災害共済給付契約」を結び、学校管理下で発生した災害に対して医療費、障害見舞金、死亡見舞金などを支給している。

また、日本の学校には原則的に保健室が設置され、1～2名の養護教諭が勤務しており、学校で発生したケガや病気に対応するとともに、安全教育や保健指導などを行っている。

そこで、学校管理下で発生している事故やケガの現状を報告するとともに、学校災害に対して迅速な対応を行い、事故やケガが発生した状況を調査分析し、再発防止策を考案する養護教諭の役割について考察する。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

3. 小澤光男

・関東学院大学法学部地域創生学科 非常勤講師

・演題 「認知症介護・・・その理論と実践」

・要旨

消防局を退職後、縁あって医療法人社団介護事業部の事務局として勤務しつつ、近傍の大学で「消防・防災・国民保護・危機管理等」の講義を受け持っている。

認知症対応型通所介護や共同生活介護（グループホーム）での利用者や入居者、キーパーソンの方々との悲喜こももな日常のやりとり、そこから見えてくる近未来な社会の様相などについて、体験談を踏まえてお話したい。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 4. 木村嘉子

- ・公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- ・演題 高齢者の通販トラブルを防ぐためのネット通販疑似体験サイト紹介
- ・要旨  
消費生活相談の現場では、シニアによるインターネット通販に関するトラブル相談が多く寄せられます。うっかりトラブルにあうシニアと、インターネットを拒否するシニアどちらの方にもインターネット通販に慣れていただくため、疑似体験できるサイトを作りましたのでご紹介させていただきます。

#### MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 5. 佐々木駿輔、大野美喜子、西田佳史

- ・東京工業大学
- ・演題 傷害予防支援のための状況距離に基づく情報提示手法の評価
- ・要旨  
日本の家庭において、子供の不慮の事故による死亡事故が多発している。本研究では、生活環境に応じた危険の提示手法である状況距離に基づく、情報提示手法の評価を行った。具体的には、63名の被験者を対象に、情報提示手法が保護者の傷害予防意識に及ぼす影響をアンケートを通じて調査した。

#### MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 6. 四方 光

- ・中央大学法学部教授
- ・演題 サイバー防犯ボランティアの意義と活動実績
- ・要旨  
サイバー空間の安全を確保する活動の主体の一つとして、サイバー防犯ボランティアがある。本発表では、サイバー防犯ボランティアの意義といくつかの活動実績を紹介することにより、Society 5.0時代における市民による防犯活動の未来について論じようとするものである。

#### MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---





## 学会ホームページ刷新のこれまで

編集委員会委員長 濱田 宏 彰

日本市民安全学会は、学会会員はもとより社会への広報活動として、ホームページの拡充を目指し、令和4年(2022年)にホームページ刷新委員会を立ち上げ、内容の充実および見やすいホームページを目指して来ました。学会有志によるサイト更新等の活動を行ってききましたが、スマホによる閲覧が社会全体に浸透してきたこともあり、専門業者に協力を仰ぐ方針が示されました。



2019年頃の学会ホームページ



2024年5月現在の学会ホームページ

令和4年7月29日に、学会常任理事でもある鎬木重治氏が代表取締役社長を務める(有)TSS社と契約し、学会ホームページの編集および更新について協力していただけることとなりました。

このホームページ刷新に関する技術的課題のクリアを始め、業者選定などについて、学会常任理事の菅野泰彦氏に多大なるご尽力をいただきましたことに御礼申し上げます。

### 学会ホームページの6つのボタンについて

現在のホームページに至る以前は、上記左側のように「日本市民安全学会について」などの文字をクリックするタイプでしたが、装いを新たにしたら「6つのボタン」を核として構成する画面へと刷新しました。

- ・学会について 第二期スタートに際しての動画、会則、役員構成など
- ・掲示板 学会のニュースや新着情報など
- ・風 市民安全の今を伝える各種投稿記事
- ・ちょっと良い話 学会会員が見つけたちょっと良い話
- ・伝承館 学会の歴史やシニアフェローの紹介
- ・Visionary 市民安全の未来に関する各種投稿記事

これらの「6つのボタン」を更に進化させ、より楽しくためになるホームページ作りを目指してまいります。



日本市民安全学会  
ホームページ

## メールマガジン発行 ～会員向け情報発信 会員のプラットフォーム～

会員間の絆の強化のため、会員向け「メールマガジン『大地と光』」を配信しています。メールマガジンは以下の3種類を発行しています。

「回覧板」は、学会の諸行事などのお知らせを、「ヴィジョナリー」は、研修会などの講演要旨を、「風」は、会員向けの安全な生活に役立つ情報を、それぞれお届けしています。

### 今年度に発行したメールマガジン： 回覧板



メールマガジン  
【大地と光】 回覧板

- 2023.05.16. 総会および記念行事の案内
- 2023.08.31. 京都産業大学警察研究所のシンポジウムの案内
- 2023.10.03. 犯罪社会学会50回大会の案内

### ヴィジョナリー



メールマガジン  
【大地と光】 Visionary

- 2023.04.21. 陸上自衛隊 青木伸一氏
- 2023.07.27. 関東学院大学 牧瀬稔氏
- 2023.12.27. 弁護士 齋藤雅弘氏
- 2023.12.28. 弁護士 齋藤雅弘氏

### 風



メールマガジン  
【大地と光】 風 ニュース

- 2023.09.26. 労働安全衛生総合研究所 高橋正也氏
- 2023.12.19. 千葉県警察本部での研修会

ヴィジョナリーと風については、全文を再掲載いたします。

## 我が国を取り巻く安全保障環境と列島線防衛について

陸上自衛隊 第11旅団長

陸将補 青木 伸一

### 1. 我が国を取り巻く安全保障環境

我が国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化し、厳しさは一層増加している。特に、中露による国際秩序への挑戦、北朝鮮による挑発行動の継続は国際的にも地域的にも極めて大きな課題であるとともに、国際テロ、サイバー、宇宙等のグローバルな課題も一層深刻化している。

北朝鮮は、弾道ミサイル・核爆弾等の非対称的な軍事力をもって米韓に対抗するという軍事戦略の下に、核開発、特殊作戦能力及びサイバー戦能力の向上並びにICBMを含む各種弾道ミサイルの開発を推進している。特に弾道ミサイルは、現時点で空中発射形を除く全ての分類のミサイルを保有している。

中国は、情報化された軍隊の実現を目標として、2050年を目標に2020年からは第3段階となる軍の発展を推進しており、軍事力の機械化・情報化を目指した軍改革により、統合作戦能力の向上を図るとともに陸軍戦力の増強を企図している。また、台湾統一について強硬な姿勢を表明し、これに関連する軍事行動を継続している。中国軍の体制は、我が国と比較すると陸海空戦力ともに7倍の規模を有するとともに、国防予算は我が国の23年度防衛予算と比較しても約4.5倍の格差があり、軍事力の強化は驚くほどの速度で進展している。

ロシアは、強いロシアを目指して軍事改革を推進しており、特に北方領土を含む千島列島には、バスタオン戦略に基づき地対艦ミサイルを各島嶼へ配備して、オホーツク海の聖域化を図るとともに、同空域における共同哨戒飛行等を通じ露中の連携強化を推進している。

国内情勢に目を転じると、内閣府が2022年11月～12月に実施した世論調査では、自衛隊に関心があるとの回答が78.2%へ、自衛隊への良い印象を有するとの回答が90.8%へと増加しており、安全保障に関する意識の高揚が確認される。また、昨年末に策定された安全保障関連3文書においては、防衛力の抜本的強化が示され予算の大幅な増額が示される等、自衛隊に対する国家国民の期待は増大しており、我々自衛隊としては、事態を抑止し対処できる真に戦える態勢を整えることが急務と認識している。

### 2. 列島線防衛の意義

日本列島を含み、千島列島からいわゆる第1列島線を

経て南シナ海の九段線を結ぶ列島線は、ロシアや中国にとっても極めて重要な意義を有しており、これを制することは両国にとって極めて重要な軍事的目標となる。

北方領土を含む千島列島は、ロシアにとって不凍港であるウラジオオからの進出路を確保し、オホーツク海を聖域化するために欠くべからざる役割を果たしており、今後は北極海航路への影響も睨みつつその重要性が増大する。

我が国南西諸島のいわゆる第1列島線は、台湾から南シナ海の九段線と一体となり、中国の太平洋への進出路を確保し、東シナ・南シナ海を占有するとともに資源を確保するために中国にとって重要となる。今後は、A2AD戦略確立のため、いわゆる第2列島線への進出を企図するであろう。また我々にとっては、領域保全の視点のみならず、いわゆる第1・第2列島線の内側に存在するシーレーンを保全することが死活的に重要であり、同海域を中国に支配されることよりこれを分断されることを防止しなければならない。

このように、我が国にとって列島線防衛は現在も重要であるが、この重要性は将来においても益々増大していく。

### 3. 陸上自衛隊の列島線防衛態勢

平素においては、海空自衛隊と連携しつつ、沿岸監視隊等により領海・領空とその周辺海空域において常時の情報収集及び警戒監視を実施するとともに、全国に配置された作戦基本部隊等の部隊がそれぞれの担任地域において防衛警備及び各種事態へ対応している。

南西地域等においては、島嶼防衛のため各島嶼への部隊配置により、平素からの抑止態勢及び同地域に対する常時継続的な機動展開等により抑止力を強化している。本年3月16日には、石垣島に新たに部隊を編成し南西諸島における部隊配置を完了した。

事態が悪化した場合、南西諸島に平素から配置した部隊を増強すべく、機動師団・旅団等を迅速かつ段階的に機動展開させ、実効的に抑止・対処し得る態勢を確立して事態へ対処する。

仮に敵に島嶼部への侵攻を許した場合にも、水陸機動団等の水陸両用作戦部隊をもって機動展開し、島嶼守備部隊等と連携した着上陸作戦を遂行することにより、迅速・確実に敵部隊を撃破して島嶼を奪回する。

また現代戦においては、従来の陸海空という領域に加え、宇宙領域、サイバー領域及び電磁波領域への対応が必須であり、これら新たな領域における能力を従来の領域と有機的に融合させる領域横断作戦の実現が必要となる。

今後の陸上自衛隊は、前述の新たな領域での作戦遂行能力の向上に加え、軍事科学技術の進展により出現するであろう、無人兵器やAI技術の反映により変化する戦場環境へ適応する必要がある。また、ウクライナ侵略、ナゴルノカラバフ紛争等の教訓を反映して戦い方

を進化させることも重要である。そして国家国民の期待に応えるべく、隊員の意識改革を促進し教育訓練を充実させ、抑止態勢を強化するとともに事態へ対処する確実性を向上させる必要がある。

我々陸上自衛隊は、引き続き、厳しい脅威認識の下で「現代戦において戦って勝てる部隊」を育成し「あらゆる事態へ柔軟に即応し任務を完遂」する態勢を保持していきます。

御清聴ありがとうございました。



VISIONARY ビジョナリー 2023年7月27日号

## 牧瀬流まちづくりすぐに使える成功への秘訣 —明日から活用できるまちづくりの実践的な視点

著者：牧瀬 稔  
発行：経済調査会  
出版：2023.6.  
ISBN：9784863743304

まちづくり（地域づくり）をキーワード（#シティプロモーション #SDGs #シビックプライド #公民連携 #地方創生）に注目してまとめた明日から活用でき

るまちづくりの実践的なガイドブックである。特に、第VI部のまちづくりを支える議会の役割は、議会改革を進める上で貴重な資料といえる。

関東学院大学法学部地域創生学科教授の著者が、実際に関わってきた様々なまちづくりを進めている自治体の事例紹介から、最近のトピックスや注意すべき点、基本的観点を収録し、まちづくりを具体的に進めるためのヒントを提供している。



### 目次

- 第1部 地方創生のいま
- 第2部 公民連携を知る
- 第3部 まちづくりのヒント
- 第4部 まちづくりの注意点
- 第5部 条例活用でまちづくり
- 第6部 まちづくりを支える議会の役割



## ネット社会の消費者問題と市民安全 — ネット社会に消費者はどう対処するか — その1

弁護士 齋藤 雅弘

### 1. はじめに

この講演では、進展が著しいネット社会において消費者取引の被害態様が大きく変化している現状に対し、人や消費者の捉え方の変容を踏まえ、その被害への対処の課題についてお話しをします。

### 2. 現代社会における人（消費者）の捉え方の変容と法的ルール

私たちが生活している社会（通常「市民社会」と呼ばれます）では、自由で平等な市民の自己決定を尊重することを基本原理として成り立っていますが、社会の構成員である人（市民）の捉え方は、物事を正しく認識・理解し、自己の利益を最大化するような合理的選択をする人を前提にして、そのような人どうしの関係を権利・義務の関係として捉えています。市民社会の基本となる法的ルールである「民法」もこのような人を前提にしています。

しかし、近時の行動心理学や行動経済学、脳神経科学等の研究成果の蓄積を踏まえて、私たち人間は限定的な合理性をもつ存在であるという新たな知見が広く承認されるようになってきました。情報の質・量や交渉力の格差の根源には、人の限定合理性というものがあり、このような人の本質を法の形成や解釈に反映させる必要があることが主張され、これを踏まえて法的なルールの捉え直しも進んでいます。

### 3. ネット社会の進展とルール修正の必要性

他方、社会のデジタル化とICT（Information & Communication Technology）の急速な進展に伴い、特にネット取引の分野では、消費者の紛争や相談が増えています。

我が国の消費者法制では、対面による勧誘がその典型

ですが、取引上の意思決定に直接影響を与える行為を「勧誘」と捉え、勧誘で不適正な働き掛けをさせないための行為規制として不実告知の禁止などの勧誘規制がなされるという建て付けになっています。

他方、ネット取引では、ツールとしてのWeb広告やメール、SNS等の広告や表示を見て取引に至ることが殆どで、これらを従前の法制度上「勧誘」と捉えるには限界があり、表示や広告を直接規制の対象とする景表法などの規制に服するものの、消費者との間の契約の効力に影響を及ぼすものとは捉えるには困難がありました。

しかしながら、ネット取引では、まず第1に宣伝・広告は単なる情報の提供ではなく、消費者の認識や判断への働きかけが広告の一つの機能として重視されてきており、「情報提供」と「勧誘」の区別が付きにくいグラデーションの世界になっています。第2に、ネット社会ではインタラクティブ（双方向）に情報のやり取りができ、事業者が消費者の情報を入手、分析、利活用を当然のように行える点もネット取引の特徴で、この性質が広告自体の特質性を大きく変化させています。この点はプラス面だけでなくマイナス面がもっと強調されるべきではないかと思っています。第3として、ユビキタス化（いつでもどこでも）が可能となり、消費者は常に広告に追いつけられている状況になっているともいえます。加えて、第4に、ネットの大衆化で、これまで必要だった巨大な投資と大規模な資本は不要となり、誰でも広告配信が可能となっています。

この4つがネット取引における広告の性質や意義や機能を大きく変質させていますが、このような変化に適合する新たなルールが必要です。

（次号に続く）



## ネット社会の消費者問題と市民安全 — ネット社会に消費者はどう対処するか — その2

弁護士 齋藤 雅弘

(前号からの続き)

### 4. 顧客誘引ツールのもつ問題性

ネット取引では取引の入口段階から、顧客誘引のために以上のような特質を持つ様々なツールが使われています。

ある程度ネット利用の知識や経験があれば、ネット取引における情報の真実性の裏付けや信頼性が乏しいことを認識していても、その意思決定に与える影響は非常に大きいのが現実です。情報の正確性が担保されていないことから、表示だけを信用すると違法な取引に引き込まれてしまう可能性がつきまとうことを考えておく必要があります。また、広告主体と媒体（関与者）の区別ができず、責任主体が明確ではないことも問題です。さらに、個人の情報、あるいは行動履歴、その他、さまざまな情報と組み合わせられニーズにあった情報が提供される行動ターゲティング広告が日常的に行われていますし、広告とそれ以外の区別がつきにくい典型例の一つであるステルスマーケティング（いわゆる「ステマ」）もあります。

以上のようなネット社会の現実からみると、①顧客誘引のツールの機能が非常に高度化していること、②無料・少額がネット取引のデファクトスタンダードであるため取引に引き込まれやすく、契約締結の決定が安易に行われやすいこと、③取引の再現性に欠けるためトラブルが生じた場合の責任追及が非常に困難であること、④さらに人の心への介入が比較的容易であることから、占いサイト、出会い系サイトなどは心を操る典型的なツールやノウハウが使われていることが問題として指摘できます。さらに、⑤ネット取引では、決済が電子化される

ことで、高額な支払いに抵抗感が小さいことも考えるべき問題です。

### 5. 新たな法的ルールの必要性

ネット取引では、このような様々な問題があるにもかかわらず、現行法の規制は広告や表示規制に止まっています。本来、ネットの世界における取引でも、何か問題があって消費者の権利、利益を損なう結果を生じさせた場合には、きちんと責任を取ってもらえるような仕組みが必要です。例えば、ネット通販におけるクーリング・オフ権や取消権の導入など、ネット取引に対する特別の民事ルールの導入や整備が必要でしょうし、いわゆる「極悪層」には刑事責任を全うさせることが重要です。

消費者の側も、ネット取引の実態と問題点をきちんと受け止め、その上で自分自身の問題として取り組んでいく必要があります。

### 6. おわりに

最後にFacebookの元CEOが、Facebookは当初から積極的に消費者の脆弱性を利用していると発言しています（<https://www.youtube.com/watch?v=XyMIE8r3Jek>）。このとおりとすれば、ネットの社会やそこでの取引では、消費者は事業者から操縦されていることとなります。このような環境や状況においては自由意志の形成がきちんとなされていると言えるでしょうか。

ネットの社会でも、私たちの自由と自己決定が保障されるような制度を考えていく必要があると思います。

以上



2023年9月26日号

# COVID-19が私たちの暮らしに与えた影響 ～健康、人間関係、働き方・眠り方などを振り返りこれからの備える～

労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター

高橋正也

## 1. “流行り病”の世界的流行から丸3年

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が現れた当初、その後の状況を想像できた人はほとんどいなかったでしょう。これまでも幾多の感染症を封じ込めてきたこともあって、今回もなんとかなると淡い期待を抱いていました。現実には、私たちの暮らしは大きく壊されました。別な病原体による危機はこれからも来ますので、COVID-19の健康や生活などに及ぼした影響をここで振り返ってみます。

## 2. 眠り方と働き方の現状

健康になる条件の中で、睡眠は最も重視できます。にもかかわらず、わが国の睡眠時間は世界で最も短いと分かっています。しかも、コロナ禍までの数十年にわたって、睡眠は短くなり続けていました。眠り方を決める要因は多数ありますが、働き方はその筆頭です。長時間労働は減ってきている一方で、夜勤交代勤務は増え、働き過ぎや過酷な労働環境に伴う過労死等（脳・心臓疾患と精神障害）は減少せず深刻なままです。

## 3. COVID-19の唯一の利点としての在宅勤務

COVID-19は私たちの生活にダメージを与えるばかりでしたが、在宅勤務ができるようになったのは唯一の収穫かもしれません。往復の通勤が不要になったせいで、睡眠時間も若干延びました。ただし、事前の準備が不十分であったため、実際の在宅勤務ではかなりの混乱が生まれました。自宅でしっかり働くには自身で働く時間をきちんと管理しなければなりません。特に過労や長時間労働を避けるには、体内時計の特徴（昼間に活動し、夜間に休息・睡眠をとる仕組み）に即して働くことが大切です。

## 4. 睡眠と労働の同時改善

眠り方と働き方は密接に関連するため、両者を同時に改善したいものです。例えば、昨今深刻化しているハラスメントの背景には不十分な睡眠があります。よく眠っていないと、些細なことでもイライラし攻撃的になりま

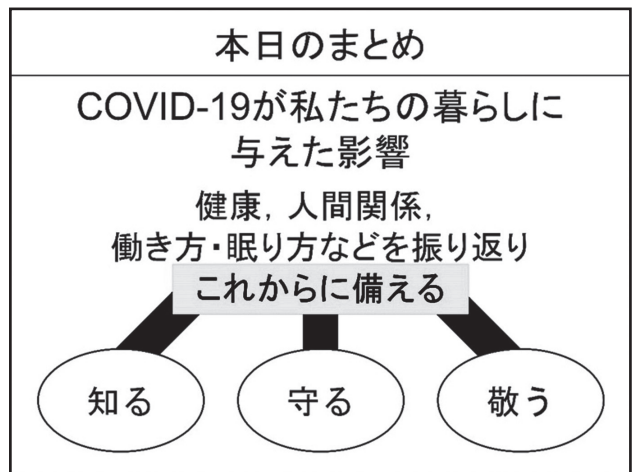
す。ハラスメントの主な加害者である上司は睡眠が悪いと、部下に対して侮辱的に振る舞うことも分かっています。逆に、睡眠が良好であると、私たちは周りの他者をより助けるようになることから、職場内の相互支援が高まると期待できます。

## 5. 働いていない時間の価値

他の国に比べて、わが国は働いていないことに罪悪感を持つように思えます。収入などの点から労働は大切ですが、それ以外の時間にも価値があります。近年、勤務間インターバル制度（退勤から次の出勤までに一定時間を空けること）が注目されています。この間隔が十分に長い（少なくとも連続11時間以上）と、そこに含まれる睡眠や休養を確保できます。結果として、心身の健康が高まったり、安全に行動できたりすることが調査研究から示されています。

## 6. 今後の危機への備え

私たちの生活を脅かす危険はこれからも続きます。将来に備えるには、下図の通り、「知る・守る・敬う」ことを提案いたします。つまり、これまでの経験から得た事実をよく理解し、健康や睡眠などを大事に守り、そうした不可欠なものを敬いながら保証していくのが肝要になるでしょう。





2023年12月19日号

## インターネットの現状とサイバー犯罪の脅威 ～千葉県警察本部研修会～

〔主催〕日本市民安全学会、警察政策学会市民生活と地域の安全創造研究部会

### ・研修会

研修会では、千葉県警察サイバー犯罪対策課の星野様から講義をしていただきました。

冒頭、インターネットの利用状況について説明がありました。英国のWe Are Social社によるDigital 2023によると、世界のインターネット利用者数は53億人に達し、対人口比率としては66.3%となっています。同様に日本のインターネット利用者は1.1億人で、割合は82.9%となっています。また、平均利用時間は世界平均では6時間37分であるが、世界で利用時間が長いのは南アフリカやブラジルで、最も短いのが日本の3時間45分とのことでした。また、日本に比べ世界では、人脈づくりや学習などにインターネットが多く使われている状況が伺えるとのことです。

このように、いまや多くの人が利用するネット世界におけるサイバー犯罪は増加しており、特に最近ではラン

サムウェアによる被害が拡大しています。千葉県警察がランサムウェアについての注意喚起を始めたのは7～8年前前で、当初はばらまき型が多かったようですが、最近では標的型が中心になっています。セキュリティ対策をしても完璧とは言えず、大切なのはバックアップを取っておくことです。

ネットバンキングの不正送金も令和4年に増えだしたほか、大手通販サイトなどをかたるフィッシング詐欺を通じて個人情報盗み取っているケースも多いとのことで、メールの文中にあるURLは触ってはいけないとのことでした。

### ・広報センター見学

同センターで、警察業務についての学びの機会をいただきました。



## お知らせコーナー（総務局だより）

総務局長 山下 弘 忠

### 令和5年日本市民安全学会の業務報告 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）

#### 総括

令和5年度は、国際的にはウクライナへの侵攻問題、更にイスラエル・パレスチナ問題と世界を脅威に貶めています。国内では、政治・経済問題、能登半島地震・コロナ感染はやや落ち着きましたが、まだまだ収束していません。さて、弊会は完全リモート会議からハイブリッド会議に移行しました。この間、研修会を毎月1回の割合で開催をして11回の研修会を開催しました。講演していただきました講演者の先生の皆様に感謝申し上げます。

この中で令和5年6月日本大学法学部で開催しました総会後のシニアフェロの贈呈式・記念講演を開催。令和6年1月に円卓会議「ハッカーから『脳とこころ』を守る」をテーマに開催され、その後闇バイト・高齢者の特殊詐欺、消費者問題等個別に討論会を行い有意義な会議となりました。また2月に全日本鹿協会の小林副会長の鹿等に関する講演、更に講演後において、港区の鹿肉レストランで鹿肉を堪能しました。3月9日、村瀬・堀内両理事から人生の終活問題を具体的に講演していただき大変に勉強になりました。

いずれも学会の会員はじめ日本大学・立正大学各大学の学生が参加し、更にスタッフとしてご協力を賜り誠に有難うございます。感謝のみです。

今後弊会として、会員が楽しめてワクワクする会にしていきたいと思っていますので、会の目的であります。市民の安全安心した暮らしを守るために、会の運営に努めていきます。

#### 1. 研修会等

4月22日（参加人員23名）

- 講演者 西山智之 先生  
日本大学法学部准教授  
テーマ 「刑法における性犯罪処罰規定の改正に関する議論について」
- 講演者 島田貴仁 先生 警察庁科学警察研究所  
テーマ 「性犯罪の発生実態について」
- 講演者 浦中千佳央 先生  
京都産業大学法学部教授  
テーマ 「女性安全対策チーム「アベリア」の活動とその理論的背景について」

5月20日（参加人員17名）

講演者 加藤弘次 先生  
日経新聞「私の履歴書」研究会会員・行政書士・社労士

テーマ 「私の履歴書」は「宝箱」です

6月3日 令和4年度日本市民安全学会総会及び記念行事・講演（参加人員最大75名）

- 日本大学法学部10号館において開催
- 記念行事  
名誉シニアフェローへの贈呈式を行い、以下の方々が記念品を贈られました  
① 前厚木市長 小林常良 氏  
② 亀岡市 山内 勇 氏  
③ 十和田市 新井山洋子 氏  
④ 厚木市 倉持隆雄 氏  
⑤ 厚木市SCサーベイランス委員会委員長 渡辺良久 氏

- 記念講演  
講演者 前厚木市長 小林常良 氏  
テーマ 「市民協働による生活安全活力の再生と魅力ある街づくり」  
記念講演後、受賞者から一言ご挨拶をいただきました。
- 懇親会 神保町の「ねこのしっぽ」で開催されました。

7月15日 警察政策学会市安研と兼ねる  
（参加人員20名）

- 講演者 浦中千佳央 京都産業大学法学部教授  
テーマ 「フランスの暴動を見る」
- 講演者 堀口 眞 氏  
テーマ 防災と「空飛ぶ光の目」ドローンの活用

9月2日（参加人員19名 内リモート6名）

- 講演者 高橋正也 氏  
労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター長  
テーマ 「COVID-19がわたくしたちの暮らしに与えた影響」
- 講演者 堀内裕子 氏  
シニアライフデザイン代表  
テーマ 「シニア5000万人時代を考える」

10月14日 警察政策学会市安研兼ねる（参加人員17名 内リモート8名）

講演者 齋藤雅弘 弁護士  
大川小学校訴訟の弁護士

- テーマ 「消費者問題と市民安全」  
11月17日（参加人員15名 内リモート3名）  
講演者 鷺野 薫 氏  
法人両全会トウネサーレ理事
- テーマ 「家族形態の実態と子供の問題行動」  
11月25日（参加人員17名 内リモート8名）  
講演者 菅野泰彦 氏
- テーマ 「ネット安全講話 14年間の集大成」  
12月9日（参加人員16名 内リモート9名）  
講演者 澤田雅之 氏  
澤田事務所所長（前科学警察研究所）
- テーマ 「大規模災害のリスクマネジメントとダメージコントロール」  
1月13日 新年会 円卓会議（参加人員最大34名）  
(1) 廣末 登 氏  
(2) 堀内裕子 氏  
(3) 齋藤雅弘 弁護士  
(4) 加藤次次 氏  
以上4名の先生方の講演後、闇サイト・高齢者特殊詐欺・消費問題のテーマごとに分かれて討論を実施。その後テーマの責任者から発表されました。  
講演終了後、同地下一階のレストランにて懇親会開催されました。
- 2月17日（参加人員15名 内リモート2名）  
講演者 小林信二 氏 全日本鹿協会副会長  
テーマ 「害獣を宝に！」
- 3月9日（9名、リモート6名）  
(1) 講演者 村瀬恵子  
テーマ 「今より大切に生きるきっかけ」  
(2) 講演者 堀内裕子  
テーマ 「エンディングを考え・実践」

## 2. 常任理事会（兼WAKUWAKU会議）

常任理事会兼WAKUWAKU会議を令和5年4月から令和6年3月までの間に毎月1回の割で開催をして学会の運営方針について検討さらに新会員かつ退会者の承認事項・事務局の連絡事項を含めて開催をしました。

4月22日 5月20日 6月3日 7月5日 9月14日  
10月3日 11月7日 12月12日 1月9日 1月23日  
2月13日 3月12日

以上12回開催 その他にコア会議を会長の指示日にその都度開催しました。

## 3. 他の機関との連携

- 6月6日 国立公文書館「徳川家康特別展」研修会  
（参加者10名）
- 7月3日 参宮橋 両全会で更生保護施設見学と意見交換会・研修会（参加者10名）  
理事長 小畑輝海氏らに面談

- 7月29日 日本プレスセンタービル「履歴書本発刊記念会」記念講演（参加者6名）
- 8月9日 千葉県警視察・本部長訪問と組織対策部課長「県警内の犯罪情勢」講演（参加者14名）
- 12月9日 日本未来科学館視察（会長以下）
- 1月26日 地域交流センター主催の首長会議に参加（参加者3名）

## 4. 反社会的研究会との連携

- 6月23日 小川弁護士による暴力団への対応について講演・質疑応答
- 9月15日 日比谷のビル内で各先生方との勉強会
- 1月12日 樋口弁護士宅において廣末登先生の講演
- 3月22日 警察庁組織犯罪対策第一課長宇田川佳宏氏「犯罪収益対策の概要について」講演  
ハイブリッドで13名参加

## 5. ホームページの推進状況

昨年にTSS会社と業務契約をして1月に1回の割合でオンライン会議を開催し、現在のホームページに到達していますが、まだまだ改革する余地がありますので、今後とも引き続き会議を重ねてまいります。当会の菅野理事を中心となって議論しています。

## 6. 機関誌

弊会の機関誌が昨年の国会図書館に引き続き、科学技術振興機構への登載となりました。登載に伴い検索すると著者名・テーマ等で閲覧できます。

## 7. 新会員と退会者（略称）

新会員 7名（4月1日～翌3月31日）

- 高橋正也
- 大澤正治
- 岡 重夫
- 一杉正仁
- 深田貴美子
- 北見昌士
- 吉田勝昭

退会会員 2名

- 須賀明子
- 吉田幸子

## 【連絡】

令和6年1月1日の能登半島地震による被災で亡くなった方及び被災者に心から哀悼の意を表します。一日も早く元の姿に戻ることをお祈り申し上げます。

弊会として赤十字を通じて義援金を贈らせていただきました。義援金に支援していただきました皆様に感謝申し上げます。1月15日に赤十字へ郵送しました。

## 【編集後記】

日本市民安全学会は、平成16年に創設され本年で20年を迎えました。学会設立当初は、犯罪がこれまでにないほど膨れ上がり、官民挙げての防犯対策が始まった頃でもありました。私たちは、歌舞伎町の防犯活動に協力したり、犯罪対策について学んだりしてきました。しかし、それよりも早く、今回の名誉シニアフェローを受賞された御三方は、街の安全安心に取り組み、地域の安心感の情勢に貢献されてきた方ばかりです。さらに、これらのリアルな犯罪対策だけにとどまらず、地域住民の「ココロの安心感」を高めることに對してもご尽力されてきました。

また、昨今の犯罪情勢としては、リアル犯罪だけにとどまらず、「脳やこころを騙す形態」にシフトしています。私たちは、これらを学び、市民の安全安心を考えることも行ってきました。

今回の「市民安全の葉」第4号は、これら双方に対する安全安心を考える記念号になったのではないのでしょうか。今回の名誉シニアフェローのお三方を始め地域の皆さまたちの「志」と「まちづくり、学校づくりへの格闘」、そして、これまで学会を支えてこられた会員の皆さまのご支援・ご尽力に對し、心から御礼申し上げます。

(編集子)



# 資 料

- ・ 会則
- ・ 新体制について

# 「日本市民安全学会2.0 会則」

日本市民安全学会会則  
2004(平成16)年4月25日制定  
2004(平成16)年4月25日施行  
2005(平成17)年1月29日改正  
2006(平成18)年11月11日改正  
2007(平成19)年3月18日改正  
2008(平成20)年5月1日改正  
2014(平成26)年5月11日改正  
2020(令和2)年12月5日改正

## 【前文】

日本市民安全学会は、16年前、「『安全問題』が、地球規模においても、国家規模においても、私たち市民生活の場においても『最重要の課題』として急浮上した」情勢下に創設され、これまで、各地の地方自治体との共催、あるいは、市民対象の研修会等の開催などを通じ、「市民生活の安全・安心の質の向上のための社会貢献活動」を行なってきました。

しかしながら、創設時に比べ、人類の生存にかかわる地球環境の変化、巨大自然災害、詐欺等知能犯罪の急増、少子超高齢社会の進展に伴う地域社会の変化、新たなサイバー空間の出現、AI時代の到来等に伴う「新たな脅威と不安」が生み出され、その多様なリスクファクターが複雑かつ有機的に結合し、加えて変化のスピードが市民生活の安全・安心を大きく脅かしています。

さらに、新型コロナウイルスによる公衆衛生危機は、伝統的な地域内での「安全観」から、「全地球規模の連携から市民一人ひとりの生活安全行動」までを包含する新たな「市民安全観」への転換を図っていくことが求められているのではないのでしょうか。

本会は、体制移行チームにより検討を重ね、今後は、これら大変化の方向性を踏まえつつ、自らのベースラインをしっかりと見据え、これまで安全・安心を支えてきた伝統的社会安全システムを検証し、設計思想の変革等「発想の転換」により、「新たな安全・安心」の社会的価値を創造するため、地域特性に即した具体的・実践的な地域活動の展開が必要であるとの認識の下、ここに、「日本市民安全学会2.0」と銘打って学会第2期のスタートを切ることとしました。

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本市民安全学会（以下「本会」という）と称する。

2 英文表記は、Japan Association of Community Based Civil Safety Sciences（略称：JACBCSS）とする。

(目 的)

第2条 本会は、子どもから高齢者まで「安全・安心に暮らせる社会づくり」に資するため、2つの生活空間（リアル+サイバー）における市民主役の健康・安全・安心創造のあり方（以下「市民安全学」という）に関する調査・研究、啓発・普及及び関係機関・団体・実務者・研究者等の相互の連携・協力を図り、新たな社会的価値の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、新技術情報を活用し、コミュニティの現場に着目した次の事業を行う。

- (1) 市民生活の健康・安全・安心学の調査・研究
- (2) 大会の開催及び研究会・講演会の開催

- (3) 安全に関する関係機関・団体等との交流
- (4) 市民生活の健康・安全・安心学の啓発・普及及び講師派遣
- (5) 調査研究の受託
- (6) 刊行物の発行
- (7) その他必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、名誉シニアフェロー、特別会員及び法人会員とする。

(正会員)

第5条 正会員は、本会の趣旨に賛同し、市民安全・安心学または関連領域の専門的知識や経験を持ち、市民安全・安心学の発展・普及に寄与できると認められる者で、常任理事会の承認を得た者とする。

(名誉シニアフェロー)

第6条 名誉シニアフェローは、本会の発展に顕著な貢献があった者または市民安全・安心学の領域において特に功労のあった者に授与される名誉称号であり、常任理事会が推挙し、総会の承認を得た者とする。

(特別会員)

第7条 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を後援するため財政的援助等をなした者で、常任理事会の承認を得た者とする。

(法人会員)

第8条 法人会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力・支援等をする法人で、常任理事会の承認を得た法人とする。

(入 会)

第9条 本会に入会を希望する者(法人も含む)は、入会申込書個人用(第1号様式)若しくは、法人用(第2号様式)に必要事項を記入し、常任理事会に提出しなければならない。

2 前項の届出があった場合、常任理事会は入会の可否について審議しなければならない。

3 入会の承認を得た者は、当該年度の会費を速やかに納入しなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会の行う各種行事に参加することができる。また本会の発行する刊行物の配布やテレビ会議システムや電話会議システム等により、関係情報を受けることができる。

(退 会)

第11条 次の各号に掲げる者は、本会を退会したものとみなす。

- (1) 本会を退会する意思を表明した者
- (2) 第25条で定める会費を2年間連続で未納の者

(除 名)

第12条 次の各号に該当する者は、常任理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損した者
- (2) 本会則に従わない者

## 第3章 役 員

(役 員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 会 長              | 1 名   |
| (2) 最高顧問             | 1 名   |
| (3) 副会長(及び「夢」委員会委員長) | 2名以上  |
| (4) 常任理事(特命理事を含む)    | 10名以上 |
| (5) 委員               | 2名以上  |
| (6) 監事               | 2名    |
| (7) 評議員              | 3名以上  |

(8) 顧問

(役員を選出等)

第14条 役員を選出は次による。

- (1) 会長及び副会長は、常任理事の互選とし総会の承認を得るものとする。
- (2) 最高顧問、「夢」委員会委員長は、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (3) 常任理事は、別に定める規定により選出する。
- (4) 監事は、会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- (5) 委員は、常任理事会の承認を得るものとする。
- (6) 評議員、顧問は、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、常任理事会が指定する副会長が会務を総括する。
- (3) 常任理事は、本会の運営執行責任者として、会長、副会長、総務局長とともに本会の発展に努めなければならない。
- (4) 評議員は、会長、副会長、常任理事会の諮問に応じるとともに、本会の運営について提言や意見を述べる事ができる。
- (5) 顧問は、市民安全学の先人として知見を伝承するものとする。
- (6) 委員は、広く会務を助け、常任理事会を補佐する。
- (7) 監事は、本会の会計及び会務の運営状況を監査する。

(常任理事等の役割)

第16条 常任理事は、次に掲げる役割を担当するものとする。

- (1) 総務担当副会長(常任理事)は、学会の基本方針の策定、各種会議の運営の掌理に関すること。
- (2) 総務局長(常任理事)は、常任理事会の企画、総務局の運営(会員情報の管理、会員との情報連絡、会費及び会計管理等)、HPの編集等の事務の統括に関すること。このため、総務局に、第1次長、第2次長、編集委員会委員長を置く。
- (3) 領域別副会長(常任理事)は、専門分野の知見を本会の事業発展のために活用すること。また、組織強化、支部活動及び地域関係団体、他の学会との連携に関すること。
- (4) 特命理事は、大会開催地大会長、会長の特命事項調査など、本会の機動的運営のための特命事務を担当するものとする。

(役員の仕事)

第17条 会長、常任理事、評議員、監事の仕事は1期2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中において、第14条に掲げる役員交代が必要と常任理事会が認めたときは、同条の規定に基づき、任期途中でも役員を選出できるものとする。
- 3 委員、顧問の仕事は、特に定めのないものとする。

## 第4章 会 議

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会長が招集する。また、必要に応じ、適宜、テレビ会議により常任理事会を開催するものとする。

- 2 常任理事会は、常任理事総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- 3 常任理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって決定する。
- 4 なお、半数以上の常任理事が常任理事会の開催を求めた場合、会長は、速やかに常任理事会を招集しなければならない。

(総 会)

第19条 総会は、全会員をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 事業の執行結果及び事業計画の承認
- (2) 役員を選任

- (3) 名誉シニアフェローの決定
  - (4) 予算及び決算の承認
  - (5) 会費に関する事項
  - (6) 会則の改正
  - (7) その他常任理事会が必要と認めた事項
- 2 総会は、年1回開催するものとし、常任理事会の議を経て会長が招集する。このほか、常任理事会が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。なお3分の1以上の会員が総会の開催を求めた場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- 4 総会の議は、出席者（オンライン出席を含む）の過半数の賛同によって決定する。

## 第5章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務局及び事務所は、会長の指定する場所に置く。

- 2 総務局は、担当常任理事（副会長・総務局長）の指示により、会長印の管理、各種資料の作成・管理、名簿の管理、会員への連絡、会費請求などの事務を行うものとする。

## 第6章 担当副会長・「夢」委員会委員長

(担当副会長)

第21条 本会に、会則第3条に定める各種事業を効率的に実施するため、担当副会長を置くことができる。

(「夢」委員会委員長)

第22条 会長の下に、「夢」委員会委員長を置くことができる。

## 第7章 支部

(支部)

第23条 本会に、会則第3条に定める事業を効率的に実施するための活動拠点として、支部を設置することができる。

- 2 支部を設置する場合は、常任理事会の承認を得なければならない。

## 第8章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

(会費)

第25条 通常会員の会費は年額5,000円とし、年度初めに納入するものとする。

- 2 法人会員の会費は年額1口30,000円とし、年度初めに納入するものとする。
- 3 国外に在住し、かつ国内に連絡先を有しない者の会費の額は、理事会の定めるところによる。
- 4 退会者には、納付した会費は返納しないものとする。

(計画・予算・事業報告・決算)

第26条 常任理事会は、本年度の事業計画を策定し、予算を編成して総会の承認を得なければならない。

- 2 常任理事会は、前年度の事業報告・収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 解散・委任

(解 散)

第28条 本会を解散しようとするときは、会員の4分の3以上の承認により解散できるものとする。

2 解散時の本会の財産処分は、理事会に諮り定めるものとする。

(委 任)

第29条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定め、総会に報告しなければならない。

## 第10章 個人情報取り扱い

(目 的)

第30条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責 務)

第31条 本会は個人情報保護に関する法令等を順守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周 知)

第32条 個人情報取扱いは都度総会資料等で会員に周知し運用を徹底するものとする。

(個人情報の取得)

第33条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て事務局に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取り消し)

第34条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利 用)

第35条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 会費請求、その他文書の送付
- 2 会員名簿の作成
- 3 選考委員会活動
- 4 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管 理)

第36条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第37条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合は除く。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4 国の機関若しくは地方自治体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

## 第11章 補 則

(施 行)

第39条 本会則は、2004（平成16）年4月25日より施行する。

(改 正)

2005（平成17）年1月29日改正 第8条及び第22条第2項の法人会員規程の追加。

(改 正)

2006（平成18）年11月11日改正 第13条第1項第2号の副会長を1名から2名に改正。

(改正)

2007(平成19)年3月18日改正

- ・第2条、第3条、第5条、第9条第1項、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条第1項、第20条第1項、第20条第4項、第21条を一部改正
- ・第9条第2項、第9条第3項、第11条、第16条、第17条第2項、第17条第3項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条、第25条第4項、第28条、第29条を追加

(附則)

第17条 役員任期について、特例処置として2006(平成18)年度役員任期を2007(平成19)年3月31日までとする。  
2007(平成19)年度役員任期を2007(平成19)年4月1日から2008(平成20)年3月31日までとする。

(改正)

2008(平成20)年5月18日改正 第13条第1項第7号の監事を1名から2名に改正

(改正)

2014(平成26)年5月11日改正 第26条第1項の通常会員の会費を年額3,000円から5,000円に改正。

(改正)

2020(令和2)年12月5日改正

- ・第4章 第18条 理事会 削除
- ・第10章(第31条から第38条)を追加し、従来の第10章第30条を第11章39条と改正。

(附則)

-令和2年12月5日から施行する。

# 令和6年 日本市民安全学会新体制

改定日：令和6年6月22日

## 【新体制の考え方】

日本市民安全学会の目的は、市民安全学（市民の市民による市民のための安全学の構築、換言すれば、安全安心の社会的価値創造を目指した活動にあります（会則1.0、2.0）。

しかしながら、市民安全をめぐる大きな環境変化の中で、新たな視点からの安全安心価値創造が求められ、私達はこれに適応するため、2020年に会則を変更（会則2.0）し、活動のあり方について検討を重ねてきました。

本学会創設の原点に思いを致す時、本学会の特色が官民を含む各界の安全安心分野のリーダーが「共に学び共に考え共に行動する職種横断的な組織体」であり、自助・共助・公助を繋ぐ非営利の「中間支援組織」であることが明らかになってきました。

また、その特性をさらに深めるためには、「リーダー間の信頼と絆を高める」ことが、これまで以上に重要であることも明らかになってきました。

創設20周年の年に当たり、わが学会の社会的使命を果たすため、組織運営の考え方を蜂の巣のハニカム型運営に転換することにしました。縦割り短冊型と違って、部門間の隙間や空白を作らず変化のスピードにも適応できる最適な組織運営と考えたからです。

特に、予防安全の徹底を図るためには、組織横断的に点在するリスクファクター（危険因子）が結合しないよう、常に、俯瞰的・複眼的に、かつ、持続的な取り組みが必要になります。異分野異業種の多様な「知恵の力」のネットワークを効率的に繋げていくことこそ、今、本学会が行うべきことではないでしょうか。

## 【学会運営のエンジン機能】

- ・会 長 石附弘
- ・最高顧問 藤岡一郎
- ・会務総括担当副会長 山下弘忠
  - 倉持隆雄 西山智之
- ・編集総局長 濱田宏彰
  - 櫻田秀美 鈴木英夫 斎藤晃顕
- ・監 事 小松仲史 山田典子

## 【安全安心の対象別担当副会長】

- ・富田俊彦
- ・村瀬恵子
- ・四方 光
- ・堀内裕子
- ・河井繁樹
- ・西田佳史
- ・鈴木英夫
- ・斎藤晃顕

## 【夢委員会委員長】

- ・原田 豊



新体制の考え方（会則2.0）  
ハニカム型の運営  
水平的・協働的・融合的  
ガバナンスされた型  
（24.6.22から）



夢委員会委員長  
原田豊

ヒューマンネットワーク  
担当副会長 齋藤晃顕

心身・教育担当副会長  
鈴木英夫

スマート・セーフコミュニティ  
担当副会長 西田佳史

使命：新たな安全安心の社会的価値創造  
ハニカム型組織運営へ  
予防安全の中間支援組織：「機能」発揮最適運営

常任理事会（WAKUWAKU会議）  
会長 石附 弘  
会務総括担当副会長 山下弘忠

会則1.0の考え方  
縦割り短冊型の運営  
垂直的・効率的。しかし  
「予防安全」には機能限界



生活安全・QOL向上担当副会長  
（レジリエンス生活安全）  
富田俊彦

フレイル・医療・福祉担当  
副会長 村瀬恵子

デジタル担当副会長  
四方光

レジリエンス防災担当副会長  
河井繁樹

人生100歳時代担当副会長  
堀内裕子

ガバナンス

日本市民安全学会  
新体制 エンジン関係  
新役員 2024.6.22

ハニカム型組織のエンジン機能  
知の協働から融合へ ネットワークの力

活動の柱  
■研修会・現地調査  
安全安心まちづくり大会  
■情報発信（①葉・②HP）

①市民安全の葉  
（2024.6. 第4号発行）

機関誌「市民安全の葉」第4号  
第22回 大会20周年記念号  
ISSN 2758-3589

学会創設20周年大会  
命の安全と尊厳ある社会づくり  
— 予防安全の原点からのアプローチ —

年1回発行予定

shimin-anzen-gakkai.org

特集1 円卓会議ハッカーから「脳と心」を守り抜く  
特集2 名誉シニアフェロー 第4期 記念講演・大討論会

日本市民安全学会  
Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences

学会活動の会務・企画・運営  
・常任理事会（WAKUWAKU会議）  
・会長 石附 弘  
・会務総括担当副会長 山下弘忠  
・総務担当副会長 倉持隆雄  
・総務局長 西山智之

最高顧問  
藤岡一郎

監事 小松仲史  
山田典子

常任理事  
評議員  
顧問  
WAKUWAKU委員

・夢委員会委員長 原田豊  
・名誉シニアフェロー選考部会長 西田佳史

②ホームページ（HP）  
2024.6～ 新しいHP画面

市民安全の今  
Visionary  
安全安心の未来  
ちよつと良い話  
市民安全のオアシス  
伝承館  
市民安全の歴史を学ぶ  
仲間のページ  
はて？ ねむら〜

月1回 刷新予定

編集総局長 濱田宏彰  
・葉の制作（特集・論稿・デザインなど）  
・HPの制作（企画・技術：コーナー担当）  
・伝承館館長 鈴木英夫  
・ちよつと良い話 齋藤晃顕  
・仲間のページ 櫻田秀美

本誌日本市民安全学会創設20周年記念号は、  
WAKUWAKU会議の皆様のご意向を踏まえ、執筆者の皆様、  
編集委員会の皆様、そのほか多くの皆様の熱い議論を通じ、  
ご関係の皆様のご特別のご尽力により、  
完成することができました。  
こころから厚く御礼申し上げます。

#### 総務局

局長： 山下弘忠  
第一次長： 菅野泰彦  
第二次長： 西山智之  
編集委員会委員長： 濱田宏彰

#### 機関誌編集委員会

濱田宏彰、石附 弘、山下弘忠、鍋木重治、河井繁樹、川崎末美  
菅野泰彦、櫻田秀美、鈴木英夫、山田典子、田島敏明、原田 豊

#### 名誉シニアフェロー選考部会

西田佳史、原田 豊、山下弘忠、濱田宏彰、西山智之  
山田典子、櫻田秀美、村瀬恵子、河井繁樹、宮崎道名  
堀内裕子、新谷珠恵、向山静雄、斎藤晃顕、石附 弘

#### ホームページ制作技術会議

(有) TSS 鍋木社長 (学会常任理事)、小林チーフ 他  
学会事務局 菅野、櫻田、濱田、西山、石附、山下 他

発行日：令和6年6月22日  
発行責任者：日本市民安全学会  
<https://shimin-anzen-gakkai.org/>



日本市民安全学会  
ホームページ

会長：石 附 弘

\*本機関誌の、無断使用・転載・複写を固く禁じます。

電話1本で「脳とこころ」をハッキングされ、若者は闇サイト犯罪の「加害者」に、高齢者は特殊詐欺の「被害者」に！ 生活安全警察の原点は「加害者も被害者も生まない社会」と提唱したのは、日本警察の祖・川路大警視でした。では、自らの「脳とこころ」を他者に支配されることなく、主体的に自由・自立・自律の状態に維持するにはどうすればよいのでしょうか？



講師の先生方



日比谷図書文化館スタジオプラス  
ハイブリッド（リアルとzoom）方式



グループ討論



グループ討論の進め方 説明



グループ討論



グループの意見集約・発表



新年賀詞交歓会 本年も頑張りましょう

1月の円卓会議では、現代を「誰でも騙される可能性がある時代」とし、脆弱性は「属人的・状況的な『こころの隙間』」に、強靭性は「属人的・状況的な『こころの充実』」に関係しているらしいとの議論になりました。日本市民安全学会は、今後とも、時代の変化に適応した市民安全安心学の構築を目指して行きたいと思えます。